

第三班

野本禎司  
大橋佑季子  
杉岳志

対馬歴史館所蔵『武家諫忍記』の基礎的検討

——その成立事情をさぐる——

はじめに

第三班は、対馬歴史館所蔵『武家諫忍記』（以下、対馬本）の成立事情をさぐることを課題とした。その際、まず基礎作業として対馬本（一七巻・日録・国法・教法、全二冊）の史料翻刻を行い、それをもって当班の共通作業とした。

『武家諫忍記』は、『堪忍記』『武家勸懲記』『土芥寇讎記』『諫懲記後正』『武家諫懲記後正』などと題される「大名評判記」のうちの一つである。<sup>1)</sup>これら「大名評判記」諸本の成立年代は、盛岡市中央公民館所蔵『武家諫懲記後正』の「叙」を参考に、『武家諫忍記』（万治二年（一六五九）前後）↓『武家勸懲記』（延宝三年（一六七五））↓『諫懲記後正』（元禄一四年（一七〇一））↓『武家諫懲記後正』（享保一年（一七二六））とされている。また、後年成立の「大名評判記」は、先行するものから引用・抜粋が多用されていることが明らかにされている。ゆえに、「大名評判記」諸本の関係性の分析という基礎的研究を行う必要性がある。

当班では、この問題意識を継承し、まず、メンバーが任意の一大名家を選択し、一大名家から「武家評判記」諸本の関係性を問うことを目的として作業を開始した（少しずつ検討対象の大名数を増やした）。その際、成立年の早い『武家諫忍記』を中心に、『武家諫忍記』諸本における比較（ヨコ）、「大名評判記」諸本における比較（タテ）という方法をとった。こうした検討を通じて、当班では、講義中に他班からの指摘もあったが、対馬本の「特異性」に注目し、共通テーマを「対馬歴史館所蔵『武家諫忍記』の基礎的検討―その成立事情をさぐる―」とした。ただし、当班の最終的な目標は、「大名評判記」諸本の関係性を明らかにすることであり、各論においては当初の方法（任意の大名家のタテ、ヨコ相互の検討）及び各自の視点にもとづき、「大名評判記」諸本の間接性を検討することを、あらかじめ断っておきたい。

総論では、第三班の共通作業の成果である対馬本の史料翻刻をもとに、①『武家諫忍記』諸本と対馬本との比較からみえる対馬本の特徴、②対馬本内における記載内容（大名名・居所）の違いに着目し、課題に迫ることにしたい。よって、「大名評判記」諸本における比較（タテ）は、各論において展開することとする。ただし、対馬本の特徴を理解する必要性から『武家勸懲記』のみ行なった。<sup>2)</sup>

『武家諫忍記』は、現在二二本確認されており、そのうち目を通した『武家諫忍記』は八本である。<sup>3)</sup>また、『武家諫忍記』の内容構成は、大名名、出生地、続柄、父、内室、家紋、居所、石高、領知の様子、家老名、大名の人柄・行跡、愚評である。愚評以外の項目は、『武家諫忍記』において「本文」とされる。<sup>4)</sup>

なお、『武家諫忍記』諸本のなかでの対馬本の「特異性」については、講義期間中における他班の成果をまとめると以下のようになる。①収録大名数が少ない（他本は二〇一名、聖藩本は「巻頭目録」「本文」から六郷政勝が抜けており二〇〇名）、②書写時期が遅い（他本に比べ藩主名が後年のものがある）、③愚評の記載内容が他本に比べ減少し要約文に近い。

さて、ここでは、他班の成果、さらに当班での議論をふまえ、『武家諫忍記』が写本によって現存していることに對する留意の必要性を改めて強調したい。写本行為を行う人物の社会環境、意識を重視する必要があると考えるからである。『武家諫忍記』諸本における次の記述内容に注目したい。

- ① 「評ノ事ハ何モ前ニ記スカトシ、別ニカハル事ナシ故ニ畧之」（聖藩文庫本）
- ② 「自是後諸々評義ニ不及、前之心ヲ以テ悟リウトシマセ、又心サシ有人評義思慮アルヘキモノナリ、本文之外不詳ニ依テ不及評義有品々之類多シ、前々之心ヲ以テ考ニ可成故、従末之分ハ評ヲ畧ス」（岡山大本）
- ③ 「自是後諸々評義ニ不及、前之心ヲ以テ悟知スヘシ、亦心サシ有人評義思リヨ可有物也」（養賢堂文庫本）
- ④ 「自是後諸々評義ニ不及、前之心ヲ以テ悟知ヌヘシ、心サシ有人評義思慮可有者也」（興讓館本A）
- ⑤ 「自是後諸々評義ニ不及、前之心ヲ以テ悟知スヘシ、心サシ有人評義思慮可有者也」（興讓館本B）
- ⑥ 「自是後諸々評義ニ不及、前之心ヲ以テ悟リ知ヌヘシ、亦心サシ有人評義思慮可有物也」（村上文庫本）
- ⑦ 「自是後諸家評義ニ不及、前之心ヲ以テ悟リ可知、亦心サシ有人評義思慮可有者也」（狩野文庫本）
- ⑧ 「自是後諸々評義ニ不及、前ノ心ヲ以テ悟スヘシ、又心サシ有人々評義思リヨ可有者也」（対馬本）

右の部分は、卷一五、松平備前守源隆綱の「愚評」の記述である。これによれば、『武家諫忍記』の構成要素のひとつ「愚評」の記述が松平隆綱以降の大名では省略され、「前之心」をもって察するべき、あるいは「心サシ有人」は評議、思慮するよう記されている。すなわち、『武家諫忍記』を讀書、写本する者は、著者の主張を理解し、その思考をめぐらすことが要請されているのである。また、「愚評」の記述には『武家諫忍記』の主張が盛り込まれているといえるであろう。前述したように対馬本の「愚評」の記載内容は他本とは異なる。ただし、対馬本の編者が『武家諫忍記』の主張を理解し、「愚評」の記述内容を書き替えていたのであれば、対馬本の性格は他の『武家諫忍記』諸本と何ら変わるものではないであろう。

対馬本の「特異性」とは何か、対馬本の編者が意図したものは何か、その成立事情を探ることにしたい。

## 一 対馬本データの特徴

### 1. 『武家諫忍記』諸本との比較から

ここでは他本との比較から対馬本データの特徴を検討する。

まず、対馬本に記載のある大名家数の確認から始めたい。「日録」「巻頭目録」「本文」に記載がある大名名をまとめた第1表によれば、「日録」には一八一家、「巻頭目録」「本文」には一七二家が収録されている。よって、他本に比べ、本文記述がある大名家数は二九家少ない。また、対馬本では、「日録」に掲載されている大名家数と、本文記述のある大名家数が大きく異なる（理由は後述）。

また、他本と比較した際、対馬本では大名家の収録巻数や掲載順が異なる場合がある。他本で巻九に収録される松平康次は、対馬本では巻一一に、他本で巻一七に収録される土方雄豊は、対馬本では巻一八に収録されている。掲載順の違いでは、巻五に収録される酒井三家は、他本では忠治、忠清、忠直の順だが、対馬本では忠清、忠直、忠治の順となっている。他にも、巻一八に収録される松平良尚は、同巻に収録されるが他本に比べ先に掲載されている。

さて、対馬本において本文記述のない全二九家の大名名・居所などをまとめたものが第2表である。第2表から以下の二点が指摘できる。

①他本において巻七、一一に記載される大名一八家が、対馬本では全て本文記述がない。対馬本において「日録」に収録される大名家数と本文記述のある大名家数との差が大きいのはこのためである。そのうち、巻七については、「日

録」には記載があるものの、欠本であるのか、そもそも作成されなかったのか、巻七の写本自体が現存していない事情がある。なお、巻七、一一に収録されている大名家の多くは譜代大名である。

②巻七、一一を除く一一家についてみると、第2表No.1堀田家、2京極家、5一柳家、6水野家、7酒井家の五家は改易された大名であり、改易された年代は、万治三年（一六六〇）から寛文九年（一六六九）までの間である。その他の六家は、記載されない理由を特定できず、うち四家は巻一八に収録される大名家である。

つまり、対馬本に記載されない大名家は、①他本の巻七、一一に収録される大名家である、②寛文九年以前に改易された大名家である、③他本で巻一八に収録される大名家が多いという特徴がある。

次に、他本と対馬本とで大名名・居所の記載が異なる場合についてみていく。大名名・居所の異なる大名一八家を第3表にまとめた。その際、音読みが同じで表記が異なるなどの違いは除外した。備考には、他本と対馬本との関係を記した。

大名名が異なる例は二一家ある。他本と対馬本との差異の理由は、No.2立花家、No.7戸沢家は未詳であるが（誤記の可能性が高い）、残り一〇家は代替りによるものである。代替りの年代は、承応三年（一六五四）から寛文十一年（一六七一）までの間である。

居所が異なる例は五家ある。差異の理由は、No.①徳川家は、未定であった居所が決定したこと、残り四家は転封したためである。その年代は、寛文元年（一六六一）から寛文九年（一六六九）までの間である。

以上、『武家諫忍記』諸本との比較から、対馬本は、大名名・居所のデータが寛文末期に揃えられている特徴を見出すことができる。

### 2. 対馬本内の記載から

ここでは、対馬本の「日録」の大名名と「巻頭目録」「本文」の大名名とを比較する。対馬本では、両者の記載が異なる例が九家ある。第4表には、その九家の「日録」と「巻頭目録」「本文」の大名名をまとめ、備考に両者の関係を記した。これによれば、すべて「日録」の大名名が代替りによって後年のものになっている。代替りの年代は、明暦三年（一六五七）から寛文十一年（一六七一）までの間である。

つまり、対馬本では、「巻頭目録」「本文」より「日録」のほうが、大名名をより正確に寛文末期のデータとしていた。対馬本では「日録」と本文記述とで

齟齬が生じることになるが、このことは、対馬本の編者が大名家のデータを寛文末期のものへと書き替えようとしていた意図を浮き彫りにしたものと考える。

## 二 寛文期データとの整合性と対馬本の本文記述

前節によれば、対馬本の編者は、大名名・居所のデータを、寛文末期のデータに揃える意図をもっていたといえるだろう。本節では、①対馬本のデータと寛文末期のデータほどの程度整合しているのか、②他本と異なる大名名、居所の場合、当主の出生地・続柄、大名の人柄、領内の様子は本文においてどのように記述されるのか、見ていくことにしたい。

### 1. 寛文期データとの整合性

寛文末期以前に代替わり、転封した大名家であっても、対馬本において代替わり以前の当主、転封以前の居所で記載されている場合がある。寛文四年（一六六四）より前に代替わり、転封したが、対馬本において記載が変更されていない大名家を第5表にまとめた。なお、前掲第1表の右側に寛文四〇一年（一六六四）の大名名、居所のデータを掲載したので参照されたい。上限を寛文四年としたのは、同年に朱印改が行われ、居所との関係が把握しやすいことによる。第5表によれば、変更されていない大名名は七家、居所は二家ある。ここでは居所の二家と大名名についてデータを正確に把握できていないという点で第4表No.5の有馬家について具体的にみることにしたい。

居所について、第5表No.②増山家は、「三州西尾」と記載されているが、増山家は寛文三年（一六六三）に下総国下館に転封されている。No.①青山家は、「伊豫ノ小諸」と記載されているが、このような居所は存在しない。青山家は、信濃国小諸を居所としていたが、寛文二年（一六六二）大坂城代就任にともない小諸を離れている。城代の記載は、巻二「牧野家が参考となる。牧野家は、承応三年（一六五四）から寛文八年（一六六八）まで京都所司代を務めており、「京都所司代二条三居ス」と記載されている。青山家の場合も居所は大坂となるべきであろう。対馬本において「信州小室」の記載は、酒井忠能（巻二三）にあり、寛文四年時に信濃国小諸を居所とするのは同家である。対馬本の編者は、青山家のデータを把握できず、信濃国小諸を居所とする大名を整合させることができなかつたと考えられよう。

大名名について、第4表No.5有馬家の間違い方は興味深い。有馬家は、「日

録」では「有馬中務太輔源頼元」、「巻頭目録」では「有馬松千代源頼利」、「本文」では「有馬松千代源後諱」となっている。とくに「本文」では諱を「後諱」とし、本文中では「俊（ごんべん十章）」としている。他本の本文では、有馬家の当主について、聖藩本では「有馬松千代源氏後諱頼利」、池田家本では「有馬松千代源頼利」、それ以外では「有馬松千代村上源氏後号玄蕃頭頼元」と記している。これによれば、対馬本の編者は、聖藩本を参照して誤記したということになるのか。いずれにせよ編者は有馬家の当主を全く把握できていない<sup>5)</sup>。以上のように、対馬本では、正確に寛文末期にデータが揃えられていたわけではない。しかし、寛文末期のデータと未整合であるのは、本文記述がある大名一七二家のうち九家であり、収録大名数全体の一割にも満たない。また、一大名家が日本全国の大名名とその居所を、ある特定の時期において正確に把握することは困難であったであろう。対馬本の編者は、寛文末期にデータを揃えようとしていたが、その限界であったと理解しておきたい。

### 2. 他本と大名名・居所が異なる大名家の本文記述

ここでは、他本と大名名・居所が異なる大名家の領内の様子、当主の人柄、愚評などが対馬本においてどのように記述されているのか、『武家諫忍記』諸本と『武家勸懲記』との比較作業から見ていくことにしたい。『武家諫忍記』諸本との比較には、これまで同様に聖藩本と刈谷本を使用した<sup>6)</sup>。

他本と大名名・居所が異なる大名家は一六家ある（第3表参照）。この一六家の本文記述は、当然ながら他の『武家諫忍記』諸本とは異なる記述内容となる必要がある。具体的に取り上げる大名家について、大名名が異なる場合は、対馬本に記載される大名名が『武家勸懲記』でも共通している（代替わりしていない）No.3本多家、No.4南部家、No.8井上家、No.11西尾家としたい。居所の異なる大名家は、新封されたNo.①徳川家を除く、No.②奥平家、No.③永井家、No.④石川家、No.⑤朽木家の四家を取り上げることとする。

また、(a) 大名の出生地・続柄、(b) 大名人柄、(c) 領知概況、家臣処遇（知行渡し率・江戸在府給など）、(d) 愚評と分けて述べていくことにしたい。

No.3本多家（第6表）：対馬本と『武家勸懲記』の当主は忠平、聖藩本・刈谷本は忠平の前当主忠義である。(a) 『武家勸懲記』の記述と同様である。(b) 本文の内容は聖藩本・刈谷本に近いが、文章表現はオリジナルである。(c) 聖藩本・刈谷本の記述と同様である。(d) オリジナルの文章となっている。

No.4南部家（第7表）：対馬本と『武家勸懲記』の当主は重信、聖藩本と刈

谷本は重信の前当主重直である。(a)(b)(d)とも刈谷本の記述とほぼ同様である。つまり、当主名のデータのみ変更され、本文の記述内容は書き替えられていないのである。ただし、(d)で「孝経」を「古語」と変更しており、この点のみ『武家勸懲記』と共通している。(c)刈谷本の記述と同様である。しかし、傍線部のように刈谷本にある「遠国タリトイヘ五」の記述がない。前節で見たように、対馬本の編者は、自然・地理的要因によって不利になる記述を削除する傾向が見て取れよう。

No.8井上家(第8表)：対馬本と『武家勸懲記』の当主は正任、聖藩本と刈谷本は正任の前当主正利である。(a)『武家勸懲記』の記述と同様である。(b)(d)オリジナルの文章である。(c)聖藩本・刈谷本の記述とほぼ同様であるが、表中傍線部のように『武家勸懲記』の記述とも共通する部分が多い。

No.②奥平家(第9表)：対馬本、聖藩本、刈谷本の当主は忠昌、『武家勸懲記』の当主は忠昌の次々当主昌章(次当主は昌能)である。(a)『武家勸懲記』の記述に近い。すなわち、本文の大名名に忠昌とあるが、出生地・続柄の内容は昌章のものなのである。(b)「末若年ニテ何ノ差別ナシ」と『武家勸懲記』との共通性がみられ、大名人柄の記述も昌章の内容を示すものと理解できる。ほかは対馬本にオリジナルの記述である。(d)記述がない。(c)表中下線部のように『武家勸懲記』に同様の記述を見出せる。しかし、注日したいのは、『武家諫忍記』における出羽山形の領知概況の記述である。「新地ヒラキ運上課役懸物等外二四万七千石余アリ、米穀生払共二悪シ、年貢所納五ツヨリ六ツマテ、家中へ四ツ成、在江戸之年百石二付四人扶持外二模合有、地ニ禽獸柴薪多シ、土地下也、城本国之東南、奥州ニ近シ、家老山田、奥平」(刈谷本巻四、松平清良)。これによれば、引用史料傍線部が対馬本と共通の記述となっている。しかも、「年貢所納五ツ六ツマテ」「城本国之東南、奥州ニ近シ」は、『武家勸懲記』の記述と共通しないが、引用史料の記述と共通する。さらに、傍線部以外の記述(新地運上課役、家臣処遇)は刈谷本の奥平家の記述に共通する。つまり、対馬本の編者は、主に領知概況と家臣処遇とで『武家諫忍記』の参照巻を使い分けて(c)の記述をまとめたと考えられるのである。

No.③永井家(第10表)：対馬本の当主は尚征、『武家勸懲記』の尚征の次当主尚長、聖藩本と刈谷本は尚征の前当主尚政である。(a)聖藩本、刈谷本の記述と同様である。(b)「志ウスシ」を「不学」に変更し、「草花植木ヲ集ル事甚シ」を削除した外は刈谷本と同様である。(d)「荀子」の引用部分を削除した以外は、聖藩本、刈谷本と同様である。ただし、最後に「云々」を付している。

(c)居所・石高は『武家勸懲記』の記述に共通する。しかし、領知概況、家臣処遇の記述は、「又五萬石ニ及トモ云」「但シ水損ノ年有之故」「海魚大坂ヨリ上ル」「海辺ナリ」以外は刈谷本の記述と同様である。ここでは、対馬本において書き替えらるべき領知概況の記述が『武家諫忍記』諸本の永井家の記述と同様となっているのである。

No.④石川家(第11表)：対馬本、聖藩本、刈谷本、『武家勸懲記』ともに当主は昌勝である。(a)(b)(d)とも刈谷本の記述と同様である。(c)表中下線部のように『武家勸懲記』と共通する部分もあるが、『武家諫忍記』の山城淀の記述を見たい。第10表の巻六永井家の領知概況(とくに刈谷本)と同様の記述であることがわかる。そして家臣処遇については、『武家諫忍記』の石川家の家臣処遇の記述と同様である。ここでも対馬本の編者は、主に領知概況と家臣処遇とで『武家諫忍記』の参照巻を使い分けて(c)の記述をまとめたと考えられるのである。

No.⑤朽木家(第12表)：対馬本、聖藩本、刈谷本の当主は植綱、『武家勸懲記』では植綱の次当主季綱である。(a)(b)(d)とも刈谷本の記述とほぼ同様である。(c)表中下線部のように『武家勸懲記』と共通する部分もあるが、『武家諫忍記』の丹波福知山の記述を見たい。「新地運上課役等外二一萬石余有、米売生払トモ二中、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、家中へ三ツ半、在江戸ノ年四ツナリ、百石ニ五人扶持、外二模合有、領内ニ鳥獸柴薪多シ、民不豊、土地中、城本国ノ西南、海ナシ山分多、諸事不自由ナリ、サレテ京都ニ近ユヘリ以テヨシトスヘシ、家老板倉、松平」(刈谷本巻二、松平忠房)。これによれば、奥平家の場合と同じく、引用史料の傍線部とそれ以外の記述について朽木家の刈谷本記述を合わせると対馬本の記述が成立することがわかる。しかし、注意したいのは、これまでのように領知概況、家臣処遇との参照巻の使い分けが明確でない点である。領知概況は、すべて丹波福知山の記述を参照すべきであるが、土地柄と城の位置について朽木家の記述を参照しており、記述に混乱がみられるのである。

以上によれば、他本と大名名・居所が異なる大名家の本文記述は、次のようにまとめることができる。①当主の出生地・続柄、居所、石高は『武家勸懲記』を参照している可能性がある。②大名の人柄については、(イ)オリジナルの記述内容とする(No.3本多家、No.8井上家)、(ロ)先代の『武家諫忍記』の記述内容を踏襲する(No.4南道家)。③領知概況、家臣処遇の記述については、(イ)『武家諫忍記』諸本において該当する領知概況の記述と転封以前の家臣処遇の

記述とを合わせる（No.②奥平家、No.④石川家、No.⑤朽木家）、（口）転封以前の『武家諫忍記』の記述を踏襲する（No.③永井家）。

### 3. 宗家の本文記述から

最後に、宗家の記述について、『武家諫忍記』諸本との比較を行いたい。まず、対馬本における宗家の記述を確認しておこう。

#### 【史料1】

一宗對馬守平義真

紋蛇目

本國對馬、生國武州、義成ノ子、本知貳萬石、對馬ノ府中ニ居城ス、國ニ米少シ、壹岐・肥前ヨリ來ル、朝鮮ヨリノ諸運上莫太ナリ、四ツ坪ニ拾萬石ニ及フ、家中へ米ヲ不渡、朝鮮へ百石ニ付一ヶ年ニ何度遣スト云事アリ、最内證ニ分アリ、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合アリ、國ニ禽獸魚類多シ、土所下也、國家ノ仕置宜カラス、民困窮ス、家ニワタリ士ナシ、城本國ノ南、海辺ナリ、山アリ、諸事不自由成、家老杉村、平田

愚評ニ曰、道ヲ知人ハ自己カ奢ヲシリソケテ、人ヲ示スニ依テ國家平ナリ、他ノ嘲リヲカヘリ見サル人奢ニ長シ自亡ス也ト

以下、諸本における宗家の記述を掲げる。対馬本との記述の相違がある箇所  
に傍線を付した。

#### 【史料2】（聖藩本）

一宗對馬守平義真

紋蛇ノ目

本國對馬、生國武州、義成ナリ、領地肥前ニモ少有、居城對馬府中、本知二万石余、但シ國ニ米曾テナシ、壹岐・肥前ヨリ來朝鮮國ノ諸運上莫太ナリ、右運上米一石ニ付一ヶ年ニ付何ホト渡スト云コト有、タトヘハ百石取ハ朝鮮へ毎度渡シテ、何ホトノ課ヤク取テ、何ホトノ買物ヲスルト云事ナリ、近年ハ諸事吟味有テ、古ヘノコトクニ取モノ不足ナリト云々、或運上ノコトハ他ニコトナリテ大ヒ成カナ、故ニ他國モノ國ニナシ、タトヒ有トイヘトモ在江戸ヲツトム、是ハ米穀宛行ナリ、國ニテ内證最分品々雖有記ニヲヨハス、在江戸ノ年他ニ同シ、有物事多シ、土地下ナリ、國家仕置不且、民ヲ不食トイヘトモ甚衰タリ、渡侍ナシ、遠國タルニヨツテ諸浪人家ヲノソマス、居所國ノ南、海辺近シ、諸事不自由ナリ、家老杉村、平田

義真、文武ヲコノミ、才智發明、愍憐有テ直ナリ、美女ヲ愛シ修有、手前甚ヨシ

愚評曰、主將ノ行ニヨロシキト云ヘシ、但修有リト云々、是善トハ云カタシ、修ハ萬物ノ長頭ナリ、奢有ヲ故人モ大ヒニ禁スル事ナリ

#### 【史料3】（池田家本）

一宗對馬守平義真 侍從

紋蛇ノ目

本國對馬、生國武州、義成之男也、領地肥前ニモ少有、居城對馬府中、本知貳萬石余、但シ國ニ米曾テナシ、壹岐・肥前ヨリ來ル、朝鮮國ノ諸運上莫太ナリ、右運上米壹石銀一枚ニシテ四ツ坪シ、拾萬石ニ及フ、家中へ米ヲワタス、朝鮮國へ百石ニ付一ヶ年ニ何度遣ト云コト有、内證取分有之故也、在江戸之年百石ニ付五人扶持、外ニ摸合有、國ニ禽獸魚類多シ、土地下也、國家仕置不且シテ、民窮ス、家士渡り侍ナシ、遠國タルニ依テ諸浪人家ヲ不望、在所國之南、海辺、山有、然トイヘトモ不自由成事クラフヘキ地ナシ、家老杉村、平田

義真、文武ヲ好ミ、才智發明ニシテ憐有人也、美女ヲ愛シ、修有

愚評義曰、道ヲ知ル人ハ自己カ奢ヲシリソケテ、サテ人ニヲヨホスユヘ、國家平也、小人ハ他之偽ヲ不顧、故ニ奢長テ自亡、今義真文武ヲ好ミ、才有程之人、何ヲ以テカ修ヘキヤ、美女ヲ愛スル故カ、分限ニ過ル行有ヤ不審

#### 【史料4】（養賢堂本）

一宗對馬守平義真

内室

紋蛇ノ目

本國對馬、生國武州、善成之男ナリ、本知二万石、對馬ノ府中ニ居城ス、肥前ニモ少領有、國ニ米曾テナシ、壹岐・肥前ヨリ來朝鮮國ノ諸運上莫太也、右運上米一石壹枚ニシテ四ツ坪ナラシ、十萬石ニ及フ、家中へ米ヲ不渡、朝鮮國へ百石ニ付何度遣ト云事有、内證ニ最分ケ有之故ナリ、在江戸之年百石ニ付而五人扶持、外ニ摸合有、國ニ禽獸魚類多シ、土地下也、國家仕置ヨロシカラスシテ、民窮ス、家士ワタリ侍ナシ、遠國タルニヨツテ諸浪人家ヲ望マス、住所國ノ南、海辺、山有、然トイヘテ不自由ナルニクラフ可キ地ナシ、家老杉村、平田

義真、文武ヲ好ミ、才智發明ニシテ憐アリ、サレトモ美女ヲ愛シ、修有

愚評義曰、道ヲ知人ハ自己ノ奢ヲシリソケテ、サテ人ニヲヨホス故、國家平也、小人ハ他ノ嘲リヲカヘリミス、故ニ奢ニ長シテ自ラ亡ル、今義真文武ヲ好ミ、才有ホトノ人、何ヲ以テカ修ヘキヤ、美女ヲ愛スル故カ、分限ニ過ル行有ヤ不審

#### 【史料5】（興讓館本A）

一宗對馬守平義真

内室

紋蛇ノ目

本國對馬、生國武州、善成ノ男也、本知二万石、對馬ノ府中ニ居城ス、肥前ニモ少領有、國ニ米曾テナシ、壹岐・肥前ヨリ來朝鮮國ノ諸運上莫太也、右運上米

一石壹枚ニシテ四ツナラシ、拾万石ニ及フ、家中へ米ヲ不渡、朝鮮國へ百石ニ付一ケ年ニ付何度遣ト云事有、内證ニ最分ケ有故ナリ、在江戸ノ年百石ニ付テ五人フチ、外ニ摸合有、国ニ禽獸魚薪等多シ、土地下也、國家仕置ヨロシカラスシテ、民困窮ス、家土ワタリ侍ナシ、遠國タルニヨツテ諸浪人家ヲ望マス、住所國ノ南、海辺、山有、然トイヘトモ不自由ナル事クラフ可地ナシ、家老杉村、平田

義真、文武ヲ好ミ、才智發明ニシテ憐ミアリ、サレテ美女ヲ愛シ、侈有  
愚評義曰、道ヲ知人ハ自己ノ奢ヲシリソケテ、サテ人ニヲヨホス故、國家平也、小人ハ他ノ嘲ヲカヘリミス、故ニ奢ニ長シテ自ラ亡ル也、今義真文武ヲ好ミ、才有ホト之人、何ヲ以テカ侈ヘキヤ、美女ヲ愛スル故カ、分限ニ過タル行有也不審

【史料6】(興讓館本B)

宗對馬守平義貞 内室

紋蛇ノ目

本國對馬、生國武州、善成之男也、本知二万石、對馬ノ府中ニ居城ス、肥前ニモ少領有、國ニ米曾テナシ、壹岐・肥前ヨリ来朝鮮國ノ諸運上莫太也、右運上米一石壹枚ニシテ四ツナラシ、拾万石ニ及フ、家中へ米ヲ不渡、朝鮮國へ百石ニ付一ケ年ニ付何度遣ト云事有、内證ニ最分ケ有故ナリ、在江戸之年百石ニ付テ五人フチ、外ニ摸合有、国ニ禽獸魚薪等多シ、土地下也、國家仕置ヨロシカラスシテ、民困窮ス、家土ワタリ侍ナシ、遠國タルニヨツテ諸浪人家ヲ望マス、住所國ノ南、海辺、山有、然トイヘトモ不自由ナル事クラフ可地ナシ、家老杉村、平田

義真、文武ヲ好ミ、才智發明ニシテ憐ミアリ、サレテ美女ヲ愛シ、侈有

愚評義曰、道ヲ知人ハ自己ノ奢ヲシリソケテ、サテ人ニヲヨホス故、國家平也、

小人ハ他ノ嘲ヲカヘリミス、故ニ奢ニ長シテ自ラ亡ル也、今義真文武ヲ好ミ、才有ホト之人、何ヲ以テカ侈ヘキヤ、美女ヲ愛スル故カ、分限ニ過タル行有也不審

【史料7】(刈谷本)

宗對馬守平義真

紋蛇ノ目

本國對馬、生國武州、善成男ナリ、本知二万石、對馬ノ府中ニ居城ス、肥前ニモ少領有、國ニ米曾テナシ、壹岐・肥前ヨリ来朝鮮國ノ諸運上莫太也、右運上米一石壹枚ニシテ四ツナラシ、十万石ニ及フ、家中へ米ヲ不渡、朝鮮國へ百石ニ付一ケ年ニ付何度遣スト云フ有、内證ニ最分ケ有之故ナリ、在江戸之年百石ニ付テ五人扶持、外ニ摸合有、国ニ禽獸魚薪等多シ、土地下也、國家仕置ヨロシカラスシテ、民困窮ス、家土ワタリ侍ナシ、遠國タルニヨツテ諸牢人家ヲ望マス、住所國ノ南、海辺、山有、然トイヘトモ不自由ナル事クラフ可地ナシ、家老杉村、平田

義真、文武ヲ好ミ、才智發明ニシテ憐ミアリ、サレテ美女ヲ愛シ、侈有

愚評義曰、道ヲ知人ハ自己ノ奢ヲシリソケテ、サテ人ニヲヨホス故、國家平也、

小人ハ他ノ嘲ヲカヘリミス、故ニ奢ニ長シテ自ラ亡ル也、今義真文武ヲ好ミ、才有ホトノ人、何ヲ以テカ侈ヘキヤ、美女ヲ愛スル故カ、分限ニ過ル行有ヤ不審

【史料8】(狩野文庫本)

宗對馬守平義真

紋蛇ノ目

本國對馬、生國武州、善成男也、居城對馬之府中、本知二万石、肥前ニモ少領有、國ニ曾テナシ、壹州・肥前ヨリ来朝鮮國之諸運上莫太也、右運上米壹石壹枚ニシテ四ツ押シ、十万石ニ及、家中へ不渡米ヲ、朝鮮國へ百石ニ付一箇年ニ付何度遣スト云事有、内證ニ最分ケ有之故也、在江戸年百石ニ付五人扶持、外ニ摸合有、国ニ禽獸魚薪多シ、土地下、國家仕置不宜シ、民困窮ス、家土渡侍ナシ、遠國タルニ依テ諸浪人不望家、居城國之南、海辺、山有ト云ヘテ不自由成事可競地ナシ、家老杉村、平田等

義真、文武ヲ好ミ、才智發明ニシテ憐ミアリ、去共美女ヲ愛シテ、侈有

愚評義曰、道ヲ知人ハ自己ノ奢ヲシリソケテ、扱人ニヲヨホス故、國家平也、小人ハ他ノ嘲ヲカヘリミス故ニ奢ニ長シテ自ラ亡ルナリ、今義真文武ヲ好ミ、才有程ノ人、何ヲ以テカ侈ヘキヤ、美女ヲ愛スル故カ、分限ニ過ル程ノ行有ヤ不審

他本にあるが、對馬本にない記述に、「肥前ニモ少領有」「国ニ米曾テナシ」「遠國タルニヨツテ諸牢人家ヲ望マス」「クラフ可地ナシ」「今義真文武ヲ好ミ、才有ホトノ人、何ヲ以テカ侈ヘキヤ、美女ヲ愛スル故カ、分限ニ過ル行有ヤ不審」がある(引用は刈谷本)。前半三つは比較した七冊ともに共通し、後半二つは聖藩本以外の六冊に共通する。また、聖藩本と池田家本を除く五冊では「義成」が「善成」と誤記されている。

對馬本において削除される記述は、「国ニ米曾テナシ」「クラフ可地ナシ」など否定表現を強調するものである。また、愚評において「不審」とされた一文の削除は、自分の家の評であるゆえ「不審」とするのを避けたためであろう。

さらに、「遠國タルニヨツテ諸牢人家ヲ望マス」については、卷一六五嶋家に「遠國ナレハワタリ侍家ヲ不望」との記述も對馬本では削除されている(なお巻一津輕家にも同様の記述がある、ただ巻一一の収録大名家は對馬本には記述がない)。對馬本の編者は、「牢人」「渡り侍」の記述をめぐって、地理的要因によって不利になる記述を意図的に削除していることが知られるのである。

### おわりに

第三班では對馬本の成立事情を探ることを目的とし、総論においては『武家諫忍記』諸本との比較(大名名、居所データ)、および對馬本の記述内容と『武

家勸懲記』との関係を中心に検討してきた。この検討を通じて明らかになったことを以下のようにまとめた。

① 対馬本の編者は、大名名・居所のデータを、寛文末期に揃える意図をもって編纂した。とくに大名名については「巻頭目録」「本文」よりも「目録」の方がより正確なデータに揃えられていた。対馬本の編者が、寛文後期にデータを揃えようとした点について、『武家諫忍記』諸本の大名家及び居所のデータの下限が、寛文一二年（一六七二）であることが注目される。<sup>7)</sup>つまり、『武家諫忍記』の収録データの下限に合わせることで、目的は未詳であるが、対馬本をより実態に合わせようとしたと考えられる。

② 対馬本の編者は、本文の大名人柄、領知概況についても、大名名、居所に見合った記述に書き替えようとした。これは、大名当主の出生地・続柄、石高のデータについては比較的正確に把握できているが、大名人柄、領知概況については正確になされたわけではない。大名名、居所名が変更された大名家の大名人柄、領知概況の記述内容は、その当主や居所の内容ではない場合があることに注意しなければならない。

③ 対馬本の編者が、本文の記述内容を書き替えるために参照した書物は、『武家諫忍記』のほかに、『武家勸懲記』を参照していた可能性がある。ただし、『武家勸懲記』が参照されたと確認できる箇所は、当主の出生地・続柄、居所、石高である。これらは『武鑑』などの書物でも把握できる項目であり、大名人柄や領知概況に参照を認めることができるか、比較作業をさらに進めなければならない。

④ 対馬本の編者は、自藩の本文記述において否定表現が強調される箇所を削除していた。また、「牢人」「渡り侍」の記述をめぐって地理的要因によってマインスイメージとなる記述を意図的に削除していた。対馬本の本文記述の一つの特徴として指摘することができよう。さらに対馬本の「愚評」は、他本と違いオリジナルなものが多い。「はじめに」で指摘したように対馬本の「愚評」の特徴を明らかにし、「大名評判記」諸本との関係を明らかにしなければならぬが、ここでの検討では成果をだせなかった。<sup>8)</sup>今後の課題である。

対馬本は、大名名・居所のデータを寛文末期に揃え、それにもなつて本文・愚評記述を書き替えた大名家が収録されることで、他の『武家諫忍記』諸本とは、表題が同じものの、収録内容は他本とは異なるものである。

今後、「大名評判記」の表題が同じであっても、各本の成立過程に充分に留意する必要がある。また、「大名評判記」諸本との関係性を検討する際には、先

行する「大名評判記」の記述との影響関係のみならず、後年に成立した「大名評判記」との関係にも留意する必要がある。対馬本のように『武家諫忍記』を写本する際、後年に成立した『武家勸懲記』を参照していた可能性を捨てきれないからである。また、他の書物を参照して補う場合もあると考えられる。そうした場合は、写本年代当時の社会環境のなか、写本行為を行う人物の何かしらの意図のもと、記述内容が書き増し、あるいは削除され、書き換えがなされるのである。「大名評判記」が写本によって流布したことによって、「大名評判記」を利用するための史料批判の重要性がより重要になったといえよう。最後に、ここでは不十分なが対馬本編者の意図について考察を加えたが、対馬本の編者像については、まったく検討できていない。巻四と他巻とは筆跡が違うように思う。書き手は一人でないのかもしれない。藩による組織的な編纂事業であったのか、今後の課題である。

(文責・野本禎司)

#### 【注】

- ① 「大名評判記」については、若尾政希『大名評判記』諸本について、『大名評判記』の基礎的研究』科研成果報告書、二〇〇六年。
- ② 『武家勸懲記』は二本確認されており（若尾政希『大名評判記』諸本について）注1参照、ここで比較したのは、独立行政法人国立公文書館所蔵のものである。諸本との関係は今後の課題である。
- ③ ①加賀市立図書館聖藩文庫所蔵一冊（聖藩本）、②宮城県立図書館養賢堂文庫所蔵一冊（養賢堂文庫本）、③東北大学附属図書館狩野文庫所蔵一冊（狩野文庫本）、④⑤米沢市立図書館興讓館所蔵二冊（興讓館本A、B）、⑥刈谷市立図書館村上文庫一冊（村上文庫）、⑦岡山大学所蔵一冊（岡山大本）、⑧対馬歴史資料館所蔵一冊（対馬本）。
- ④ 『武家諫忍記』の内容構成、評価基準などについては、綱川歩美『大名評判記』とはなにか―『武家勸（ママ）忍記』の位置から―（前掲『大名評判記』の基礎的研究』が言及している。
- ⑤ なお、宗家五代当主義方（生没年・貞享元年一月一九日〜享保三年九月一五日、藩主就任期間・元禄七年一月二五日〜享保三年九月一五日）の室は、有馬中務大輔頼元女である。
- ⑥ 筆者は、対馬本を除く『武家諫忍記』七冊の系統について、A系統：聖藩文庫本、岡山大本、B系統：刈谷村上文庫本、養賢堂文庫本、興讓館本A、B、狩野文庫本の二系統に大別できると考えている。
- ⑦ 講義中における第一班黒須・綱川報告の成果による。
- ⑧ 各論で不十分なが言及した。

武家諫忍記 卷之一

武家諫忍記卷第一目錄

尾張大納言源義直卿

同 中納言源光義卿

紀伊大納言源賴宣卿

同 宰相源光貞卿

水戸中納言源賴房卿

同 中將源光國卿

甲府宰相源綱重卿

館林宰相源綱吉卿

武家諫忍記卷第一

一尾張大納言源義直卿

内室淺野紀伊守女

馬印金ノ笠ニ黒キ切サキ

本國三河、生國山城伏見、

征夷大將軍家康公之七男秀忠公ノ御舍弟也、居城尾州名護屋、信州濃州參州加ル、高六十

膏萬九千五百石、新地運上課役等外ニ廿萬石余有、米売生拂<sup>三</sup>所々違有<sup>レ</sup>他<sup>二</sup>北

テハ上々也、年貢所納<sup>二</sup>テ六ツ余也、家中ヘ地形ヲ下スモアリ、小身者又ハ新參侍ニハ藏

米ナリ、正保元年ヨリ四ツ押ニシテ下ス、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合ヲ下ス、

五百石以上ハ無扶持ナリ、國役百石ニ一人ツ、ナリ、諸士ノ跡或相違ナシ、三百石マテ馬

飼料ヲ下ス、人ニ依テ百石ニテ馬ヲ持、家風治リ、諸藝專トス、譽有<sup>レ</sup>士多シ、國豊饒ニシ

テ民不窮故ニ其相不正者多、國ニ禽獸魚柴薪アリ、木曾領ニ諸材木甚多シ、其外領分ノ所

々地厚クシテ万倍ヲ生ス、城本西ニ海北東ニ遠山ナリ、惣テ空地スクナシ、木曾川ノ流東

北沼ヲ構テ堅固ノ地ナリ、甚繁昌シテ諸吏ニ自由吉、家臣成瀬・竹腰・寺尾・滝川

義直卿、文武ヲ不好、才智明辨タルト云ニ非ス、然レ<sup>レ</sup>國家ノ政道ニルカセニシテ、行跡

悠寛トシテ淳ナリ、不侈不忿、義理ヲ正シ、民ヲ憐ミ、生得公ケニシテ邪氣皆テナシ、故

ニ奉公勤ヤスシト、國江戸ニ同シ、家士不窮、薨シ給フト云トモ、三家六卿タルニ依テ

今爰ニ記ス

愚評ニ曰、凡將トシテ文武ヲ学テ其理ヲ明メテ行ヲ以テ善將ト云リ、今義直卿行跡ニ誤  
リナキ最吉、然レ<sup>レ</sup>文武ノ道闇キヲ非ト云ン歎、案ニ云、二ツ品有ヘシ、文武両道ヲ

学テ才智明カナレハトテ、奢ニ長シ、イカリ強ク邪曲有ハ、何ソ譽トハ云ヘシ、又生得  
ニ柔和ニシテ憐ミ深クハ、愚ニシテ發明ナラス<sup>レ</sup>是善人ト云ヘシ、然ルトキハ一向愚ニ  
拙キモ譽ナキニ非ス、又才智明ナルトテ譽ヲ取ヘキニ非ス、今義直卿ノ行跡ヲ考見則ハ、  
自然ノ徳備ハリ少モ私ノ行ナシ、仁政ヲ下テ道ヲ正シ給ハ最世ニ譽ノ將ト云ヘシ、又道  
理ヲ以見則、古ノ評ニ心得可有歎、サレ<sup>レ</sup>必是トハスヘカラス、此意ヲ計ルニ常ノ人ニ  
シテ見則ハ善ト云ヘシ、一國ノ將ト成器量ニハ不足トセン歎、君子ハ能学テ過ヲ改ル故、  
少モ行ニ違ヒナシ、又不学シテ其行跡クラク愚ナル人ノ善徳有<sup>レ</sup>又過多シト也、是文武  
ヲ不学ヲ非トセン歎、道理ヲ明ルヲ見則ハ却テ讚ル人也、論語ニ曰、生而知之者上也、  
学テ知之者次也、困而学之者又其次ナリ、困而モ不学民欺レヲ為下矣、夫人ハ生得品々  
有<sup>レ</sup>此四ニ不過、生レナカラニシテ道理ヲ知ルハ聖人也、義直卿不学<sup>レ</sup>、道理ヲ知  
給フヲ以テ善將ト云ヘシ

一同中納言源光義卿

御内室 家 康 公御姫号千代姫君ト家綱公之御姉君也

國家ノ政道右ニ同シ、光義卿、文武ノ学ヒナシ、然レ<sup>レ</sup>邪曲依忿慢成吏曾テナクシテ、直

ニ寛々トシテ威有、家民ヲ撫憐ス、然レ<sup>レ</sup>奢有テ色ヲ好マル、更甚シト、女樂ニ乱テ晝夜

ノ別チモナク酔乱レ、或ハ殿ヲ莊リ、諸吏ノ美ヲ盡シ、金銀珠玉ハ磔ノ如ク塊ニヒトシ、

愚評ニ曰、志ハ實有ト云<sup>レ</sup>行跡道ニ非ス、古ヨリ國家ヲ亡シ失フ吏余ノ義ニアラス、

唯其君忿ト邪曲ト色侈過ル故也、今光義卿ノ行、磔塊ノ如ク費ヲイトハス、天理ヲ不

辨、世ノ嘲リヲカヘリミスンハ是拙シ、教法ニ曰、上ニ好スル所ヲ下ニ好リ、唐ノ太

宗皇帝ノ色ニ沉リ嬌怠ナルヲ魏徵ト云ル臣諫メ申ハ、隋煬帝ハ舟ヲ作テ國家ノ費ニ長

シ、又者帝舞樂ヲ好メハ國中歌舞ノ袖ヲヒルカヘス、楚王細腰ヲ愛セハ宮女食吏ヲ絶

テ腰ヲシメ生レ付タル姿ヲ苦メテ皆飢死スト云ヘリ、サレハコソ上ノ好給フ所ハ下必

是ヲ学フト云ヘリ、君トシテハ邪行ヲ愛シ給フ吏ナケカシ、ト云リ、今光義卿甚美女

ヲ愛シ給フモ同シ、古語ニ、君子ハ泰而不驕、小人ハ驕而不泰、君子天理ノ道備正循

故、心常安舒而少驕肆氣ナシ、小人ハ欲ニ逞フス故ニ心常ニ驕肆ニシテ少モ安舒成氣

ナシ、君子小人毎々相反スナリ、徳有ルヲ以君子トス、縦國郡ノ主將過ト云吏侈大ヒ

ナル故ニ誠シテ下ス、是ハ國家ノ政道、或ハ公用諸吏ノ勤ヲ怠<sup>レ</sup>有ヘシ、又譽ヲ考ル

時ハ一向拙キニモアラス、邪曲佞吏ナク貪リ不甚、憐有テ淳也、爰ヲ以テ知則ハ必非

云云カタシ、此ヲ評ニ曰、人タル人ハ義有、直有、慈悲有、又慢邪曲佞奸驕ナキヲ以

テ善人ト云ヘシ、然レ<sup>レ</sup>上一人ヨリ下萬民ニ至テ、一ヨリ十マテ悉ク揃タル人ハアラ

シ、今ノ善人ト云ハ私欲ヲハナレ憐有テ不侈、邪佞ヲ去テ忿ナキヲ善人ト云ヘシ、才

智發明ニシテ理ヲ知ル<sup>レ</sup>、右ノ惡意ノ行アラハ善ト云ヘカラス、今光義卿ハ四ツノ不

義有テ六ツノ善有<sup>レ</sup>、四ツノ不義大ヒ成ニヨリ、六ツノ善アレ<sup>レ</sup>不揚隠テ不顯、是

一ノ道理ニクラキ故ナリ、悟テ知リ給ヘ、凡人ノ上ニ有人ハ其誠慎多カルヘシト云々

辰歳  
紋葵

紀伊大納言源賴宣卿

貞敏  
紋葵

御内室 加藤肥後守女  
馬印金ノ幣

本國三河、生國武州、家康公八男也、居城紀州和哥山、本知五十五萬五千石、新地運

上課役等外二十七萬石有、米完生拂<sub>ニ</sub>上々、年貢所納六ツ七ツ押テ六ツ五分也、家中  
へ地形ヲ下ス、新參ニハ藏米ニテ四ツ二下ス、國役少シ、百石ニ七十目ツ、出ス、在江戸  
ノ年有扶持、苦勞銀有、道中上下ノ路銀下ス、江戸詰吉、諸士ノ跡目相違ナシ、人ニ依テ  
死後タレニ養子ヲ立ル、家風吉也、文武諸藝ヲ甚嗜メリ、國ニ禽獸魚ルイ柴薪材木等多、  
國家ノ政道ヨシ、故ニ國民<sub>ニ</sub>豊ナリ、土所上、城本國ノ西北ノ方海辺ナリ、諸吏自由吉、  
國郡分類ニ具ニ有故畧之、家老安藤・水野・三浦・久野・渡辺  
賴宣卿、文武<sub>ニ</sub>学ヒ五常專ニシテ、家民ニ至テ憐愍フカク、寛々ト威有テ不驕不忿、衣  
食ノ美ナク儉約ヲ以テ行、勝手富リ、公吏ヲ大切ニ天下ノ政ヲ詳ニ正シテ老中ノ評セラル  
、故、今天下ノ珍室ト云々

愚評ニ曰、凡將トシテ國家ノ盛衰ヲ計テ知之ヲ良將ト云、景行録ニ曰、知足可樂多貪則  
憂、知得將者可行所其分際ニ隨テ足<sub>ヲ</sub>知レハタノシミ也、タトヘハ三間ノ萱屋モ宮殿  
樓閣ニ同シ、衣食ノ美モ又同シ、小人ノ心ハ富貴ハ求テ得ル物ト思テ、唯貪リ多ケレハ  
天下ヲ保テ忘ニ不飽タラ、一生憂苦ムナリ、今賴宣卿大人ト云、當家元歷トシテ可並將  
ナシ、サレハ少過ヲ被犯ト云トモ、如何トシテソレヲ改メン、然ニ理ヲ明メ德備ル故、  
世上ニ譽ヲ高クス、是才智有テ文武ノ道ヲ專ト嗜給フ故也ト云々

同宰相源光貞卿  
御内室伏見院姫君

國家ノ政道右ニ同シ、光貞卿文ヲ不学、武勇專ニシテ、礼ヲ正シ孝ヲ盡シ愛有テ、才智  
明ニ剛強ニシテ、和少シ、慢忿アリ、別ニ非道ノ行跡不有、然シ美兒ヲ愛ス<sub>ニ</sub>甚シ

愚評ニ曰、文道ヲ不学、武勇專トス、凡文武ハ車輪ノ如シ、一方カケテハ叶カタシ、名  
將ハ文道ヲ学テ武勇ヲ後トス、然ルニ武士トシテハ先武ヲ学テ色々謀計ヲ知ルヲ以吉ト  
スト見ヘタリ、最其道一向ナキニハ非ス、サレモ仁ノ勇ニ非ス、タ、血氣ノ勇ニシテ人  
ヲ殺ス謀ヲイカン、實ト定カタシ、兵

法ニ、人ノ志ハ上國主ヲ始メ下賤男ニ至テモ、悉ク仁義ヲ以テ志スヘシ、イカントナ  
レハ諸々ノ兵乱発ル衷、タ、是君タル人ノ其志仁心ナク、政邪義ニシテ上下ノ心ヲ背  
故也、凡兵ヲ用ルノ道ハ人ヲ和スルニ仁ヲ以テシ、軍ヲ発モ義ヲ以テス、如何ソ國ノ  
乱テ可戰吏ヲ元トスヘケンヤ、サアレハトテ、又末代ノ学者ノ如ク書卷文学ヲ聖学ナ  
リトシテ、人々ノ道ヲ忘却スルトニハ非ス、軍職ハ武ノ業ナレハ能々不怠シテ可戰吏  
也、然レ不心サヘ正ク大道ヲ本トスル則ハ、軍旅ノ吏業ニカキラス萬ノ要義其内ニ有

ヘシ、如何ソ本ヲ捨テ末ヲトランヤ、今光貞卿愚ニアラス賢ナレモ、實徳ウスキヲ以  
テ評スルノミ也、第一ニ孝ヲ盡、第二ニ愛ヲナス吏仁ノ本ナリ、若將ナレハ少ノ過ハ  
可除也、老年ニハ譽アラン、ステニ賴宣卿モ若年ノ古ヲ傳聞シニ如是、然ルニ今權威  
有最徳實キ故、天下ノ譽ヲト<sub>リ</sub>給ヘリ、光貞卿モ其如クアラシメント云々

一水戸中納言源賴房卿

紋葵

御内室

馬印鳥毛ノ笠 家康公ノ九男、居城常陸ノ内水戸、本知廿八萬石、新地運上課役等外二  
十萬石有、年貢所納押テ五ツ三分、家中へ大方地形ヲ下ス、新參ニハ藏米ニテ四ツ二  
下ス、以前ハ四五ヶ年ハ無足ニテ勤ム、今ハ其年ヨリ下ス、在江戸ノ年有扶持、外ニ摸合  
アリ、諸士ノ跡目相違ナシ、家士富リ、風俗不冝、文武ヲ学ト云ヘテ右ノ両家ニ北シ  
テハ諸吏惡シ、別テ國士行義惡シ、國ニ禽獸魚柴薪有、米完生拂<sub>ニ</sub>中中也、國家ノ仕置以  
下糶シ、土所中ノ上、城本國ノ東ニ海アリ、諸吏自由吉、繁昌ス、家老中山  
賴房卿、文ヲ学ヒ武勇ヲ好、強剛ニシテ血氣甚シ、才智發明勝レタレモ佞曲有テ極テ儉ナ  
リ、民ヲ不貪、風俗ヲ不乱、義理ヲ正シテ威強シ、若年今ニ其矧カハラス、美女兒ヲ愛ス  
<sub>ニ</sub>甚シ、諸士ノイトマヲ給ル吏キヲ給フ、出スト云ヘテ他ノ奉公ヲセカル、ト云々

愚評ニ曰、凡考テ常ノ人ニハ勝レタレモ良將ト云ニハ非ス、將ハ和ヲ先トシ勇ヲ次ニス、  
但シ血氣ノ勇ニ非ス、是仁ノ勇ナリ、賴房卿ノ禍ヲアクルニ四ツアリ、強剛有テ和ヲ不  
知是一ツ、佞曲有是二ツ、色ヲ好吏是三ツ、諸士イトマノ時奉公ノ先ヲセカル、吏是四  
ツナリ、案云、ヨキ大将ト云ハ不修不貪不忿、慮深シテ其貴賢ナレモ謙テ能忍、礼ヲ以  
テ人ヲ愛シ、仁ヲ以テ憐ミ、義ヲ守テ法度ヲ置、智ヲ以テ慮ルトキンハ自然ト良將ノ譽  
ヲトランカ、然ルニ今時ノ諸將ヲ見ルニ徳ナキ身ヲタカフリ、仁心ナクテ人ヲ憐ム故ニ  
實ノ情ニ非スシテ、<sub>詞ヲ</sub>以、人ヲ撫テ内ニハ貪トラン吏ヲ計ル耳ナリ、故ニ民散ス、  
義ニ當テ法度ヲ正ストイヘテ、實義ニ非ス故ニ國家治メカタシ、其國襄フ、是外聞ヲ亘  
フシテ内ニ不義多キカ故也、智慮有テ外ニ明也、然レ不賢才ニアラサル故ニ行跡ニ過チ  
多シテ世ノ嘲有歎、今賴房卿四ツノ禍ヲ以テ誠ヘシ、十ヲノ行ニ四ツノ禍ニシテ六ツノ  
譽レ有、善ト惡ト合テ五ツノ惡ト五ツノ善ト二ツ二分テ見ニ、五ツノ惡ニ小惡アリ、五  
ツノ善ニ太善アリ

一同中將源光國卿

御内室

文武ヲ專ニ学ヒ給フ、才智發明ニシテ道ヲ以テ治<sub>ル</sub>欲シ、惠有テ義ヲ守リ其身ヲ正ス、  
世ニ譽レ有ル者ヲアツメテ自ラ諸藝ヲ学ヒ行跡最善アリ、老歲弥募リ給ント云々

愚評ニ曰、此將ハ生得發明ニシテ文武ヲ專ラタシナミ道ヲ以テ國家ヲ治ント欲シ給フ故、  
世ニ其譽賴房卿ニハルカニ越タモフ也ト云々

一 甲府宰相源綱重卿 御紋葵

御内室

家光公之御次男、御領知所々ニ有之、御城本甲府、本知廿萬石、年貢所納所々タカヒアリ、諸運上課役等不詳、御作法天下之御制法ニ同シ、執吏諫訪・新見綱重卿、未若年ニテ行跡不詳、生得才智発ナリト勇剛ナリト云々

一 館林宰相源綱吉卿 御紋葵

御内室

綱重卿之御舍弟、諸事右ニ同シ、執吏宝賀・岡野綱吉卿、若年ニテ行跡不詳、生得寛々トシテ柔和ニ直ニシテ位義正シ

(表紙)

全廿一本

武家諫忍記 卷之一

武家諫忍記卷第一目録

保科肥後守源正之

松平越後守源光長

松平越前守源光通

松平出羽守源直政

松平讃岐守源頼重

松平加賀守菅原綱利

松平陸奥守藤原忠宗

松平太 隅守源光久

細川越中守源綱利

武家諫忍記卷第二

一 保科肥後守源正之

内室内藤左馬助女

本國信濃、生國武州、彈正忠正貞ノ養子、後別家ニ成、實ハ 秀忠公ノ八男、居城奥州ノ

會津若松、本知貳十三萬石、新地連上課役等外ニ七萬石余有、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、

家中へ三ツ五分或ハ三ツ三分、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合有、米売生中拂悪シ、家士

紋並九曜

勝手不頁、然レテ國役少、堪忍成安シ、國ニ禽獸柴薪多シ、國家ノ政道中抵也、民不富不窮、土所中也、城本國ノ西南、越後ニ近シ、家老同姓・田中・小原・成瀬

正之、文武ヲ専ラ学テ禮義ヲ正シ、國家ノ政道古風ヲ以行フ、順ニシテ不誤、一家之士勤メ安シ、行跡寛々トシテ威有、然レテ儉約ヲ用過テ少シハキ方大ヒナリ、算勘ヲ能心得ラレ物毎セコ入り過ルナリ

愚評ニ曰、文武ヲ専ト有吏意嘗有將也、前後ニ記ス如ク凡一國一郡之主タル人ノ愚ニ政道逆ニシテハ難叶ニナリ、然レテ算勘ヲ能知テ諸吏ニセコヲ入ラル、吏不可也、君子ノ心ハ廣ク公ケナルヲ以テ私ナク道理ヲ本トシテ私欲ナシ、如何成故ニ行跡寛々トシテ威有トハ云、不審、寛ニシテ威アラハ君子ノ法ナリ、君子ハ私欲ヲ離レテ諸吏セハシキ行ヒ一ツモ有マシ、如此云トキハ算ノ達シタルヲ小人ノ業ト云ニハ非ス、或ハ戰場ニ出テ人數積、又兵食等ヲ考ヘ、日取時取ヲ計フモ皆是數ノ道也、是ヲ能知ヲ名將ト云ヘシ、今正之ノ行跡モ然有ヘシ、若内證當テタクハハカリノ勘ヘナラハ大ヒニ不可ナリ、又儉約ヲ用ルト云ハ公ケニシテ國家之法義ヲ能クテ民ヲ不貪、家民ウトマサル様ニ自ラ謙テ國家ヲ憐ムヲ以吉トスヘシ、若富ン吏ヲ願フマテナラハ、タトヒ國家ニ儉約ヲ用シムルヲ却テ私欲ノ貯ヘト世ノ取沙汰ニ成テ可有嘲誑吏ナリ、孟子云、為仁不富、為富不仁矣、富ンコトヲ願ヘハ心ニ貪ル志有者也

一 松平越後守源光長

内室松平長門守女

紋桐ノ堂葵

本國參河、生國越前、一伯公ノ子、三河守秀康卿ノ孫也、母方ハ秀忠公ノ姫君、後号高田殿下、居城越後ノ高田、本知貳十四萬五千石、新地連上課役等卅貳萬石余有、年貢所納四ツ五ツ、家中へ四ツ大方地形ヲ下ス、但大身者ニハ惡所ヲ渡ス、新參ニハ藏米ナリ、米売生拂共ニ不頁、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合有、江戸詰ヨシ、在國少苦ム、國ニ禽獸魚柴薪有、遠國ニテ諸吏不自由也、國家ノ仕置宜、民不貪、土地中ノ下、城本國ノ西北、越中信濃ニ近シ、家老小栗・岡嶋・荻田

光長、文武兩道共ニ志ウスシトイヘテ生得淳ニシテ將ノ法ニ叶ヒ、行跡靜ニ寛々トシテ慎ミ多ク義ヲ専ラニ守リ民ヲ憐メリ、最仕置宜シ

愚評ニ曰、文武ヲ不学シテハ政道自然ト非義モ有モノナレテ、是將ハ善惡ヲ弁ヘテ行跡順ナル吏、誠ニ君子ノ道ニ不違、家民ヲ憐ム吏嘗トス、凡主將トシテ其國家ノ萬人ノ上ニ在ナカラ忙然ト何心モナキハ拙ナクナケカシ、万人安全ヲ置更モ不忘、家民ヲ憐吏、父母ノ赤子ヲ育ミ霜露ヲイトフ如クナラテハタチ難シ、是ヲ辨知ハ假令文武ノ道ヲ不知トモ危吏ナシ、万部千卷ノ書ヲ讀学モ畢竟是道ヲ知ヘキタメナリ、人トシテ此道理ヲ不弁者ハナシト云ヘテ、私欲邪氣奢リニ長シ、ヒカサレテ我意ニホコリ、人ノ苦ミ難儀ヲ不思想シテ善惡ノ差別ヲ不知吏患ニアサマシ、能々思慮遠慮アルヘキ吏ト云々

松平越前守源光通

紋桐ノトウ葵

内室松平越後守女

本國三河、生國越前、三河守黃門ノ次男伊豫守忠昌ノ子、居城越前福井、本知五十貳萬五千貳百石、内五萬石舍弟中務大輔昌勝ニ配分ス、同國松岡ニ居ス、又貳万五千石三男兵部昌親ニ配分ス、同吉田ニ居ス、新地運上課役等都合六十八萬石余有、年貢所納四ツヨリ六ツ余マテ押五ツ五分、家中へ四ツ大方地形ヲ下ス、然レテ四ツ余ハ藏米トシテ取納、四ツニ不足ノ年ハ藏米ヲ加ヘテ下ス、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合ヲ渡ス、馬飼料トシテ三百石マテ銀七十五匁ツ、下ス、米売生中拂吉、城下繁昌ス、城本國ノ中少西、諸吏自由吉、國家ノ政道順也、家老本多・永見・杉田

光通、文武ヲ好ミ生得寛々タリ、諸吏ニ費ヲ不厭シテ遊樂ヲスケリ、サレテ仁政ヲ民ニ施シ邪曲ナシ、美兒美女ヲ愛、諸士ノ跡目半分ツ、下ス、人ニ依テ品々有

愚評ニ曰、文武ヲ好ミ行跡寛々タル吏最可也、文武ヲ學フ盡ノ人物ノ細ナル吏業ヲ不知シテ費ヲイトワヌ不審、文武ノ道ヲ志スレ諸吏ノ次第ヲ知ラシタメ也、仁政ヲ民ニ施ト云テ如何成吏ヲ以テセン、仁ハ本心ノ全徳ニシテ愛スル理ナリト、孟子曰、仁ハ人ノ心也、註ニ仁心ハ五・売ノ種ノ如シ、種ニハ生出ル理ヲ云ハ性ト云モノ也、心ノ種ノハヘタルハ仁ナリ、人ノ心ニ仁ヲ含テ有ラソレクニ行ヒアラハスハ、物種ノハヘイテタル如クナリ、如此細ナル業ヲ不知ハ仁政ト云カタシ、然レテ家臣ニ譽ノ忠有ラハ主トシテサノミ働キナクテ民ニ施ノ志ハ有ヘシ、又好色ノサタハ甚シクハ仁者云カタシ、又家士ノ跡目半分ツ、下ス吏是非評シカタシ、最人ニヨツテ宛行モ可也、然レテ贖戻ノ私有ラハ悪シト云不足、能々考ヘシ、畢竟武門ノ法ニ跡目ヲ減スル善トハ云カタシ、當代天下ノ法ト云、其親伯父ノ忠功ヲ無ニスルト云、カタク以テ無理也

松平出羽守源直政

紋桐ノ堂

内室松平甲斐守女

本國三河、生國越前、三河守秀康卿ノ三男也、居城雲州ノ松江、本知十八萬六千石余、外ニ隱岐國ヲ御預ケ六萬石余有、新地運上課役等外ニ六萬石余有、米売拂五吉ニハ非ス、中ナリ、年貢所納五ツ六ツ押五ツ五分、家中へ四ツ三分、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合アリ、國ニ禽獸魚柴薪多シ、家士民ニ不豊、土所中ノ上、城本國ノ西北、入海ナリ、家老三谷・乙部・神谷

直政、勇剛有テ和ナシ、武ヲ專ラニシテ文道ヲ曾テ不知、短慮ニシテ邪佞アリ、且士卒ヲ仕吏天下一番ノ御念比ノ油口ニテ、新參者一兩年ノ内ニ焼タラサレ、ヤカテ膝節不立、浪人スレハセカク、吏天下狭シ、跡目不足也

愚評ニ曰、凡勇剛有人ハ血氣ノ勇多シ、血氣ノ勇ハ善ト云カタシ、又臆シタルニハクラヘカタシ、前ニモ記ス如ク和ヲ表ニシテ勇ヲ裏ニ用ルヲ善トセン、亦文道ヲ不學、武ヲ用ル計ナレハ行跡ノ勇ヤ文武ヲ不兼用ハ善將ト云ヘカラス、短慮ニシテ邪佞有ハ是小人

ノ類ナリ、又世ニ油口ト云吏難心得、將主トシテ士卒ニ向テ言葉ヲ下ス吏重シトスルニ、却テ嘲ル吏ハ非ナレテ、畢竟實ナキ鉢ハ愚眼ニモ及フカ言葉ノ念コロヨリ起テ、猶忍祿ヲ与テ其勤ヲ考ルナラン、但シ又常ニ忿リタカク云能祿ヲ与テ召仕計ヲ善ト云ヘキカ、新參者一兩年ノ内ニヒサフシ不立ト云モ評シカタシ、知行扶持給モナク唯言葉ノ情ハカリナリヤ不審、又諸士イトマノ時他ノ奉公ヲセクト云吏勇剛有ル人ニハ弥拙シ

一松平讀岐守源頼重

紋葵ノ丸

内室土井大炊頭女

本國三河、生國武州、水戸黃門ノ子、居城讀岐ノ高松、本知十貳萬石、新地運上課役等都合十七萬石余アリ、米売生中拂上々、年貢所納五ツヨリ九ツマテ押シ六ツ五六分、家中へ其年ノ國押シ有次第藏米ニテ下ス、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、定江戸ノ者ハ五人扶持、外ニ苦勞銀トテ百石ニ五枚ツ、下ス、家士へ宛行処諸吏不足ナシト云ヘテ、分限ニ過テ借銀スル者多、侈リ有ル也、國ニ禽獸魚多、柴薪有、土所上、城本國ノ北少東、家老彦坂・太久保

頼重、文武ニ學ヒ佛神ヲ敬、和哥ヲ詠シ、行跡寛々トシテ威有、發明勝テ太悠也、士民ニ憐有テ忿ナシ、諸吏ニ氣ノ付タル將タリ、美兒美女ヲ愛シ猿樂ヲスケリ、家士ヲ能取立ル、跡目少モ不違ト云々

愚評ニ曰、凡主將タル身ノ可嗜吏一ツトシテカケタル吏ナシ、剩神道和哥ヲ志シ、其外自ラノ行ニ違フ吏ナキ、然レテ美女兒ヲ愛ス甚キハ悪吏ナリ、中抵成トキンハ此人難スル処ナシ、諸吏ニ費ヘヨナシテ美色ヲ好テ勝手不如意ニシテハ自ラ民ヲモ食吏必定ナリ、アタラ將ノ疵ナリトス、第一修強クシテ家士マテモ上ヲ學ヒテ悪吏ト成ル、美色ヲ甚好シテ危シ、凡一ツ三ツノ悪吏ニテ七ツノ善吏無ト成テアヤウシト云々

一松平加賀守菅原綱利

紋梅鉢

内室保科肥後守女

本國尾張、生國武州、本名前田筑前守ノ子、居城加賀ノ金澤、能登・越中ニ領ス、本知百廿萬五千石余トイヘテ末家へ配分ス、新地運上課役等都合百六十萬石余アリト、其際限不詳、米売生所々タカヒ有ト云ヘテ不且、拂モ同シ也、年貢所納不同有、家中へ大方地形ヲ下ス、或四ツ成モ有、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合有、カシ銀毎年有故ニ家士富リ、役義少シ、國ニ禽獸魚柴薪多シ、土所中、城本ハン昌ス、民甚豊也、城地國ノ中少西海辺近ク諸吏自由也、家老本多・横山

綱利、若年タリト云ヘテ文武ニ志シ礼義ヲ正セリ、誠ニ君子ノ法ニタカヒナシ、不侈不忿不貪、思慮フカクシテ憐有、馬ヲ好メリ、未若年タル故、家臣トシテ政道ヲ執行

愚評ニ曰、若年タリト云ヘテ文武ヲ好、礼義ヲ正ス吏、大ヒニ善將ト云ワン、人生テ十歳ニシテ是學ヒ初メ、二十歳マテテ弱ト云テ若ト唱、廿歳ヨリ内ハ若年童子ノ内也、然

ハ綱利若年ニシテ文武ヲ好、行跡君子ノ法ニ叶ヘル也、譽ノ將ト成ヘシ

松平陸奥守藤原忠宗 紋笹二萐 九曜 内室

本國生國<sub>ニ</sub>陸奥、本名伊達正宗ノ子、居城奥州ノ仙臺、本知六十貳萬石余、新地開莫<sub>太</sub>ニ有テ廣シ、課役運上<sub>等</sub>外ニ四十萬石余アリ、往昔ノ檢地タルニ依テ其際限不詳、米売生拂<sub>ニ</sub>下々也、所々ニ依テタカヒモ有、家中ヘ大方地形ヲ下ス、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合銀アリ、然レ<sub>五</sub>百石ノ分限金子廿兩ホトニ當ルト云、新參士三百石ト云ヘ<sub>テ</sub>ワツカナリ、故ニ身上成カタシ、然レ<sub>ト</sub>モ地廣キニ依テ新田島ヲ發シ加ル者多シ、遠國タリト云ヘ<sub>テ</sub>諸吏自由吉、國ニ禽獸魚柴薪アリ、國家ノ政道宜シ、城本國ノ南海辺ナリ、土所中、家老同姓・片倉

忠宗、勇智有テ文武共ニ少々志シ、和哥ヲ詠シ、才智發明ニシテ思慮深シ、不倖不忿シテ憐ミ有、民ヲ不貪、行跡寛々ト豊也

愚評ニ曰、勇智有テ文武ヲ志シ、和哥ヲ好ミ憐有テ思慮ヲカシト云ヘリ、本文如クナレハ誠ニ主將ノ法ニ叶テ良將ト云ヘシ、誠ニ亡父正宗天下ニ譽レ有將タル人ノ嫡子トシテ其行ヒ不違、仁ト云、又礼モ有、且孝ト云、ステニ德行ニ代ニ及フ吏、大ヒニ譽ノ將ト云々

松平大隅守源光久 紋十字文 内室松平隱岐守女

本國生國<sub>ニ</sub>薩摩、本名嶋津大隅守家久ノ子、居城薩州ノ鹿兒嶋、大隅日向<sub>ニ</sub>領ス、本知六十五萬五千六百石、外ニ貳萬三千石余琉球ヲ自ラ討取ル高ノ内三万石同姓飛驒守ヘ配分ス、日向ノ佐土原ニ居ス、外ニ新地運上課役等凡都台百萬石余タルト云ヘリ、往古ヨリ不易ノ檢地タル故ニ不詳ト云トモ大方ヲ記ス、米売生拂<sub>ニ</sub>下々也、年貢所納所々違有ト云ヘ<sub>テ</sub>大方四ツヨリ六ツマテ家中ヘ地形ヲ下ス、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合アリ、國ニ禽獸魚柴薪多シ、城下繁昌ス、遠國ト云ヘ<sub>テ</sub>諸吏自由也、民モ豊ニ家士又富リ、渡リ士少キ故ニ家ノ子ハカリニテ侍ノ行義ヲ不知欵、家老同姓等

光久、文武<sub>ニ</sub>志シ、義理ヲ正シ、家民<sub>ニ</sub>憐ミテ、行跡寛々トシテ悠ナリ、國家ノ政道吉シテ家民<sub>ニ</sub>能從ヒテ尊悦ス

愚評ニ曰、文武ヲ志シ、義ヲ正シ、下民ニ至ルマテ憐ミ有吏、是等ヲ以テ 忠慮<sub>マ</sub>フカシトモ云ヘシ、文武<sub>ニ</sub>甚勝レタリ<sub>テ</sub>修ニ長シ、國家ノ政道モ法ニ背カハ善ト云カタシ、第一ニ家民ヲ憐テ能從吏可也、固茲見人可考品有、イカホト強臆ノ將タリトモ家民少モ恨ナク能々從則ハ其將ノ惡名不知物ナリ、其上此ノ將ハ情ヲカキ將ト唱レハ戰國ニモ軍理必定セリ、敵モ降參スル吏多ク能諸士モ其主ヲ願フモノナリ、又今ノ泰平ニハ世ノ聞ヘ勇々シク其思慮深キトキンハ、ヲノツカラ威モ高ク舉ント不願、ヲモハスシテモ其德

行自然ニアラハレテ、カクレナキモノナリト云々

一細川越中守源綱利 紋九曜 内室松平讀岐守女

本國山城、生國武州、肥後光利ノ子、居城肥後ノ熊本、本知五十四萬石、新地運上課ヤク等外ニ十萬石余有、米売生拂<sub>ニ</sub>中ノ上、年貢所納五ツ六ツ余、家中ヘ地形ヲ下ス、新參者ニハ四ツニシテ藏米也、在江戸ノ年百石四人扶持、并一ツ成ノ増ヲ下スナリ、然レ<sub>五</sub>七合升ニテ渡ス、外ニ摸合有、國ニ禽獸魚柴薪有、城下繁昌ス、民不窮也、家士過美ニシテ不富、諸藝ヲ專ラトスレ<sub>テ</sub>文字ハ少シ、城本國ノ西海辺近シ、土所中ノ上也、家老長岡・有吉

綱利、生得直ニシテ行跡靜ニ柔和ニシテ寛々ト悠然ナリ、不忿邪曲佞奸ナクシテ諸吏公ナリ、未若年ニシテ不詳、國家ノ政道宜ク順ナリ、家臣トシテ行也

愚評ニ曰、凡國家ヲ治ル主將ハ必寂然トシテ不動悠然トシテ後ニ有ハ最良將ノ行ナリ、サレ<sub>テ</sub>未若將ニシテ不成トイヘ<sub>テ</sub>德行正力故也、但シ家臣國家政道正シ、治法ヲ背カサル故ニ、他ノキコヘニ譽有リ、三畧曰、主与臣同者昌ス、主与臣不同者亡ト也、君トシテハ臣ヲ使ニ道有、道有則ハ國家豊ナリ、臣トシテハ君ヲ敬ヒノ道有、誠信ヲ以テ是ヲ敬スルトキハ君臣<sub>ニ</sub>安シテ國家無為也、君臣ノ道、前後ニ詳ナルニ依テ畧ス

(表紙) 全廿一本

一 武家諫忍記 卷之三

- 一 武家諫忍記卷第三目錄
- 松平右衛門佐源光之
- 松平安藝守源光晟
- 松平大膳太夫江綱廣
- 松平丹後守藤原光茂
- 井伊掃部頭藤原直隆
- 松平新太郎源光政
- 松平相模守源光仲
- 藤堂 太、学頭藤原高次
- 松平阿波守源光隆
- 上杉播磨 守藤原綱勝

松平土佐守藤原忠義

武家諫忍記第三

松平右衛門佐源光之

紋藤巴

内室小笠原右近將監女

本國尾張、生國武州、黒田筑前守忠之ノ嫡男也、居城筑前ノ福岡、本知五十貳萬石余、高ノ内倉第甲斐守市正ニ配分ス、新地運上課役等都合六十萬石余有、米売生吉拂中ノ上、年貢所納四ツヨリ六ツ余拵テ五ツ三分、家中ヘ四ツ大方地形ヲ下ス、在江戸ノ年人有扶持、一人分ニ一升ツ、外ニ摸合ヲ下ス、一日銀貳分ツ、ノ積リ、又苦勞銀有リ、下々マテ四分五厘ツ、ニ下ス、江戸詰ハ三番四番ニ當ル、諸吏勤ヨシ、家ノ風俗武勇ヲ專ニシテ修ナシ、直ニシテ法ヲ正シテ礼ヲ專トス、家土富リ、地ニ禽獸魚柴タキ、アリ、上管ニシテ生物吉、土所中ノ上、城本國ノ西海辺、諸吏自由吉、西南海有、山多シ、民共ニ豊ナリ、家老同姓・上小河

光之、文武共ニサノミ不好レテ行跡靜ニシテ大悠ナリ、忿ナク修ナク直ニシテ法ヲ不乱、民ヲ不貪、鹿鷹狩ヲ好ミ、譽モナク又誹モナシ、國家ノ仕置モ宜シ

愚評ニ曰、文武ヲ不好吏主將トシテ不覺ナリ、文武ノ道不弁シテハ國家安カラス、文ハ人民ヲ愛憐ス本、武ハ國家ノ政道謀ノ本ナリ、司馬法ト云者、以仁為本、以義治之、是謂正々不<sup>腐カ</sup>□、怒別權ニハ出戰、然ハ人主心得ナクテハ叶ヒカタシ、サレテ道ヲ背キシニハ非ス、行跡理ニ通シ不奢不貪、法ヲ背テハ國家ヲ治ル吏ナシ、法ヲ不乱ハ是善將ト云ン、不乱ヲ以譽ヲ得ル故、淮南子曰、亡國非無法君也、無法者非無法也、有法而不用、与知ト云云、得ヲ不得則布而愚蒙ノ人ト云也、今光之等譽ノ將ト云ン、玄宗皇帝開<sup>元カ</sup>之天寶ノ初政道正シ、學問ニ深ク思付、或孝経ノ註ナトヲ編テ天下萬民ニ是ヲモテアツカハシメ、驕ヲ退ケ儉約ヲ守ラシメ、金銀ヲ御殿ノ前ニ積テ捨給ヒ、或郭祀トテ<sup>賣</sup>売ヲ祈ル礼アリ、玄宗自泰慎誠ヲ盡、天下平ニ治ル光明壇上照ス、其志道ヲ求テ聖人ニヒトシ、ト云ヘテ、天寶ノ後倭人權リ取、政道逆ニシ、楊貴妃ヲ愛テ乱テ、終ニ天下大ニ乱、蜀道ニチリヲカフムリ給、誠ニ初ノ心ヲ保吏不叶コソウタテシ、是誠ノ道ニ不至故ナリト、是ヲ以テサトルヘシ、サマテ文武ノ理ハクラクテ、實有心サシヲ本トスヘシ、譽レモナク誹モナキヲ將ノ本意トセンヤ、如是品々ハ他ノ諸將モ大ニ有故畧之

松平安藝守源光晟

紋丸ニ違鷹羽

内室

本國尾張、生國武州、本名淺野、居城藝州廣嶋、本知卅七萬六千五百石余、新地運上課役等都合五十八萬石有、土所上々、國ハケ分類ニ日本國中ニテ一番ノ上来売<sup>能</sup>拂<sup>能</sup>二吉、年貢所納拵六ツ余、家中ヘ地形ヲ与フ、新參ニハ藏米四ツ三分、在江戸ノ年人有扶持、并

一筒用ニ銀四十目ツ、摸合アリ、但シ三百石以上ハ不同也、三百石マテハ馬飼料ヲ下ス、

役百石三人ツ、家ノ風俗大ヨウナリ、修強シテ家土不富、武勇ヲタシナム人多シ、城

本國ノ南海辺要害ノ地、諸吏自由吉、最繁富ス、民不豊、家老上田・淺野

光晟、文武ヲ少々學トイヘテ理ニクラシ、短慮ナリ、今出頭ノ者明日ヲ危クタ、薄<sup>水</sup>水ヲ

踏ニ同シ、サレテ又公ケナル吏モ多シ、遊樂ヲ好ミ馬ヲスク、世間ノ出合吉、家土ノ跡目半分ツ、取上ル、前代ヨリ奮功シテ大身ニ取立ラレテハ、跡目半分ツ、次第二トリカヘサレテ末々ハ無足ト成族多シ、人ニヨリテ品々モ有ル、勝手大ニ富リ、國家ノ政道法ニ不背トイヘテ、民不豊、諸家ニ用ヨリ小キ升ヲ用

愚評ニ曰、凡將タル人ノ志明ニシテ道ヲ正ハ如此、流水少モ不住カ如クニ可心得ト、良將ハ以知々覺為心、以理為性力故ニ世ノ譽有、小人不至知覺、本理心得邪道ナルカ故ニ行跡不同ニシテ我マ、短リヨナリ、前後ニ記スカ如ク短慮ナレハ士卒不從、却テ禍ノ基也、貞觀政ニ曰、喜則孟賈無功、怒則濫殺、無罪愚將ハ我喜フトキハ安ニ功ナキ士ニモ賞ヲ下シ与、怒ル吏有時ハ罪輕キ者モ安リニ殺スト、今光晟短慮ニシテ遊樂ヲ好ミス、又諸士ノ跡目ヲ巨ク不與吏善惡是非ノ評ニ不足、最此將ニ不限トモ其評誣ヲコ、ニ記ス、凡將ノ功ハ義ヲ以テ一命ヲ捨吏ヲ不重、又士卒ハ義ヲ以テ行トイヘテ恩ノ施スニモ從ト見ヘタリ、季<sup>魚</sup>餌ノ下ニハ懸魚有、重賞ノ下ニハ死夫有トイヘリ、此心ヲ以テ知給ヘハ、太公公俸禄ヲ以テ能人ヲ得ルヲ餌以魚ヲ釣ニ似リ、故ニ諸士ヲ仕フニ、法ヲ正シ礼ヲ專ニシテ、恩禄ヲ下ス所ヲ考テ、大中小ノ宛行等諸士ノ内恨ヲ不持ヤウニスヘシ、タトヘハ其父死亡スト云テ其子ニ相違ナク宛行ハ今天下法ナリ、然ハ國郡ヲ治ル人又如是、如何ソ其跡ヲ拭スニ是非ニ及、武士タル者ハ我身ヲ立ヨリ名利ノ譽ヲ吉トス、今ノ譽ヲ得ヨリモ後世ノ譽ヲ考ル吏ヲ然リトス、子孫ノ為ニ一命ヲ失テ粉骨ヲクタクハ法也、其身ニ宛行ハル、所領モ何故ソ諸士ハ子孫ニ至テ取上ケラレント思ハ、ナトカ譽ノ人ハ家ヲ去ラサランヤ

一松平太<sup>膳</sup>膳<sup>江</sup>江<sup>網</sup>網<sup>廣</sup>廣 紋面高一文字二三星

内室松平越前守女

本國安藝、生國武州、本名毛利長門守子、居城長州ノ萩、周防兩國共ニ領ス、本知卅六萬九千四百石余、内七萬七千石、甲斐守・和泉守ヘ配分ス、新地ヲ除キ殘テ四十五萬石余アリ、米売生拂<sup>中</sup>中<sup>也</sup>也、年貢所納五ツヨリ七ツマテ拵六ツ、家中ヘ地形ヲ下スト云ヘテ四ツ成ニ定ル所、新參侍ニハ藏米、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合有、江戸詰ヨシ、三百石マテ馬飼料ヲ下ス、役少、家風少侈アリ、法度等不稠故心安シ、文武諸藝ヲ心カケル、誹諧ヲ專トス、風俗シツカナリ、國ニ禽獸魚柴新多、長州ハ小國タリトイヘテ人民寬然トシテ豊饒也、生物吉、南海有テ北ニ山有故ニ山海ノ珍物備ル、城本國ノ東北、三方ハ海辺ナリ、家老完戶・吉川・毛利

差別ナク唯酒宴遊樂ヲ専トス、サレテ佞曲ナク民ヲ不貪也、生得ハ悠然トシテ静ナリ、世間ノ勤怠ル唱惡シ、第一夜遊ヲスケリ、道中上下共ニ夜中也、其隠レナシ

愚評二曰、凡國家ヲ治ル人ハ、カリソメニモ道ニ違業ヲナサ、ルヲ善トス、然ルニ網廣文武ヲ曾不学力故ニ、佞曲ナラスト云ヘテ遊樂ニホコリ侈ヲ専トス、惡行跡是非ヲ評スルニ不足

松平丹後守藤原光茂

紋者荷ノ丸

内室岡部内膳正女

本國肥後、生國武州、本名鍋嶋信濃守勝茂ノ子、居城肥前ノ佐賀又龍藏寺、本知卅五萬石余、内十五万石ハ加賀守・甲斐守・和泉守ヘ配分ス、残り新地運上課役等都合五十萬石ニ及、往昔檢地タルニ依テ其際限難知、米売生吉拂中、年貢所納五ツヨリ七ツ八ツ扨テ六ツ五六分、家中ヘ大方地形ヲ下ス、在江戸ノ年有フチ、一人前ニ一升扶持ナリ、三百石マテ一月ニ銀百目ツ、ノ摸合アリ、家久キ侍多シ、諸家ニ替リテ家中ヘ能宛行、新參侍曾テナシ、惣テ人数甚多シ、軍役ニ應テ凡百万石ノ人ナルヘシ、家中ヘ出ス所ノ知行高四十六萬石余ト云々、風俗剛有テ義ヲ守リ直ニシテ法ヲ不乱、サレテ遊樂ヲ好ミ奢アリ文武ノ学ハ少シ、國ニ禽獸魚柴薪等多、城本國ノ東北海辺近シ、冬ハ風烈吹テサハカシキナリ、家老伊佐早・石井

光茂、文武ヲ不学テ行跡悠ニシテ大ヤウ也、諸吏大氣ニシテ兼タル吏ナシ、私欲貪リナク義理ヲ正メ直ナリ、物毎發明也ト云ニハ非ス、政道萬吏ヲ家臣ニ任ス、世間ノ勤不怠、法ヲヤフラス

愚評曰、國郡主ハ第一人数ノ大成ヲ以吉トス、<sup>(マ)</sup> 將ト云也、光茂武ノ法ニ叶ヒ、今諸家ニスクレテ士卒ヲ扶持セラル、吏、他ノ誉アラサレテ行跡ニ對シテ見ル時ハ此理各別也、凡將トシテハ謀ヲメクラシテ勝利ヲ千里ノ外ニ量、或ハ諸士ノ器量ヲ見、血氣有剛成者、臆ナルモノ可有、如是ノ品々ヲ思慮有テ備ヲ堅ク守ラセ最下知ヲ正テ戦ヲナス、則以人数多少ニハヨラスト也、上杉官領八萬六千ノ人数ヲ以、氏康ハツカ八千ノ人数ニ討負ケリ、是士卒ノ強弱人数ノ多少ニハヨラスト、上杉謀拙キ故也、善將不持強、不崇勢罷之、不喜辱之、不驚見利、不貪見美、不諛以身殉國一意而已、又惡將ハ邪氣甚タ私欲貪有、諸士ノ賢才ヲシラス故、賢ナルハ退、佞人或ハヘツラヒハ日々ニサカニ近進驕ニ長スル故、国家乱ル如是、將ハ人数ヲ千万持、百度戦タレハトテ勝利マレナリ、今光茂人数多キコト十ノ内六ツ也、然レテ文武ヲ不学、諸吏細少ヲ不知以四ノ禍トセン、吳子曰、將ノ可慎慮者五有、一曰理、二曰果、三曰誠、四曰約、此心ヲ能学ヒ士卒ヲ持共其德最多カルヘシ、サレテ諸士ヲ憐、民ヲ不貪吏、一向道ヲ不知ニモアラシ

井伊掃部頭藤原直隆

紋井ノ字口

内室

本國遠江、生國武州、掃部頭直孝二男也、居城江州ノ彦根、本知卅萬石、新地運上課役等有テ外二十五萬石余有、年貢所納七ツ八ツ扨六ツ五六分、米売生拂共ニ吉、家中ヘ大方地形ヲ下ストイヘテ四ツ成ニ當ル、在江戸ノ年百石ニ三人扶持、外二月ニ銀百目ツ、摸合人別也、馬飼料三升ツ、在江戸ノ節百石トル者マテ馬ヲ持、三百石マテハ飼料一ケ年ニ十八石ツ、ナリ、國役強シ、江戸詰吉、四年ニ三度ノ詰也、風俗静ニ不修シテ文武共ニ少々学ヒ法ヲ正シ甚富リ、國ニ禽獸魚柴薪多シ、土所上々、城本國ノ東北山城ナリ、要害ヨシ、家老卯貝・木俣

直隆、文武ヲ少々好ミ勇有テ最發明也、然レテ威輕クシテ、極テシハクシテ家士ニ加増スル吏マレ也、佞心邪曲ナク民ヲ不貪、忿リ有トイヘテ行跡ニ不義ナシト憐、モアリ  
愚評二曰、勇ト和ヲ兼タル吏武將ノ肝要也、勇ハ是血氣ノ勇ニ非ス、智仁ノ勇ナル矣、威輕シト云、士卒ニ加増等ヲ下ス吏マレナリト、一向細少ニシテ下サ、ルニモ非ス、凡良將ハ必猥リニ禄ヲ下サス、其功ヲ能々考テ分限ノ盡ヲ計リテ禄官ヲ与ルト云々、然レトモ生得ニシハキ所有ルト云ヘリ、是人ノ難トモ云ワンカ、直隆生得思慮厚所有リト云々、評ヲ略ス

一松平新太郎源光政

紋上羽ノ蝶

内室本多中務女

本國近江、生國備前、本名池田利隆ノ子也、居城備前ノ岡山、本知卅壹萬石、新地運上課役等都合卅八萬石余、米売生払五ニ吉、年貢所納四ツヨリ六ツ余マテ扨シ五ツ五分、在江戸ノ年有扶持、外ニ摸合銀ヲ下ス、國ニ禽獸魚柴薪多シ、国家ノ仕置吉、然レテ役義強シ、風俗吉、民豊富リ、土所上、城本國ノ西海辺ナリ、諸吏自由叶、家老伊木・池田光政、甚文武ヲ不学テ仁政ヲ家民ニホトコシ、憐ミ有テ礼ヲ正ス、諸吏儉約ス、佛僧ヲ嫌ヒ古跡ノ寺堂ヲ退、輔ス、古佛名作等悉ク破却ス、故國中ノ僧徒ヲ悉ク去ル

愚評二曰、文武ヲ甚学ヒ仁政ヲ行、民ヲ憐ミ礼ヲ正ス吏、凡学ヲナス者ハ必善行ニシテ非義無キ吏最也、此將世ニカクレナキ学士也、誠ニ少モ不違行跡、善行多ク聞ユ、然ルニ佛僧ヲイタマシムル吏、今世ニ應スルヲ以テ行ヲ名將ト云ヘシ、和朝ニ佛法繁昌ハ欽明天皇ノ太子聖德ヨリシテ、今ニ至テ國々ニ盛也、忝モ武帝公家ニ至テモ此道ヲ本トシテ專信仰アレハ、畢竟世ヲ治メ國ヲ治ル謀ニモナラン、主トシテ佛教ヲアナカチニ去リステンモ、却テ不忠トモ成ヘシ歎、思慮可有吏ニヤ

一松平相摸守源光仲

紋丸ニ上羽ノ蝶

内室紀伊大納言殿女

本國近江、生國武州、本名池田宮内少忠繼ノ子、居城因幡ノ取島、伯耆共ニ領ス、本知卅貳萬石、新地運上課役等都合卅八萬石余、米売生拂共ニ惡シ、年貢所納五ツ六ツマテ、

家中へ大方地形ヲ下ス四ツ半マテニ、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外二摸合アリ、江戸詰大概也、國ニ禽獸柴薪有、國家ノ政道吉、風俗吉、光仲勝手不如意ナリ、土所中、城本國ノ中、海辺へ十里北ニ有、家老荒尾・津田・和田

光仲、文武ヲ不学ヲ勇有テ和ナリ、義理ヲ正シ、行跡寛々トシテ豊ニ不忿、民ヲ不貪、然レテ甚美兒ヲ愛シ、スマイヲ好メリ

愚評ニ曰、文武ヲ不学ヲ勇ニシテ和ナラハ善將トスヘシ、義理ヲ正シ、行跡寛ニシテ豊ニ不侈不忿ト、是則學ヒタリ、則學士ニ云ワン、相撲ヲ甚好ニ不耳、太人ノスク義ニ非ス、匹夫ノモテ遊ナリ、美兒ヲ愛スニ甚クハ慎ヘキナリ、善行タル甚過タルハ惡トナルナレハナリ

藤堂 太、学頭藤原高次

紋葛

内室酒井古雅楽頭女

本國近江、生國伊豫、和泉守高虎ノ子、居城伊勢ノ阿野津、伊賀ニ領ス、本知卅貳萬三千九百石、新地運上課役等外二十萬石余アリ、米売生拂ニ所々カヒアトイヘテ上々タリ、年貢所納押シ七ツ余也、家士大坂御陳以前ノ侍ニハ地形ヲ下ス、其以後ノ者ニハ藏米ニテ三ツ五分ナリ、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外二摸合有、國ニ禽獸魚柴薪アリ、土所上也、國役少シ、家士富リ、民窮ス、然レテ近年ハ吉、法度掇綱クテ、城本國ノ東海辺ナリ、諸吏自由吉、家老同姓等

高次、文武ヲ不学、勇有リ、極テ侈、美女ヲ愛シ、猿樂ヲ集、名木名草メツラシキ禽獸魚類等ヲ求好ニ甚シ、然レテ邪義奸曲ナクシテ寛々タリ、今時無類ノ大氣人ナリ、且在江戸ヲ勤公トスルカ

愚評ニ曰、文武ヲ不知レテ勇有ト、然レテ学ナクシテハ血氣ノ勇タルヘシ、智仁勇ノ徳ヲ勇トモ云ハン、此將極テ奢有リ、種々品々ノ樂ヲ好メリ、詮ナキ吏修ノ第一也、然レテ邪曲ナクハ少ハ善成ヘシ、寛々トシテ、ナラヒナキ大氣ト云モ量リカタシ、又天下ノ太、小名ニ至テ在國ヲセスシテ勤功トナラハ誰レカ止スト云吏ナケン、サマテ忠義ニモ成マシ、若乱世ニ及テハ最ナラン、畢竟在國ヲ不好ト云々、人々二國郡ヲ領シテ、我民等ノ盛衰ヲモ考テ憐ミヲ下シ、家士邪曲ニシテ民ヲ貪リ困窮ナサシムル族ヲ正スコソ、且ハ天下ヘノ忠ヲ成、身ノ為ヲナリナン、然レテ此將ハ今天下諸大名ノ内ニ御譜代ノ嫡家、他ニコトナレハ御證ニ依テ如是ナルヤ、評ニ憚多故畧ス

松平阿波守源光隆

紋満字

内室小笠原信濃守女

本國尾張、生國阿波、本名蜂須賀、居城阿波ノ謂津、又徳嶋ノ淡路ニ領ス、本知廿五萬七千石、新地運上課役等外二六萬石余アリ、米売生拂ニ上々、年貢所納六ツヨリ八ツマテ押テ七ツ、家中へ地形ヲ下ス、新參士ニハ四ツニ極テ下ス、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、

外二摸合有、他家ヨリハ甚多シ、諸吏宛行吉、諸人家ヲ望也、國ニ禽獸柴薪多シ、萬吏自由吉、土所上、家民ニ豊也、城本國ノ東、西海辺ナリ、繁昌ス、國家ノ政道順ニシテ宜シ、家老佐々

光隆、武道ヲ專トス、文ヲ不学レテ仁政ヲシテ民ヲ憐ミ仕置等正シ、生得寛々トシテ勇義ニニアリ、古風ナリ、美兒ヲ愛ス

愚評ニ曰、文ヲ不知、武ヲ專ニスルニ最武士ノ第一トス、然レテ文武ハ天地ノ如シ、文ヲ不学ハ不可也、両道ヲ兼タルヲ以テ譽トス、然レテ行跡不義ナクシテ仁政ヲ以て家民ヲ治メルトキハ、必一向文ヲ不知ト云ニハ非ス、且勇有、義有テ古風ヲ學ヒ身ヲ治ルハ則良將ト云ヘシ、如是臺ノ將、文ヲ不学モ不覺ナリ、然レテ学テ不義成人ニハクラヘカタシ、不知シテ實ノ道ニ叶ハ生得ヨリノ善將ニシ譽ト云々

一上杉播磨守藤原綱勝

紋笹二笹

内室保科肥後守女

本國越後、生國出羽、彈正少景勝ノ子、居城奥州ノ米澤、本知卅萬石、新地運上課役等外二十萬石、米売生拂ニ惡シ、年貢所納四ツ五ツ押シ四ツ五分、家中へ大方地形ヲ下ス、在江戸ノ年人有扶持、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪有、遠國故諸吏不自由也、土所下也、城本國ノ西南、羽州ニ近シ、家老早川・松下

綱勝、文ヲ不知、武勇ヲ好ミ馬ヲスケリ、家民ヲ不貪、仕置等宜シ、家士風俗ハ惡シ、渡リ侍ナシ

愚評ニ曰、文ヲ不知、武勇ヲ好、馬ヲスク、右光隆ノ行跡ニヒトシ、少ハ劣リタルニヤ、大タル者ハ物ニ油断トイヘテ一ヨリ十マテヲ知人ハ少シ、又曾ア心得ナキ者モナシ、或ハ知テ不行人モアリ、不知シテ知レル如クニ行モ有、ナレハ彼是善惡評ニ及カタシ、一曲ユルヤカ成トテ善人ニ云カタシ、又カマヒスシトテ悪人ニ云カタシ、志ノ實、行跡、更ニ不義ナキヲ以善トスヘシ、猶評筆紙ニ盡カタクニ依畧之、最思慮有ルヘシ

一松平土佐守藤原忠義

紋三ツ柏

内室松平隠岐守女

本國尾張、生國土佐、本名山内對馬守一豊ノ子、居城土佐ノ内高知、本知廿萬貳千六百石、新地運上課役等外二八萬石余アリ、米売生拂ニ不耳、年貢所納八押シテ五ツ、家中へ國押ニ下ス、新參侍三年所務ナシ、在江戸ノ年軍役扶持下ス、外二摸合有、役義強ク國家ノ仕置等稱クシテ窮ス、國ニ禽獸魚柴薪有、材木甚有、土所中、城本國ノ中少東、南海辺也、家老野中・山内

忠義、勇有テ文道ヲ不知、馬ヲスク吏甚シ、行跡清クシテ民家ニ憐愍アリ、慈悲ヲ專トス愚評ニ曰、勇ニシテ文道ヲ不知、其行跡清ク慈悲憐ヲ專トスル吏、將タル人ノ第一ノ善トス、文ヲ不知シテモ知学ヒタリト云ハン

武家諫忍記 卷之四

武家諫忍記卷第四目錄

佐竹修理大夫源義隆

有馬松千代源頼利

森内記源長繼

松平式部大輔源忠次

松平大和守源直矩

本多内記藤原政勝

松平下総守源清良

松平隠岐守源定長

小等原右近將監源忠直

武家諫忍記卷第四

佐竹修理大夫源義隆

内室松平隠岐守女 紋ヒラキ扇内ニ丸

本國常州、生國武蔵、右京大夫養子實ハ岩城忠次郎貞隆之男也、居城羽州内秋田、本知二十万五千石、新地開、運上課役懸物等外ニ五万九千石余有、米穀生括ニ不宜年貢所納四ツ五五分採シ四ツ五分家中へ大方地形ヲ与フ在江戸ノ年百石ニ付五人扶持外ニ夫金ヲ渡ス、遠國故物每不自由也、諸軍人ヲ不拘、外様侍皆テナシ、家ノ役義等心易シ、國ニ禽獸魚柴新多シ、土地中也、城本國之西北海辺也、家老佐々、戸村、人見義隆、元來愛心有故ニ仕置ニ私ナリ家ノ作法以下順也、國民靜ニ能治ツテ業シ甚奉テ祝ヘリ、文武道サノミ不学行言ニ少モ過ナク世間ノマシハリ最ヨシ、美少人ヲ好メリ

愚評義曰、人之可シ為人道最可也、國郡ノ主タル人心持餘多可有、己ヲ治、國家ヲ攻スル、則其國無為ナリ、國主ハ父母ノコトシ、父母ノ憐愍ナクンハ幼子イカニカ人トナラシ、國主無憐ハイカニカ其民ハイツクニカ可立、泰ノ世大ヒニ修テ万民ツカラシムルニヨツテ、此時民是ラウラミテアツハシ國ヲ乱スル主將アシカシトノシル漢高祖咸陽ヲ攻ルニ其國民甚祝シテ高祖ニ從テ共ニセムル故ニサシモ剛強ナル咸陽ヲ攻落シ終ニ高祖ノ

世トナツテ闇夜ニトモシヒヲ得タルコ、チシテ民大ヒニ長シテカナシミノ色ナフテ高祖奉祝高祖秦ノ世ト替テ諸法度ユルカセニミツキモノ納ニ民ノ安スルホトニヨサメタマフ故ニ國民樂ヲ同スルト云リ、曰夫將者國之令也、將能制勝則國家安定、今義隆ノ行跡明ニメ少モ過事ナシ最可ナリ、家之作法以下順成事物每道理ヲ考タル將成ヘシ、然テ文ヲ不学ハ不可也、行跡法ニ叶國家安全ト修タル人ナレハ此等ハ不学共吉トスヘシ、美兒ヲ好事ハ其國家之障リニナラス不甚ハサノミ可禁ニモ非ス、畢竟中之將ト世ニ唱也

一有馬松千代源氏後諱

紋釘抜

本國播州、生國武州、中務大輔高頼之男、居城筑後之内久留米本知二十壹万石、新地開キ運上課役カ、リ物等外ニ七万八千石余有、米穀生拂共ニ不宜、年貢所納三ツ半ヨリ六ツマテ家中へ四ツ或地形ニテ渡ス、在江戸之年人有フチ、但シ主人一人ハ一升扶持外ニ摸合アリ、或苦勞銀トテ少々有宛行之次第不宜故家士身上不如意ナリ、國ニ禽獸魚アリ柳川ヨリ來ル柴薪モ自由也、家士之風俗キラヲコノミ武藝ヲ少々嗜、土所其國中ニテハ惡所也、民不富不窮、城本國之西北海西南六里間山多シ、諸事不自由ナリ、城本繁昌ス、家老何モ同姓ナリ

俊諱、若年ニシテ其行跡不祥、然テ器量有テ威不輕萬事才智發明成ト云々、國家之仕置ヲ臣下ニ任ス、有馬豊前守ヨリ酒井雅樂頭へ覽之テ改ニ物事無恙、民ヲ不負也

愚評曰、前ニモ記ス如ク凡人人生ニテ十歳ヨリ以後ニハ文學ノ道有事ヲ古人ニ相伴ヒ徳有人ヲ近習ニヲカシメ行跡少モ不違様ニ語可聞、幼君タレトモ諸人用則有威明君モ人不用則威カロシ、俊諱若年ナレトモ能道ヲ守徳其氣ニアタル事後年ノマタンアニ譽ノ將タルヘシ、豊前守ヨリ方方ノ政事ヲ雅樂頭へ内通ストカコシ、家臣若シ奸曲有ハ下民苦ミ心許ナシ能々可慎

一森内記源長繼

内室池田備中守女 紋鶴之丸

本國作州、生國同シ、美作守忠繼之養子、実ハ民部少輔成次之子也、居城作州之内津山、本知十八万六千五百石、新地ヒラキ、諸運上課役カ、リ物等外ニ七万五千石余アリ、米穀生中拂吉、年貢所納五ツ六ツヨリ八ツ余、但採シ五ツ五分内外家中へ四ツニ三分役義少シ、在江戸之年百石ニ付五人扶持外ニ摸合、又ハ雜用銀渡ル、江戸詰吉シ、大身成士ニハ役義有、二百石以下ニハ少々、江戸詰ニ番ニアタル家中大ヒニ富タリ、諸事リツハ好、風流有、文武ノ学スクナシ、國ニ禽獸魚柴新多シ、魚ハ備前・播州ヨリ來ル故ニ不自由ナリ、家民共ニ直ナリ、土地上、城本國ノ中間スコシ東方最要害ヨシ、因州へ近シ山有海遠サレトモカセ船入、他國ノ諸賣買人不入、家老長尾、森、大塚

長繼、文武ヲ不学武藝ヲ好トイヘトモ他ニヲヨホスニ非ス、邪曲佞奸有ラス、常ニ美女子

好コト甚シ、ユヘニ或他出ノツトメマレナリ、或在国ノイトマアレテ江戶發足甚延引有、是ハ皆愛心有故ナリ、別ニ家民ノ仕置ヲ無道ニ不有イカリ短慮ノ人ニアラネテ何トヤラン行跡言葉常ムツカシ、ト云ナリ、且又少過有トイヘトモ殿中ノトリサタ吉、手前不足ナリ愚評義曰、文之不学ハフカクナリ、凡人主ノ不学則政道ナラズト云ヘリ、タトヘハ心誠有テ憐直ナリトイヘトモ文学ヲ不明人ハ誤大ヒカナ、管子曰、猛毅之君不免干外難、懦弱之君不免干内乱タケリ、荒君ハ臣恐レ從フトイヘトモ法度綱キ故遠國ハ必背ク、亦和ラカニ過タル君ニハ内乱トテ男女犯ス乱シテ危事成ヘシコノ心ヲ以可命ナリ、當代天下治テ武威不輕サルニヨツテ十人ハ十人ナカラ色ヲ好美食ヲ専トシテ侈多、ア、戦國ノ世ナランニ豈如此、人其功アラシヤ、一國一郡ノ大将タラン人ハ云ニタラシ一家ノ主人猶慎可有事ナリ誠スレハ不可有、唐ノ玄宗ハ楊貴妃ニ愛ヲナシテ身ヲ亡、我朝ニモ恋暮ノ心ニヨツテ家ヲ乱、身ヲ亡人多シコレニヨツテ世ノツトメイカホトコレヲウラムル人多カル、サレトモ世ノ唱サラニ嘲曾アナシ、然ハ一向愚ニシテ政事ヲシラサルニハアラシ、一ツノ過有トモ法ヲ守ハ善也、一ツノ理ニ叶トモ法ヲ背ハ過遠思慮有人ハ不義アレトモ過トナラス遠慮ナキハ才智道ヲシルトイヘトモ必危トイヘリ心得可有ナリ増テ一國一郡ノ主タランニ不可有不慎

松平式部大輔源忠次

内室寺澤志守女 紋笹源氏車輪

本国伊勢、生国遠江、本氏榊原、忠政之男也、居城播州之内姫路、本知十五万石新地開キ諸運上課役カ、リ物等外ニ七万石余アリ、地ニ禽獸魚柴薪多シ、米穀生括ニ吉、年貢所納六ツヨリ八ツマテ押シ六ツ五分家中へ四ツ成、在江戸之年百石ニ付五人扶持、外ニ摸合アリ、国家豊ニシテ、家土之風俗吉、家ニ人数多シ、土地上々諸事自由叶也、城本国之南海辺也、家老石原、中根、榊原、村上

忠次、文武ヲ学ヒ哥道ヲ好才智勝レタリ、禮義ヲ正シ物毎ヲホヤケナリ、下人ノ上マテ慈悲有テ民ヲアハレム不奢、又不忿寛々トシテ威有、畢竟誓之名將也、少美女ヲ愛セリ

愚評義曰、此將ハ生得ヨリ文武両道ヲ明ラメタル故欤行跡前後共ニ不義ナシ人トメハ文武之道ヲ心カクル者ハ多ケレトモ道ヲ行フ人ハ稀也、学テ其味ヲ不知ハ人トシテ人タラス、又不学シテ不知ハ誤リ也ト云難シ不学所ハ誤リナレトモ道ヲ行ニハ是非ナシ、学テシルハ理ナレトモ物ニホタサレテ道ヲ知顔ニシテ内心ニ私欲ムサホリイサ、カ不止慈悲ヲ専ラニ寛々ト威有事、是將タル人ノ器量也、將タル人ハ成程急ナル事有テ必急ク事ナクセツナル所有トモ不動不驚、又不思義ナル禽獸等出テ左右ヲ走りサワク共其氣色ヲ変セズ其體シツカナレハ徳義有者也、今忠次モ此法ヲヨク知レルト見ヘタリ、最世ニ譽ル将ナレハナリ

松平大和守源直矩

紋桐ノタウ

本国參河、生国越前、父大和守ト云者參河守ノ五男也、居城越後村上、本知十五万石新地開キ運上課役カ、リ物等外ニ六万石余有、米穀生中括悪、年貢所納四ツヨリ六ツマテ家中へ四ツ成、然レ共諸事心安シ、国ニ禽獸魚柴薪多、在江戸之年人有扶持外ニ摸合金ヲ下ス、甚寒國ニテ難義ス、土地下、城本国之北東海辺近山有、家老三好、白井

直矩、文武両道皆テ不知ニハ非ス勇知スグレテ發明也、物毎リツハラスケリ、民ヲ撫、義理ヲ正ス、美少人ヲ愛シ奢ニ長スサレトモ知行報祿ヲ与テ大分ニ取立ノ者ハナシ、佞奸忿イサ、カナシ、血氣ノ將トシルヘシ

一本多内記藤原政勝

内室有馬左衛門女 紋本之文字并立菱

本国參河、生国上総也、出雲守之男也、居城大和之内郡山、本知十五万石、新地開キ運上課役カ、リ物等外ニ五万石余有、米穀生括共ニ大上々、年貢所納七ツ八ツマテ、又八九ツ十ツ成之所モアリ、押シ八ツ五分ニアタル、然トモ武ハリ延高ヲ入テ三万石分ハ地ナシ高也、往昔郡山領十二万石ニ増地ナシ、家中へ四ツ五分内三分一銀トテ御蔵入並三分一之分米一石ニ付テ相場之直段ニ大形五文目程余銀ヲ下ス、是ハ大和之國計ハ地ニテ米ヲ括他國へ出ル米ナク、又運賃車力料トシテ御蔵入モ如是并夫銀六分カ、リ物等都合五ツニ當ル、在江戸之年人有扶持、外ニ摸合アリ、江戸詰吉、別而定江戸之者ハ身上富リ、百石ヨリ三百石マテハ一日ニ三匁ツ、一ヶ月切ニ渡ス、借前百石ニ付三百目利ナシ兩年ニ返納ス、種々トイヘトモ国役強シ、サレテ進退成カタキ者ハスクンシ地ニ禽獸魚柴薪アリ、海魚ハ和泉又大坂ヨリ来ル故不自由也、柴薪共ニ高直也、土地大上、城本国ノ東北伊賀山城ニ近シ、京都へ十三里、大坂へ七里、奈良へ一里、諸事自由叶、家老日高、大橋、深津等

政勝、武勇力量勝レタリ最ホマレノ将ナレテ文学ヲシラス、民ヲ貪リ、慢心多シ、忿アレトモ奢ナシ、美兒ヲ愛スレテ在城之時居所ニ女人ヲ堅ク不抱、惣而法ヲヤフラス

愚評義曰、凡主將タル人ハ必ス此嗜可有儀也、文武両道ヲ学テ仁義之勇ト云ニハ非ス血氣之勇也、国ヲ治ル人ハ思慮ヲ前ニシテ勇ヲ後ニセンヤ生得ヨリ力量勝ル、事非スト云ニアラス、勇ハ三徳之次第一トスルナレハ是ヲ不知ハ不覺ナリ、大名ト成テサノミ力量タテナトハ無益可成、譽レ有人ト云ハ知仁勇ヲ兼テ私欲邪義倭之心ナク家民ヲアハシム将ナルヘシ如何本文之作者心得計カタシ、民ヲ貪リ慢心有人ナラハ是等八十ノ内ニテ七ツ善有共三ツノ悪行ニサヘラシテ世ノ嘲ナラン悪行有トモ三ツノ善行ヲ以テ家民ニ遠慮ヲ加ヘテ常ニ能撫置ハ悪行是ニ隠テ他ニ洩ル事アラン天理ノ自然ニテ人ト成、又主トナリ下ト成天地ハ父母高位匹夫モ兄弟ノ如シ士民ナリイサ、カ非道之行ヒアラハ天ノ命ヲ背ケリ美兒ヲ愛スル事甚シ、此評ハ前ニ記ス、又在所之節城内へ女人ヲ不入事最イサキヨシ、法ヲ背カサルヲ第一ナレテ其大抵ハ可有一口法ニ叶ト云計ニモ有マシ惡事有様ニキコユルトイヘトモ畢竟諸人ハ甚家ヲ望ム

松平下総守源清良

内室細川肥後守女 紋九曜

本国參河、生国大和、清匡之男也、居城出羽之内山形、本知十五万石、新地開キ運上課ヤクカ、リ物等外二四万七千石余アリ、米穀生私方トモニ悪シ、年貢所納五ツヨリ六ツマテ家中へ四ツ成、在江戸ノ年百石ニ付四人扶持、外ニ摸京有、地ニ禽獸柴薪多シ、土地下也、城本国之東南奥州ニ近シ、家老山田

清良、文武之道ヲ不学直ニシテ法ヲ不背利根發明ト云ニハ非ス、父清匡之時代ハ物毎セハシクシテ堪忍成カタシ、今時諸事風俗惡事不見国家之仕置モ吉シ

愚評義曰、生得ヨリ文武之両道不学人モ有、又学テ理ニクラキ人モ有、又不学トモ理ヲ知人モ有清良一向不学トモ云難シ少シハマナヘル哉、然レモ理ニクラキ時ハ必其甲斐非ス故ニ利根發明ナラス、又父清匡之時代ヨリ悪ヲアラタメテ善行アラハコレナラスト云ニモアラス、凡父ノ行跡ヲ改ムルニ是非之分別可有也、善行ヲ成ヲ改テハ悪行ト可成安シ、父ノ悪行ヲアラタムル時ハ是善トナセリ、尤父善行アラハ其佞用テ弥孝也、亦悪ヲアラタムルモ又孝也、悪ヲ其マ、用時ハ不孝ナラスヤ、是孝之大道也、大舜始メ重乱ト云ル鼓尻ト云田夫之子也、然ニ幼少ノ時ヨリ人ニ勝レテ德行多シ、父鼓尻ハ大悪人ニテ道ヲ不知重花ヲ殺サントスルヲ知テ少モ恨ミス曆山ニ至テ耕ニ不思義有、其後堯皇聞召テ農人ヲ智トシテ嫁皇女□□二人之皇女ヲ妻テ位ヲ讓ル是虞帝也、堯舜トテ高德ノ大聖人也、是孝行之徳有トテモ文之悪ヲ其佞用ヒテハ却而其徳行ナク悪行猶強カルヘシ、今清良ハ其悪ヲ知テアラタメラレシユヘ彼鼓尻ニヒトシカラン哉

松平隠岐守源定行

内室京極信濃守女 紋梅鉢

本国參河、生国遠江、本氏久松、定頼嫡男ナリ、居城伊与之内松山、本知十五万石新地開キ運上課役カ、リ物等外二五万石余有、年貢所納押シ五ツ六ツ、米穀生拂至ニ中ノ上也、家中へ四ツ成、在江戸之年人有扶持外ニ摸合アリ、国ニ禽獸魚柴薪アリ、国家之仕置中、民寓、城下繁昌物毎自由ス、土地四国之内ニテハ別而上地也、城本国内中間北ヘヨル海辺近シ、家老奥平、水野、竹内

定行、々跡悠寛ニテ仁禮アリ、国家之政道法ニ不背、民ニアハレミ有テ人ヲ不嘲、又忿リナシ、文武両道トモニ志有

愚評義曰、本文ニ違ヒナクンハ最譽之將ト云計ナシ、然ニ悠ヲ本トシテ勇ナシ、前ニモ云如ク悠寛タル人ハ勇過タルヨリハ勝レリ、サレモ道ヲ不知者ニハ剛ヲ以治悠過タル主人ハ誤リヲ見テモ其改メナキ故平常之行跡ニ不義多キ者ナレハ却テ士卒ノアヤマチハ其主ノ誤リナルヘシ、此等之心得有テ、サノミ悠モスキサルホトニ有度モノ欵、畢竟善將ナリト世ニ是ヲ唱

一小笠原右近將監源忠直

内室本多美濃守女 紋三階ヒシ

本国信濃、生国下総、兵部大輔秀政之男ナリ、居城豊前之内小倉、本知十五万石余、新地ヒラキ運上課ヤクカ、リ物等外二五万四千石余アリ、米コク生私ヲニヨシ、年貢所納七ツ八ツ押シ六ツ七八分家中へ四ツ二分成、在江戸ノ年軍役扶持、外ニ雜用銀ヲ与フ、国役百石ニ付テ四石ツ、出之、地ニ禽獸魚柴薪多シ、家中ノ作法吉、城下豊ニ繁昌也、土地上、城本国之東北海辺物毎自由也、家老大羽、坂養、宮本

忠直、愚ナラス亦才智明也ト云ニモアラス、国家ノ政道中ノ上、鹿鷹カリヲ好ミ、美女ヲ愛セリ

愚評義曰、是等ノ人世ニ多、愚ニシテモ行跡不義ナラサルトキハサノミ不可禁、又才智過タルモ不可、然過不及有也、鹿鷹カリヲ好ム事前ニ評スル如ク武士ノ法ナレテ過ル時ハ不宜、美女ヲ愛スル誠ハ大人主人トシテハ猶ツヨシ、サレモ此將ニ不限世ニ多色ニフクル將多ケレハセンカタナク評ヲ畧ス

(表紙)

一 全廿一本

武家諫忍記 卷之五

武家諫忍記 卷第五目錄

酒井雅楽頭源忠清

酒井修理大夫源忠直

酒井左衛門 殿 源忠治

阿部伊豫守安部正盛

立花左近將監源忠茂

本多下野守藤原忠平

奥平美作守平忠昌

武家諫忍記 卷第五

一 酒井雅楽頭源忠清

内室松平越中守定國女

本國三河、生国武州、河内守忠行ノ子、居城上州ノ前橋、本知拾壹萬石余、新地、運上、

紋劔カタバミ

課役等都合十五萬八千石有、年貢所納五ツ六ツ押シ五ツ三分、家中へ三ツ五分、外ニ雜用金ヲ下ス、地ニ禽獸柴薪アリ、家ノ風俗不耳、諸浪人家ヲ不望、土所中、城本國ノ東南館林へ近シ、諸事自由吉、家老高洲・松本

忠清、智勇有テ、行跡寛々トシテ不修、忠ヲ盡シ礼義ヲ正ス、但シ鬣肩ノ沙汰多、文武ヲ不学不、利ニクラカラス、今天下ノ權威ヲ執テ其勢不輕事并ヒナシ、号シテ下馬將軍ト世ニ唱之ト云々

愚評ニ曰、此將ハ諸事他ニクラヘカタク勇智柔和ニ兼テ不用ハ危シ、行跡寛ニシテ不修、不忿上ニ忠ヲハケミ礼義ヲ正ス事諸主多シトイヘテ、別テ其タシナミ有ヘキ事最ナル坎、猶憤ツ、シマスハ不可有、然ニ鬣肩ノ沙汰有ハ忠ヲ盡ト云ニハ非ス、其イハレハ諸々ノ訴ヲ聞ニ親キ者ヲ貪容シテハ、我ニ疎キ者ハ自ラ理ニクラクテ鬣肩ニヨホハレテ何ソ畢竟上ヲ恨シテ事必定ナルヘシ、却テ君ノ為ヨカラシヤ、又礼義ニモ背ケリ、礼ハ承天ノ道ナリ、天ハ君尊ク、地ハ臣卑シ、是上下ノ次第ヲ分テ一箇ノ序ト云モノ也、物ノ始リ、義ハ巨ト云心ニテ威義ナリ、法度ノ正ヲ云、心ヲ能思慮有テ善惡ヲ正テ宜スル者ナレハ鬣肩ノ沙汰一向嫌フヘキナリ、是ハ誰人ノ心ニモ可有、早夫ノ交リニサヘ鬣肩ノ沙汰ハイマシムル、剥天下ノ權威ヲタモツ程ノ人少モ此沙汰アラハ誠ニイマハシキ事中心々云計ナシ、但シ大科ノ者ヲ覆ヒテ小科ニトリ成ス、鬣肩ハ大膳ト云成ヘシヤ、文道ノ志ウスクシテ又私欲有事ハ如何ソ本文心得難シ、誠ニ夫天下ノ權威ヲ取テ其勢不輕ト也、凡權威トハ秤ノヲモリノ如シ、秤ノ權リハ其重目ニ定リ有ナカラ厘毛ノ輕キモ重キモ百千貫目ノツリ合ト成如ク其身ニ備テ大小ノ諸士下民ニ至ルマテ應セスト云事ナシ、權ヲ取テ利ヲトラサルハ天下國家其内ニ有權威不輕ハ法也、或ハ軍法ニ此道ヲ用ル事多シ、又權ノ道モ物ニ過ルトキハ秤ノヲモリ厘毛ニハナカヘサル、物也、惣テ過不及ナキヲ云也、今忠清ヨノツネニシテハ政道危シ、一國一郡ノ主タニ行跡ノ善不善誠ニ不知ト云者ナシ、剩天下ノ執權ノ器量世ニ嘲誹ノ評義有トキハ公ノ威ウシ自己ハ云ニ不及、其面々向人ハ時ノ威ニ恐テ媚諂ハカリ也、其志ノ實ヲ盡シタルハ天下ノ益ヲ勤ハカルノミ私欲ヲ捨、或ハ讒人ヲ不用ネタミソシリナク天下万民ニ至ルマテ赤子ノ如クシテ出仕ヲ尊テハケマス時ハ其下弥忠義ヲ不忘シテ勤ムヘキナリ、君へ諫ヲ言上ス事片時モ忘ルヘカラス、是兵法ニ賞法ニ當ル時ハ一ツ賞シテ萬士悦ト云々、世ニ下馬將軍ト称ス事、右ノ心得ナランヤ、自ラ徳アレハ嘲者ナキモノナリ、君ノ御機嫌ニ任テ權威アラハ誠ニ云モ理リトナリ、天下ヲ治ル人モ一郡一家ヲ治ム人モ此心得ヲ考知ラハ不中ト云トモ不遠ト云々

酒井修理大夫源忠直

内室松平河内守女

紋劔カタバミ

本國三河、生國武州、讚岐守忠勝ノ子、居城若州ノ小濱、本知十貳萬三千石、新地、運上、課役等都合十七萬五千石余、年貢所納押シ六ツ三分、家中へ四ツ、在江戸ノ年摸合銀渡

ス人有、扶持父忠勝時代ヨリ他家ノ作法心安シ、地ニ禽獸柴薪多シ、土所上也、城本靜ニシテ諸事ノ自由吉、國ノ北海道、家老同姓、三浦

忠直、文武ヲ学ヒ勇ヲ好メテ行跡甚修リ有テ衣食ノ美甚シ美女ヲ愛ス事甚過タリ、生得ハ直ニシテ忿ナク佞曲モナシ、家民ノ政道中抵ナリ

愚評ニ曰、主將トシテ文武両道ヲ學フ事誠ニ善ナリ、勇ヲ好ニハ品アリ右ニ云如ク智仁勇ノ勇ヲ善トス、血氣ノ勇ヲイマシムル、甚修リ有テ衣食ノ美ヲツクシテ不義多キ事ハ何ソヤ、文武ヲ志サスハ更ニ外物ノモテアソヒニ非ス、身明德行ノ学或ハ國家ノ政事宜クセンタメ也、然ニ右ノ行跡評スルニ不足也、生得直ナラハ早く可改又佞曲忿リナクハ可也、慎マンスンハ不可有ト

一酒井左衛門尉源直治

内室

紋劔カタバミ

本國三河、生國武州、撰津守忠昌ノ子、居城出羽ノ庄内又鶴岡、本知十四萬石、新地、運上、課役等都合十八萬石余、米完生拂、三惡シ、年貢所納五ツ六ツ押五分家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合有、江戸詰不耳、在所諸事不自由ナリ、禽獸柴薪多シ、土所中ノ上、城本國ノ西南海辺ナリ、家老石原、長谷川

愚評ニ曰、武勇ヲ好テ馬ヲスケル事、士ノ法ナレハ最ナル坎、美兒ヲ愛スニ前ニ記評ス也、酒ヲ甚好、主將トシテハ別テ大惡ナリ、大小ニ其禁ツヨシ、酒ヲ好ムハ古人モ有シカ、酒ヲ吞テ聊不亂不義ノ行ナシ、却テ心意明ケシ、今世ノ人酒ヲ好テハ其行ニ無量ノ不義ノミ有テ終ニハ大身ハ國家ヲ失ヒ、下ハ身命ヲ亡ス也、サレハ酒ヲ吞テ聊不亂シテ心意却テ明ケ成ル人ハ本心ノ生得世ノ常ノ人ナラス、如此ノ人ハ百千人ニマレナラヘシ、好テ吞ホトノ人ハタ分ハ不亂ト云事ナク明意モ又クラクシテ惡行不義多カルナリ、酒ヲ吞スシテサヘモ愚シテ明意ナシ、所セシ酒ヲ不好ニ定レリ

一阿部對馬守安部正盛

内室

紋丸三鷹羽

本國三河、生國武州、備中守ノ子、居城武州ノ岩付本知十壹萬四千石、新地、運上、課役等外ニ三萬五千石余有、年貢所納四ツヨリ六ツマテ押シ五ツ五分、家中へ三ツ五分、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合アリ、江戸ツメ惡シ、國役ナシ、地ニ禽獸柴薪有、土所中、城本國ノ北東、江戸ヨリ五里、諸事自由叶、家老三浦、内藤

正盛、若年タルニ依テ何ノ行跡モ不知、生得發明ニシテ寛々タリト、文武ニスケリト云々

愚評ニ曰、若年タルニ依テ行跡不知、生得ハ寬ニシテ發明ナリト文武ノ学有事最武將ニ生テハ可也、今ニ同姓伊豫守為後見ト家ノ政道ヲストイヘテヨロシカラスト云ヘリ、且ハ家臣ニヨロシキ士ナキト見ヘタリ、タ、後年ヲ待テ可見ツ

立花左近將監源忠茂

内室

紋名荷ノ丸

本國筑後、生國武州、直茂ノ子、居城筑後ノ柳川本知十萬九千六百石、新地、運上、課役  
石三不耳、年貢所納四ツ五ツ杯四ツ三分也、家中へ三ツ七八分、在江戸ノ年百石ニ五人  
ブチ、外ニ摸合アリ、江戸詰吉、國ヤク強シ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所中、城本國ノ西  
海邊遠國ニテ諸事不自由也、家老同姓、十時

忠茂、文武ヲニ少々志ス、文ヲ後ニシテ武ヲサキトス、生得ハ直ニシテ邪曲ナシ、仕置順  
也

愚評ニ曰、孫子云、始計篇ノ第一曰道、二云天、三曰地、四云將、五曰法、是ヲ五事ト  
云、道ハ君ノ道有トキハ其民君ノ為ニ死ナント思トキニ國ハ必全治ル故ニ急成事ニ至テ  
モ少モ變セス、天ハ寒暑ノ時制ノタクヒヲ云、春夏秋冬ノ四時ヲ考テ、春ハ木ニテ東、  
夏ハ火ニテ南、秋ハ金ニテ西、冬ハ水ニテ北、土用ハ中央ナリ、此五行相剋相生ニテ五  
分ノ位ヲ論スル事、是ハ天ノ運氣ヲ見ルニモ天也、地トハ死生ノ廣狭ノ類ヲ云、山川廣  
キ所狹キ所馬又ハ歩行立ノ所ヲ心得有ヲ云、將ハ大將上ノ道有ヲイヘハ國主此將ノ將ナ  
リ、此時ヲ用時ハ智仁勇ノ有者ヲ其役ヲ申付ヘシ、法ハ軍法曲制ヲ云也、文ヲ以テ治、  
次ニ武ヲ用ヘシ、然レテ人々ノ氣質ニ依テ軍法ヲ好人アレハ別ニ惡ト云ニ非ス、學之人  
最行跡ヨリ國家ノ政道善惡知レルナリ

本多下野守藤原忠平

内室

紋立葵丸本ノ字

本國三河、生國武州、能登守忠義ノ子、居城奥州ノ白川、本知十二萬五千石、新地、運上、  
課役等都合十七萬石余アリ、米売生拂石三不耳、年貢所納五ツ六ツ杯五ツ五分、家中へ四  
ツ、在江戸ノ年百石ニ四人扶持外ニ雜用金少下ス、國役五分、江戸詰ヨシ、地ニ禽獸柴薪  
多シ、土所中、城本國ノ南東諸事不自由ナリ海邊遠シ、家老池田、太原

忠平、文武ヲ不知、然レテ利根發明ニシテ行跡稠ク、甚美兒ヲ愛ス、諸事國家ノ仕置等  
稠シテ民困窮ス

愚評ニ曰、前後ニ記ス如ク武將タル人文武ノ兩道不知シテハ諸政道危シ、利根發明成事  
過テハ必禍ノ基ト成ナリ、父忠義時代ヨリハ家法悉クユルヤカナレトモ、先法改カタク  
シテ今ニ仕置等稠ク家民困窮ス、忠平發明成事不審也、案スニ血氣ノ勇甚有ル人ト  
見ヘタリ、不知シテハ利根發明云云ハ、古語ニ過則勿懼改過不故過謂也

奥平美作守平忠昌

内室

紋面高

本國三河、生國武州、大膳亮猿子實ハ五嶋淡路守次男也、居城羽州ノ山形ノ山形、本知九

萬石、新地、運上、課役等外ニ四萬石余有、米売生拂石三不惡シ、年貢所納五ツ六ツマテ、  
家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、但シ軍ヤク扶持カ外ニ摸合有リ、國ニ禽獸柴薪  
多シ、土所下也、城本國ノ東南奥州へ近シ、家老同姓、山崎

忠昌、未若年ニテ何ノ差別ナシ、生得ハ寛々利発ナリト、家民ノ政道實父淡州ニ類トナリ、  
父大膳亮代ヨリハ諸事ユルカセニシテ吉ト云ヘリ、家士ノ風俗且シカラス

(表紙)

全廿一本

武家諫忍記 卷之六

武家諫忍記卷第六目錄

松平越中守源定重

丹羽左京大夫藤原光重

南部大膳亮源重信

戸田左門藤原氏西

土井大炊頭源利重

水野日向守源勝貞

松平淡路守菅原利次

永井右近大夫大江尚征

真田伊豆守滋野信房

武家諫忍記卷第六

一松平越中守源定重

内室

紋梅鉢

本國三河、生國下野、本氏久松、越中守定國之孫、櫻津守定長ノ養子、實ハ河内守定頼ノ  
三男ナリ、居城勢州桑名、本知十萬石余、新地運上課役等外ニ五萬七千石、米売生拂石  
三吉、年貢所納五ツヨリ七ツ八ツマテ、杯六ツ余、家中へ四ツ、國役ツヨシ、在江戸ノ年  
人有扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪多、城下繁昌ス、土民共ニ不窮、家士風俗吉  
土所上々、城本國ノ東北、海邊船入、諸事自由叶、家老久松・服部・吉村、  
定重武勇ヲ好、弓馬ノ道專タシナム、和哥ヲ詠ス、利根發明ナル事甚過タリ、美兒ヲ愛  
ス、

愚評ニ曰、武勇弓馬ノ道ハ元來武門ニ生レテ可嗜要樞也、和哥ヲ詠スル事、今本朝ニ

テハ禁裡公家方ノ業ニ成テ、偏ニ可捨義ニモ非ス、最志ヲ見慮ノトキハ風流ニシテ最ヤサシ、和哥ニ六義有、一云風、二云賦、三云比、四云興、五ニ云雅、六云頌、然則不学モ口惜シ、サレテ朝夕家業ニシテ既フヘキニハ非ス、イタツラニ可有ヨリ増シナラシカ、利根発明過タル事ハ評義不及、利根ニ迷トテ過ハ大ヒ誠ムル法也、但文ノ道ヲ不知時ハ必血氣ノ勇將ト云成ヘシ、大公曰、貪心害巳、利只傷身此也、是以テ可考、過タルハ不及ニ近シト論語ニ見ルコトクナルヘシ、

丹羽左京大夫藤原光重

紋違棒三ツ木瓜

内室安藤石京進女

本國生國共ニ武州、五郎左衛門尉長重ノ子、居城奥州ノ二本松、本知十萬七白石、新地運上課役等外ニ四萬七千石余有、米売生拂共ニ不立、年貢所納押五ツ七八分、家中ヘ四ツ或三ツ五分、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸柴薪等多、甚寒國ニ痛ム、諸浪人家ヲ不望、是國話ナレハナリ、家士ノ風俗不立、土所下、城本國ノ南、白川ヨリ十二里北ナリ、海辺ナシ、家老丹羽・江口・垂井、光重生得正直ニシテ仁礼ヲ正シ、禪学ヲ専トス、美兒ヲ愛ス事甚也、

愚評ニ曰、此將ハ徳明有人ト云ヘシ、然レ共善トハ云カタシ、將トシテハ、物善惡ノ新ヲ聞、其理非ヲ明ラメテ糾之アマリニ慈悲ヲ過ス時ハ國家治リ難キ事可多、一向ノ佛心ニカタムキテハ國家ノ法度モ不立、法ヲ不用時ハ其國乱ル、或ハウクル所ノ文ニモ流轉三界中、恩愛不能断、奇恩人無為、眞實報恩有ト云ヘリ、此文ノ心ヲ見ルニ、三界ノ中ニ流轉スレハ恩愛ヲ断スル事アタハス、然ハ先祖ヲタチ、身ヲ亡ス基也、是誠ノ前ナレハ今更云ニタラス、考ルトキハ善ト云カタシ、善ト云ハ貪欲慳吝愚癡、是三ツヲ三界ノ内毒心ノ欲ニクマサレテ、怨ニクルシミ、愚知ニマトヒヌ、是迷ヲ明ニシテ悟ル故善云云ヘシ、我カ如キノ愚ニハサトリカタシ、故ニ不詳、美兒ヲ愛ス事前三評スル如シ、サノミ不可誠、心ユルカセ成ハ、佛法ノ金言ヲ用ルナルヘシ、

南部大膳亮源重信

紋舞鶴

内室加藤左馬助女

本國奥州、生國武州、信濃守則直ノ子也、居城奥州ノ長岡、本知十萬石余、新地運上課役等外ニ八萬石余有、古ノ檢地タル故其際限不詳、米売多シトイヘテ拂方下々ナリ、年貢所納四ツヨリ六ツ余マテ、家中ヘ大方地形ヲ渡ス、新參ノ侍ニハ蔵米ニテ四ツ成、在江戸ノ年軍役扶持、外ニ摸合アリ、在國ヨシ、地ニ禽獸柴薪有、知行高百石ニ金二十四五兩ホトニ當ル、但シ年ニ依テ高下アリ、家士ノ風俗不立、外様モノ少シ、諸浪人家ヲ不望、民豊ナリ、土所下也、城本國ノ東北、諸事静ナリ、諸事不自由ナリ、家老同姓・岩井、重信文武ヲ不學、美女ヲ愛、酒宴ノ興甚、虚病ヲ構、世間ノ勤ヲ怠ルトイヘテ、家民ノ仕置ヨクシテ佞奸ナシ、

愚評ニ曰、樂則心ニ患有、文武ノ道理ヲ不知ハ禍多シト也、國家ヲ治ル程ノ人慎ミナクシテハ叶カタシ、古語ニ、居上ニ不驕、高而不危ト云心ハ、一國一郡ノ上ニ居テ其位高ク、高所ヨリ下ヲ望ムカ如ク、危トイヘテ、孝徳シタカヒ、侈タカフル心ナク、民ヲ愛憐スレハ其國豊ニ治テアヤウカラストナリ、宗國主康王侈極テツ、シマス、草ノ袋ニ血ヲ入、仰ケテ射テ天ヲ射ト云々、美女ヲ愛テ酒宴ヲ催シ、室中ノ人万歳トヨハエハ掌ノ上人はニ應シ、門外ノ人は築宋ト名テ、夏ノ桀カ如キ惡人ナル宋王ト云ル心ナリ、惡行長シタレハ齊ヨリ軍兵ヲツカハシ討ケレハ、民悉ク逃テ城ヲ守ル者ナクシテ、王温ト云所マテ落ラヌレテ、終ニ討ケレト、是齊能宋ヲ亡スニ非ス、自亡ル也、遊興ニ長シ、故、虚病ヲ構ヘ、勤怠ル、タトヒ佞奸忿ナクテ、外ノ侈有ハ、内ノ佞曲自樂ニシテ、外ノ樂トナラス、是等ハ外ノ見聞是ニクマン所ナレハ免之ヲ、サレテ民家ノ仕置不惠時ハサマテ侈ト云ヘカラス、少家臣タル者行跡法ヲ不背故歟、畢竟不審ノミ多シ、

一戸田左門藤原氏西

紋九曜

内室

本國三河、生國武州、左門氏鉄ノ子、居城濃州ノ大垣、本知十萬石、新地運上課役等都合十四萬六千石余、米売生拂共ニ吉、年貢所納五ツヨリ八ツマテ、押シ五ツ七八分、但シ水損スル事有、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合アリ、江戸ツメ不立、サレテ父左門時代ヨリハ少吉、地ニ禽獸柴薪多シ、魚類桑名ヨリ船ニテ来ル也、國家政道穢ク、士民不安、家風ハ吉、土所上々、城本國ノ西南、平地ナリ、家老同姓等・太鷹、氏西武道ヲ専トシテ、文道皆テ不知、サレテ器量有、士卒ヲ能任フ、鹿鷹狩ヲコノミ、民ヲ貪ル、

愚評ニ曰、元來文ヲ先ニシテ武ヲ後ニスルヲ以テ云、或國家ヲ治ルニ武勇ハカリニテ叶ヒ難シ、又兵法云、仁ハ是武ノ本、武ハ智勇ノ本也、仁ヲ以テヨクス、仁有ハ其國家無為ニシテ、武ヲ用ルニ非ス、然レテ、雨降ラサルニ笠ヲ拵ルハ、是雨フルノ為ナリ、兼テ用意シタルヲ以テ遠キ慮リトス、武門ニ生レテ其業ヲ不知ハ愚者ナリ、然ルニ武功ヲ好事最也、サレテ文ヲ不知ハ甲斐ナシ、本文ニ士卒ヲ能任フト云リ、是第一也、然レテ文學ナクシテ士ヲヨク仕フト云事心得カタシ、最生ナカラニシテ善道ニ至ル人モアレテ、此將ノ行跡ソレマテハ不及、ソレノミナラス、彼家士ヲチツカス、ヤ、モスレハ暇ヲコヒ捨テ立退ク族多シ、主ニ恨心ナクシテ、蓋カクアラシヤ、本文ノ作者心得カタシ、鹿タカ狩リヲ好事前ニ云如ク、是非サタカナラス、民ヲ貪ル事大ヒニ可誠、人トシテハ私欲アルトキハ是滅亡ノ基ナリ、老子曰、欲心多傷身、財多ク又累身、是等ノ道理ハ人々心得ノ前ナレ共、ハナレカタクハ私欲也、誠可慎、况ヤ主將ニ於テヤ、大概善行多ト云共、貪ノツヨキハ何ニカハセン、可心得事ニヤ、

土井大炊頭源利重

紋水車

内室

本國三河、生國武州、遠江守子、居城下総ノ古河、本知十萬石余、新地運上課役等都合十三萬石余有、米売生拂五ニ中也、城本ハ拂吉、年貢所納四ツヨリ七ツマテ、押五ツ、家中へ四ツ又ハ三ツ半、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合アリ、在所ニ禽獸有、柴薪雜物等不自由也、土所中ノ上、家民ノ仕置中ノ下、城本國ノ北、下野ニ近シ、家老同姓・寺田・大野、利重文道ヲ不知、武道モ又分明ニナシ、發明ト云ニ非ス、生得ハ靜シテ寛々スナヲナリ、若年故行跡委ク不考、

愚評ニ曰、若年ナレハ文武ノ志薄キ事モ可有カ、發明不成人ハ德行有ヲ以吉トス、必利根發明勝ル、之不可有、利根過レハ上下ニ身上ヲ亡スナリ、主タル人ハ淳ナルヲ以吉トス、

水野日向守源勝貞

紋澤海

内室

本國三河、生國備後、美作守勝俊子、居城備後ノ福山、本知十萬石、新地運上課役等都合十四萬七千石余、米売生拂共ニ吉、年貢所納五ツヨリ七ツマテ、押五ツ五分、家中へ五ツ、新参士ニハ四ツ成、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、家民ノ仕置大抵ナリ、土民不豊、又不窮、土所中ノ上、城本國ノ南、海辺ニテ船着、諸事自由叶、家老上田・中山、

勝貞文道ヲ不學、武勇ヲ好メリ、物毎悠ニシテ下民ニ至ルマテ憐愍有、發明ト云ニモ非ス、余ハ不詳、

愚評ニ云、文ヲ前ニシ武ヲ後ニスルハ、文ハ陽、武ハ陰也、両道ヲ兼タル人ハ或表裏、或ハ陰陽合スル道理ナリ、文ヲ不知トキハ禍ナリ、利根發明ナラサル事前ニ記ス如ク、下民ニ憐有トキハ悪キト云カタシ、民ヲ憐ム人ハ生得ヨリ私欲ナシト見ヘタリ、

松平淡路守菅原利次

紋梅鉢

内室

本國尾張、生國加賀、本氏前田、肥前守利常ノ次男、居城越中ノ富山、又百塚共、本地十萬石、但シ加賀守領ノ内ヲ配分ス、新地運上課役等外ニ貳万石余有、米売生拂五ニ惡シ、年貢所納四ツ五分、家中へ四ツ、在江戸ノ年軍役扶持、外ニ摸合アリ、江戸ツメ吉、地ニ禽獸魚柴薪多シ、家民ノ仕置ヨロシク、家風惡ニ非ス、土所不宜、城本國ノ中也、海辺ニ近シ、家老富田・名古屋、

利次文武ヲ好ミ、禮義ヲ正ス、美児ヲ愛ス、諸道具ノ目利ヲスク事甚シ、

愚評ニ曰、凡礼義ヲ專トスル事最法ニ叶ヘリ、大公曰、人生而不學、冥々如夜行、文ヲ不學ハ才智有トイヘテ物毎道理ニ不叶也、諸道具ヲスク事イカ成ユエカ、古人ノ曰、

財ヲ求ントスル事ハ大ニ誠ヲカレタリ、其家ニナクテ不叶物ハ各別ナリ、又其物スキヲシテ目利ノ功ヲ得ル事モサノミ益ナシ、商人ノ業ナレハ也、士ト成テハ、縦小人ナリテ青士ナリ共、心有ラハ可為業ナラス、増テ大名ノ道具ヲ求テ悦フ事拙シ、且ハ民ヲ貪ルノ基ナラン、畢竟目利ヲ以テ堀出シスケル心ナリ、願ハ士ヲ目利シテツカヒ求事ヲ好マレハ、最イミシカラン、

一永井右近大夫大江尚征

紋一文字三三ツ星

内室伊藤若狭守女

本國三河、生國武州、信濃守尚勝ノ子、居城丹後ノ宮津、本知七萬三千石、新地運上課役等外ニ三萬八千石余有、米売生拂五ニ上々、年貢所納六ツヨリ九ツマテ、押七ツ余也、家中へ四ツ又ハ四ツ五分、其年ニ依テ多少有、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合アリ、江戸ツメ吉、拂大津拂故家士勝手富リ、地ニ禽獸魚柴薪有、土所上々、城下繁昌ス、諸事自由叶、城本國ノ南西、海辺ナリ、家老同姓・大野、尚征文武兩道ニ不學ト云ヘテ、才智發明ナリ、諸事修ニ長シ、民ヲ貪リ、美女ヲ愛ス、邪義有テ、然モ短慮ナリ、

愚評ニ曰、文武ヲ學トテ才智發明成ニモ非ス、又不學トテモ愚ナルヘキニモナシ、才智ハ生得ヨリ有モノナレハ、善惡ノ行跡ニ依テ學テ改ルト不改トノタカヒ可有、此人ハ不學トテモ才智勝リ、甚奢有テ、民ヲ貪リ、美女ヲ愛スル事、是才智有ニ非スト云ンカ、前ニ記ス如ク、才智有人ト云ハ、自己ヲ治テ家民安全タラン事ノミヲ願テ身ヲ立ルヲ知ルニヨリテ才智發明成人ト云ンカ、然ル時ハ更ニ才智有ト云カタシ、畢竟大愚者成ルヘシ、然モ短慮ナラハ、家民悉ウトミ果シ、諸人ウトム時ハ自滅ノ基也、或人云、尚征一向道ヲ不知ト云ニハ非ス、行跡ニ邪氣ナル事ヲ不聞、思リヨモ有テ心廣クシテ、利ヲ正、能根元ヲ求ムル人ナルヘシト云々、最不審ト云々、

一真田伊豆守滋野信房

紋六文銭

内室

本國信濃、生國武州、伊豆守信之ノ孫、内記子、居城信州ノ松城、本知十萬石、新地運上課役等外ニ四万石余有、米売生払トモニ不宜、年貢所納四ツヨリ六ツマテ也、家中へ四ツ、大概地形ヲ下ス、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸河魚柴薪多シ、海魚皆アナシ、國家ノ仕置大ヤケナリ、渡リ侍皆アナシ、土所中ノ下、城本國ノ東北、善光寺ニ近シ、山中故諸事不自由也、家老大熊・矢澤・海野・望月、信房赤子ノ時父死ス、未若年タルニ依テ何ノ評ニ不及、家士文武ノ學ヒサノミナシト云ヘテ物毎古風ナリ、

信房若年ニテ不評、生得發明ノ由云々、

武家諫忍記 卷之八

武家諫忍記卷第八目録

本多下総守藤原俊次

伊達遠江守藤原宗利

水野出羽守源忠胤

松平丹波守源光重

内藤帯刀藤原忠興

松平飛騨守菅原利明

武家諫忍記卷第八

一本多下総守藤原俊次 紋立葵本ノ字

内室立花飛騨守女

本國參河、生國武州、縫殿助康俊之男也、居城江州膳所、本知七萬石、新地運上課役等外  
二三萬四千石余有、米売拂五吉、年貢所納五ツヨリ八ツマテ家中へ四ツ成、大津ニテ悪米  
ヲ買加ヘテ渡ス、在江戸之年百石ニ付五人扶持外ニ雜用銀少有、地ニ禽獸河魚柴薪有、海  
魚皆テナシ、國家ノ仕置稠ク民ヲ食リ家士ヲ奪ヒ佞曲不勝計、土地上々、城本大津ノ南國  
ノ西湖水ノ際之諸事自由叶、家老同姓、林  
俊次、文武ヲ不學民ヲ食リ私欲甚ク、美女ヲ愛シ、相撲ヲスク、物毎明細ニテツイヘライ  
トウ、只家富シ事ノミヲ願ヘリ

愚評ニ曰、文武之理ヲ不知人ハ此將ニ不限事也、堯舜之民ハ佞曲ヲ以テ匹夫ト云故ニ悉  
善人也、家ヲナラヘテ罪科ニ行フヘシ、上ノ善ト云ニハ非ス將トシテハ民ノクルシミヲ  
考ヘテ憐ミ可有事ナリ、主トシテハ貪則ハ其民何レノ下ニタ、スマン然ルトキニハ自ラ  
心意悪クナルナレハ將タル人ノ慎ミナクシハ民猶是ニナラツテ可奪、又スモウヲ好ム事  
ハ前ニ記ス如ク心有人ノ好ム事ニ非ス、匹夫ノ事業ナルヘシ、美女ヲ愛スル事甚シク世  
間ノ嘲ヲ不知人ナリ、物毎明細ニ費ヲ厭モ私欲ノアマリ成ヘシ大名ト成テ私欲深ク只富  
ン事ノミ思ハ浅猿一家ノ主ニ郡一國之大將モ民ノ心ヲ以テ本トスヘシ、文王ノ園ハ百里  
四方ナレテ廣シトセス齊王ノ園四十里四方ニテ甚廣シト云、文王ハ自ノ園トセス齊ノ王  
ハ一人ノ園トス故ナリ、今此將ハ自己ニ狭メラル、ナレハ富テ甲斐ナシ是君子ノ大  
道ヲ学テワキマヘサル故也、人主ノ過少キニアラス可慎ノミ

一伊達遠江守藤原宗利 紋九曜竹三笹

内室松平越後守女

本國奥州、生國武州、遠江守秀宗之二男ナリ、舎兄左京亮死去故物領ス、居城伊豫ノ宇和  
嶋、本知十萬石タリトイヘテ高ノ内三万石宮内少へ配分國中吉田ニ任殘高、新地運上課  
役等外二三萬石余ニ及フ、米売拂五吉、年貢所納六ツ七ツ五ツ七八分、家中へ四ツ、  
在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸魚柴多、土地中ノ上、城本國ノ南西  
物毎自由叶、家老梅田、井上  
宗利、文ヲ不學、武ヲ用ユ、奢有テ、美女ヲ愛シ酒宴ヲ好ム事甚シ、家士ノ風俗ヨロシカ  
ラス

愚評ニ曰、女ヲ愛シ酒宴ヲ好道理ヲ不知修人ト云成ヘシ大将ト成テハ慎ミテ專トスヘシ、  
兵法ニモ雨達ヲ大将先ニ覆ラセス、諸軍食セサレハ大将先テ食セス、此ハタタ辛苦ヲト  
モニシテヨク下之志ヲハマサンカ為也、人其行跡ニ違ヒ不義ニシテハ身ヲ亡スタメシ甚  
多シ不學ハ不可知之一人二人ノ主タリト云テ一ヶ國ノ主モ志ハ同キ也、其下ヲ患ント思  
心ナクシハ一人二人ノ主モ其一人一人ノ者ニウツンセラル、事也、一ヶ國ノ主ハハ猶同  
シ實之道ヲシラストキハ一ヶ國ノ主モ匹夫タリ、實文道ヲシル人ハ山野幽居シテモ終ニ  
尊フ一人二人ノ主ニ可頼様ハアソケレテ二人ノ主ハウトマレテモ大ナル愁ナリ、美女  
ヲ愛シ酒宴ヲ長スル時乱酔ト成テ國家ノサマタケニナル事有ヘシ畢竟身ヲ亡ス基也

一水野出羽守源忠胤 紋

内室中川内膳正女

本國三河、生國武州、隼人正忠清ノ子也、居城信州ノ松本、本地七萬石内五千石余弟周防  
守へ配分ス、殘高、新地課役等都合十萬石余アリ、米売拂五吉ニ宜ニハ非ス、年貢納所四ツ  
ヨリ六ツマテ五ツ余、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合有、江戸詰吉  
トス、新參者ハ極月ニ召抱トイヘテ其年ノ物成少モ不殘渡下ス也、地ニ禽獸柴薪有、土地  
中、本城本國ノ中間少南ナリ、家老大野、鈴木  
忠胤、文ヲ不學トイヘテ智勇有、且タミヲ貪リ家ノ作法不宜

愚評ニ曰、君子之道ヲ行ニハ人ヲ愛シ、少人ハ學ヘトモツカヒヤスシ、道ヨク人ヲヒロ  
ム人ヨク道ヲ廣ム智勇ヲ兼タル人ト云トモ知仁勇之徳ニ有ヘカラス小人之智ハ却テ禍ト  
成ヘシ、大人ハ萬方通セサル所ナシ、小人ハ若才有テ通ルニ不謂所ニ心ヲ付テ、或ハ人  
ヲ計、或ハソネミイカリ心ニハカハラサル思ヲナシテ身ヲウカサスシテ急シ生得ヨリノ  
不智愚者者ニハユルシ有理ニ不通智者ハ身明之本心ヲクラマシ人ニウツンセラシテ世ニ  
ワル利根ト云モノナルヘシ、且又家民ヲムサホル事一向前ノ謂ニタカヒナシヨクヨク可  
考也

一松平丹波守源光重 紋六ツ星

内室戸田左門女

本國三河、生國濃州、本名戸田、丹波守重正ノ子也、居所濃州ノ加納、本知七萬石、新地運上課役等外ニ貳万石余有リ、米売生中拂吉、年貢所納六ツ七ツマテ、家中へ四ツ又ハ三ツ五分、在江戸之年百石ニ五人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸柴薪有、國家之仕置宜シク家民豊ナリ、然レ共富ル程ノ者モナシ、土地上、城本國ノ南尾張境ナリ木曾川舟通路自由吉、家老野々山、林、近藤

光重、文武ヲ不學レトモ心意實ニシテ憐愍フカク民ヲ不食少シ好色アレ至不甚譽モナク誹モナシ

愚評ニ曰、此將之行跡ヲ考レハ孟子曰、以佚道使民雖勞不怨以生道殺民雖死殺者不恨、此心ヲ以可知民ヲ安セントテ道理ヲ以使時ハ苦勞スレトモ恨ル事ナシ、是私ニ使ニ非ス料作家職ヲセヨトテハケマス事ナリ、亦殺サル、事有テモ其罪ヲコラシテ以殺故ウラミナシ、此道理ハ不學ヲ可知者也、畢竟ソシリモナク譽レモナキヲ吉トス、世俗ノ譽ハ誹ノ基ト云時ハ譽レ有モムツカシ、譽ヲトラント思フ人ハ我慢甚有テ人ヲソシリアサムクモノナリ、己カ譽ヲ擧ンタメニ我慢ヲ発シ亦サマテモナキ者ヲ取上テ譽ル事アリヨク人ヲ譽ルハ理ノ前ナレテ譽ナキヲ譽時ハ是ヘツラヒ多キナリ實少キ人ト云成ヘシ

内藤帶刀藤原忠興 紋藤ノ丸

本國三河、生國上総、左馬助政長ノ男也、居城奥州ノ岩城、本知七萬石、新地運上課役等外ニ貳万三千石余有、米売生中拂吉、年貢所納五ツヨリ六ツ五分マテ、家中へ四ツ、在江戸之年百石ニ三人扶持外ニ摸合少有、家士勝手不如意ナリ、諸事奥方之仕置ニ困窮ス、地ニ禽獸柴薪有魚類多、土地中、城本國之東北海辺近シ、河舟通跡有、江戸ニ近シ、家老上田

忠興、仁義之道ヲ不知民ヲ食リ將主タル器量ニアラス、美兒ヲ愛スル事甚シ、奢ツヨク才知發明ナリト云ニ非ス、勝手曾テ不如意ナリ

愚評ニ曰、是等ノ人ハ盲將ト云ヘシ、道ヲ不知故行跡一ツトシテ善行ナシ、國ヲ保ツ者ハアナカチ財ヲ求ストモ事カク事有マシ、遊民ト云ハ四民ノ外ナリ、士農工商ヲ四民トス、此外イタツラニ不料シテ食ヒ不織シテ着、出家沙門等ヲ遊民トス、此類多ハ財ハアルナリ、又農之料作ニ時ヲサマタケテ鹿鷹狩ヲセス奢ヲシリソチ一ヶ年ニ何程納ルト云所ヲ考ヘテハ不足有マシ、此人ニ不限事ナレテ奢ニ長シ一ヶ年ノ内取納其負數ヲ勘シテ民ヲ食ルノミナリ、民クルシメハ其主モ自ラ衰ル事ナリ、忠興美女小人ヲ愛シ是ノミナラス諸事修ノ費誠ニ云計ナシ進退留アナラサルモ如是ナル故也、馬口曰、終身行善猶不足一日行惡惡自有餘誠生テヨリ善行ヲナス人サヘ終善ツクル事ナシ每事惡行イカテカ然ト云ヘキ一日之惡行ハ身ニ餘リ一日ノ善ナシ、身ヲ終ルマテ惡行アラハ天ノヲソレモ有ヘシ、寔ニツツシマスンハ有ヘカラス畢竟臣下二人タル者ナキト見ヘタリ

一松平飛騨守菅原利明 紋梅鉢

内室

本國尾張、生國加賀、本氏前田、利治ノ男也、居城加州ノ大聖寺、本知七萬石、新地運上課役等外ニ壹万石余有、米売生中拂吉ニ不直、年貢所納三ツ五分ヨリ五ツ五分マテ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合有、家ノ作法吉、諸事金澤ノ仕置ニ准ス、政道中也、在所國ノ西南、土地中ノ下、海辺ニテ物毎自由ハ吉、地ニ禽獸魚類柴薪アリ、家老玉井、織田

利明、文武ヲ學ヒ義ヲ專ニシテ行跡悠然トス、不侈不忿家民ヲ不食家ヲヨク治ル故家士共ニ古風ニシテ物毎シツカ也

愚評曰、此將直ニシテ自道ニ叶ヘリ

(表紙)

一 全廿一本

武家諫忍記 卷之九

武家諫忍記卷第九目錄

戸澤能登守平忠茂

松平山城守源忠國

松浦肥前守源嵯峨鎮信

安藤對馬守源重貞

相馬長門守平勝胤

加藤出羽守藤原泰興

武家諫忍記卷第九

一戸澤能登守平忠茂

内室

紋九曜ツルノ丸

本國生國共ニ出羽、右京亮ノ子、居城羽州ノ新庄、本知六萬八千貳百石、新地運上課役等都合八万五千石余有、米売生中、但シ國ナミニテハ上、拂方惠シ、年貢所納四ツ五ツ六ツマテ、家中へ地形ニテ渡ス、或ハ藏米ニテ四ツニ、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合有、家中手前ナラス、外サマ士少シ、風俗不宜、無道ニテ礼ヲ不知モノ多シ、諸藝ヲ用ル、就中馬ヲ專トス、家ノ仕置中抵ナリ、地ニ禽獸有、魚ルイ曾テナシ、柴薪多、土所中、城本國ノ東南、山形北ニ有、諸事不自由ナリ、家老戸澤・井関・小出

忠成若年タルニ依テ未差別ナシ、家臣トシテ政道トリ行、朝暮大酒ヲ好、美色ヲ愛ス、甚シ、其行跡無智ニシテ、血氣甚シ、武藝ヲ學フ、然レテ文理ノサタナシ、手前不富、侈有故ナリ、

愚評二曰、凡主トシテハ若年タレハトテ國家ノ政事はヲ不制事大ヒニ可誠、今忠茂生得ヨリ無道ニシテ、行跡不宜ト、廿歳ニ及テハ專政道ヲ行フヘキニ、曾テ善行ナカラシ事最誠スンハアラシヤ、

松平山城守源忠國 紋丸ニカタハミ

内室戸田左門女

本國三河、生國武州、本氏藤井、居城播州之明石、本知六萬五千石、新地運上課役等都合八万七千石余有、米売生拂共ニ吉、年貢所納六ツヨリ七ツ半マテ、家中ヘ三ツ半又ハ四ツ、在江戸ノ年軍役扶持、外ニ摸合アリ、江戸詰吉、國役アレトモ家中富リ、風俗ヨシ、諸藝ヲ專ニタシナシ、礼ヲ正シ、ヨキ侍多シ、國家ノ仕置善キナリ、民不富ス不窮、土所上、城本國ノ東南、國ノサカイニテ船着也、繁昌ス、家老玉造・山狩、忠國文武ノ道ヲ少々學ヒ、悠然トシテ民ヲ不貪、直ニシテ、智有勇有テ、人ヲ殺テマレナリ、世ニ譽モナク又ツシリモナシ、人数分限ニ應テハ多キナリ、

愚評二曰、正徳有人ニ譽モナク誹モナシ、小人ハ譽有テ終ニ嘲リノ基トナル事多シ、然則ハ常ノ人ニハアラス、ヨク道ヲ知テ行ニ不誤、私欲貪ナシ、直ニシテ悠然タリ、是人身ノ要トスル所也、季康子問政於孔子曰、殺無道以就有道何如、孔子對曰、子為政焉用殺、子欲善而民善矣、君子ノ徳ハ風、小人ノ徳ハ草、草ニ加風必傾、君子ノ徳ハ緞ヘハ風也、小人ノ徳ハ草ノ如シ、草ニ風ヲ加ヘハ必ナヒキ伏モノ也、其如ク上ニ有人善ヲ好メハ、民ナヒキ化シテ從也、將トシテ無道ナル者ナレハトテ殺スヘキニ非ス、是政ノ本也、然レテ一向ニ殺スマシキト云ニハアラス、其心得アルヘシ、罪ノ品ニ依テ可殺者ヲ殺シ行ハ是政道ノ法ナリ、一向慈悲ヲ以殺ヘキ不殺トキハ政道不正、却テ災ト成物ナリ、理ヲ以行トキハ惡行ナシ、故人曰、人トシテハ惡ヲ改ルヲ以テ善人ト可成、善ヲ盡サント欲ハ善ニ計ナツミテ將威輕クシテ、人アナトツテ不從、不從則ハ危シ、故二人主ハ權威ヲ以行ヘシ、權威有トキハ懼テヨク從、然ハ可殺者ヲ殺シ、其輕重最可正、權威ニ品アリ、不我意正道ノ權ニシテ、徳ヲ計ル種ノ如シ、主トシテ此心得ナクハ拙愚ト云ヘシ、

松浦肥前守源鎮信 紋丸三三ツ星

内室松平山城守女

本國肥前、生國武州、壹岐守隆信ノ子、居城肥前ノ平戸、又壹岐一國ヲ領ス、本知六萬三千貳百石、新地運上就中鯨ヲ取料多シ、或ハ唐船入津シテ莫太ニ謝礼ヲ殘ス、但シ今ハ着船セズ、故ニ所衰斃ス、惣高都合九萬石余、米売生拂共ニ不富、年貢所納五ツ、家中ヘ

三ツ、在江戸ノ年三ツ五分、人有扶持、但シ七合舛ニテ渡ス、摸合銀或ハ道中上下路銀雜用銀下々マテ人有合ニハタス、江戸ニテ諸道具等ノ器モノマテ悉ク渡ス、江戸詰吉トス、國役少、諸シ勝手ヨシ、家風武ヲ專トシテキラヲミカク、遠國故侍ノ風不富、在江戸ノ侍ニハ譽アル者多シ、地ニ禽獸魚柴薪多、土所中ノ下也、民衰ルトイヘテ不窮、城本國ノ西北、海辺ニテ諸事自由吉、家老熊澤・荒川、鎮信文ヲ少學、武勇ヲ專ニス、每度軍理ノ沙汰ノミ也、行跡勇智發明、善惡ヲ弁ヘ諸士ヲ召仕、世ニ逢時ノ發明ニ依テ出頭スル士ニハ賢愚ノ分チモナクトリ立テ禄ヲ下ス、分限ニハ人数有、

愚評二曰、是等ノ主ハヨキ士ヲ不持、一陳ノ前ニ出向テ進ム事ナク退ク事早シ、良將三略曰、心ニ順テ節義ノ侍賢者ヲヨク見立テ禄ヲ与フルニ財ヲ不吝、功有者ニ賞ヲアタフルニハ時ヲ不踰シテ即時ニ与フルハ士卒功ヲ勵シ、必敵國制ラル、也、今鎮信著ノ士ヲ録ヲ以招之ヲ最可ナリ、サレテ理ニ過ル事大ヒニ可誠、名將ハ慎テ察ス、小人ハ与慎マス、不察、故ニ禍出来ス、鳥ヨクトル鷹ハ爪ヲカクスト云リ、君子ハ言葉ニ不出シテ終レ共徳外ニアラハル、然ルニ已利口ニスクル故小人ハ心ヨリ其身ヲ責ルト是誠ノ一也、

一安藤對馬守源重貞 紋藤ノ丸

内室

本國三河、生國武州、右京進重長ノ孫、式部少重之ノ子、居城上州高崎、本知六萬石、江州ニモ領アリ、新地運上課役等都合九萬三千石余有、米売生拂共ニ吉、年貢所納五ツ六ツ五分マテ、家中ヘ四ツ、在江戸ノ年百石ニ四人フチ、外ニ摸合少有、家士富リ、風俗タイカヒナリ、少々武ケイヲタシナム、奢アリ、諸仕置等宜シ、民不窮、地ニ禽獸魚柴薪多、海魚皆テナシ、土所中ノ上、城下甚繁昌ス、城本國ノ東南ノ方、江戸ヨリノ船往來ス故諸事自由叶、家老下河辺・鶴飼・同姓

重貞文武ヲサノミ不學トイヘテ、柔和ニ孝心ニシテ、人民ヲ憐ミ、靜ニシテ不奢不忿、世間ノ唱吉、美兒ヲ愛ス、又猿樂ヲ好ム、伯父九郎左政道スルトイヘリ、

愚評二曰、文武ヲサノミ不學ト、然ハ少ハ學ト見ヘタリ、行跡最法ニ叶ヒ、孝心人民ヲ憐事、孝経曰、立身行道、揚名於後世三顯父母、孝ノ終リ也ト云リ、誠ニ身主人タル心ヲ明シ、私欲ニ落イラサルヤウニスヘシ、私欲ニ落入テ、人民ヲモ不憐則ハ、此身有テモ心ナキニヒトシク、木石ノ如シ、此心一身ノ主人トシテ、髮スチ爪ノハシマテ満々テ身ノ働ヲナス、又心ノ本軀者則孝徳ナル故、孝ヲハナレテ外ニ身ナク、身ヲ離レテ外ニ孝ナシ、小人不義ニ落入、實ノ道ヲ不知、父母ニツカエルトイヘテ、孝徳ニアラサル故、世ニ譽有テ終ニハ惡名ヲアラハスナリ、書ニ曰、一家仁、一國興仁、一家讓、一國興讓、一人貪戾、一國作乱、其機如此、謂一言僨一人定國、古ヨリ今ニ至テ其國家ヲ治ニ、不孝ニシテハ其國不亂ハナシ、聖賢豈人ヲアサムク事アラシヤ、

孝ハ天下ヲ治ルノ本也、重貞若年タリトイヘテ、道ヲ知ル故孝ヲ専トスルト見ヘタリ、然レテ猿楽ヲ好テ甚スキサルヲ吉ト云ヘシ、善行ニテ分限ニ不應シテハ悪事ト成ハナリ、

相馬長門守平勝胤

紋九曜ツナキ馬

内室

本國下総、生國上総、大膳亮義胤ノ子、實ハ土屋民部少ノ子也、城所奥州中村、本知六万石、外ニ新地運上課役等都合九萬石余、米売生中、拂悪シ、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、押五ツ、家中ヘ大方地形ニテ下ス、新参者ニハ蔵米ニテ四ツ下ス、在江戸ノ年二軍役扶持、外ニ雑用金ヲ下ス、家中富リ、風俗不宜、然レテ直ニシテ義有、外様侍ナシ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所中、城本國ノ東南、海辺ナリ、仙臺ヨリ十八里南東、船着モ有、自由吉、家老家原

勝胤文武ヲ専ニシテ、國家ノ仕置宜ク、民ヲ不貪、憐有テ柔和也、美兒ヲ愛ス、別ニ悪キ行跡ナシ、

愚評ニ曰、凡主トシテハ文武ヲ學、國家ヲ正シ、行跡ヲ専ニタシナミ、善道ニ至事然リ、三略曰、夫主將ノ法、務攬英雄ノ心ト云ヘリ、英雄ノ心ハ智謀武勇有ヲ云、是ヲ不學ハ不可也、然主將ハ万人悉ク志ヲ通スヘキ也、下ノ好ム所ヲ以上ニモ同シ、下ノクルシムヲ見テハ可救、但シ一人一人ニ恩ヲ施スニハアラス、自ラノ心ヲ實ニシテ謙テ共ニ可苦、然ラハ民從テ方法ヨク調テ、國家長久、民安シ、故ニ安キニ居テ危キヲ忘スト云リ、治國ノ時ニ民ヲ憐則乱事ナシ、愚將此心ヲ不知シテ、常ニ奢ヲ極メ、己カ時ノ威ニマカセ、道ヲトリ失ヒ、貪恣テ國民ノ愁ヲ不知故ニ終ニ亡ルニ安シ、是天ノニクム所ナリ、今勝胤其年三十歳ニ不足トイヘテ、道理ヲ弁ヘ、政道ヲナスト見ヘタリ、若年ニハ珍シト云々、

加藤出羽守藤原泰興

紋蛇ノ目

内室岡部内膳正女

本國美濃、生國伯州、左近大夫貞泰ノ子也、居城伊豫ノ大洲、本知六萬石、内壹萬石ハ舍弟織部ヘ配分ス、新地運上課役等都合八萬五千石余有、米売生拂テニ吉也、年貢所納五ツヨリ八ツマテ、押六ツ三分成、家中ヘ四ツ、百石ニ付テ拾石ツ、ノ分ニ大豆五石渡ス、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合有、江戸ツメ吉、國役中抵ナリ、家中不奢シテ諸藝ヲヲシム、就中平跡弓利勘ノ汰沙有、内所富リ、文學ノサタ曾テナシ、然レテ近年ハ息美作守學ハル、ノ故、少々モテアツカフ、地ニ禽獸魚柴薪有、民ニ掛物等強クシテ、哀斃ス、城本國ノ西南、要カイニ非ス、海辺五里外南ナリ、自由吉、土所中ノ上、家老大橋・同姓泰興文武ノ學ヒ曾テナシ、サレテ勇剛ニシテ鐘ノ上手タリ、禅法ヲ好トイヘテ、自ラ書讀スルニ非ス、唯僧ヲ集テ道理ヲ聞ス、カナカキノ法語ヲ見テ悟リヲヒラカント念スルハカ

リ也、鹿鷹狩ヲスキ、或ハ美女ヲ愛ス、行跡ニ佞忿有ナリ、息美作守是ヲイサムルトイヘテカツテ不用、父子不和ノ跡也、

愚評ニ曰、為子孝ニ止トイヘリ、然ルニ父母ニ事テ其心ニ不違ハ計ヲ孝トハ難云、所謂父母ノ禍アラハ諫テ、不聽トキハ號泣シテ隨之ト云リ、今美作守父ノ惡行ヲ諫テモ父不用、却テ不和ナラハ息禍有、何其怒ニサカラツテ怨ヲセサレテ、又不用則ハ力ニ及ハヌ事モ可有歟、先泰興仁道ヲ曾テ不知ト見ヘタリ、五十歳ニ及テハヨク慎ミテ猶深ク世ノ憚多カルヘシ、血氣ヲ柔和ヲ嫌フ事大ヒニ可誠、又禅法ヲ好ト云ニハ教ノ道品々可有、一向無上菩提ノ道ヲ求ニハ、如來ノ大願志信實ニ至テ、衆生ヲ憐深シテ渡シ給フ、衆生又此佛衆生シ、衆生佛トナル、更ニ佛ヲ外ニ求ニ非ス、故曰、身ノ弥陀ニ淨土佛躰ハナレカタクシ、是ヲ悟ルハ則仏迷時ハ衆生ト云々、今泰興唯我マン偏執ノ惡心邪曲佞ヲサシハサシテ如何、有為之樂ヲ求ル事ヲ願ヘキヨリ外ニアラシ、然ルニ文學佛字トテモ奧義之教法ハ中々學ヒカタクシ、故ニ名聞徒然ノヨリニハ僧侶ヲ集テ學之ト見ヘタリ、サレテ有為ノ樂ヲ求ニ、非義非礼有ランヨリハ可ナリ、是ハ信實ニ道ニ至ン人ノタメニ、イカテカ出離善タイノ道ヲ可得ニハ鹿鷹狩ノ殺生ヲ止テ、或ハ有為之財宝ヲ不樂、邪義佞好ヲ改テ、正義ヲ專、人民禽獸等ノ上マテモ憐、善事ヲ報、功德ヲ教、心得道スルトキハ何ソ不可徳トセン、全ク泰興之行全佛心ニ通スヘキヤ、佛不崇共大慈ヲ起、又神不敬大悲ヲ發シ給フトイヘリ、佛神ハ正直ニシテ、不用トイヘテ不捨シテ不□(ぎょうにんべんに巳)、眞實之道理ニ至ルトキンハ貧女カ一燈モ長者ノ萬燈ニヒトシ、

(表紙)

全廿一本

武家諫忍記 卷之十

武家諫忍記卷第十

井上相模守源正任

淺野因幡守源長治

松平若狹守源康信

本多越前守藤原利長

秋田安房守安倍盛季

水野監物源忠善

石川主殿頭源昌勝

小出修理亮藤原吉重

青山因幡守菅原宗俊

内藤豊前守藤原信照

溝口出雲守源直直

松平但馬守源直富

武家諫忍記卷第十

井上相模守源正任

紋矢車

内室

本國三河、生國武州、河内守正利之子、居城常州等間、本知五萬石、新地運上課役等外二貳万石余、米売生拂共二中、年貢所納六ツ杯五ツ、家中へ四ツ、在江戸之年百石三五五人扶持、外二摸合有、諸叟堪忍成吉、家中文学ヲ用、風俗ヨシ、地ニ禽獸柴薪有、土所上、家民ノ仕置宜シ、家老津川正任、文武之道心掛厚ク、故諸叟行發明ニシテ利明也

愚評二曰、凡主將ノ行ニ最可也、天下國家ヲ治ルニハ、知明ナラスンハ政叟スナヲニ不有、武勇ナクンハ國家無為ナル叟不可有、古語ニ、以仁義ヲ國家ヲ治メ、勇ヲ以難逆ヲ治ルトナリ

浅野因幡守源長治

紋違鷹ノ羽

内室浅野 宋 女正女

本國尾張、生國山城、但馬守長晟ノ子、母ハ公家ノ嫡女タリ、舎弟光晟ハ家康公之御孫ナル故、長晟ノ家督ヲ得ル故、高ノ内五萬石別ニ被与テ、居城備後ノ三吹、新地少、運上課役等外二壹万石余、米売生拂共二中也、年貢所納四ツヨリ五ツ九分、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外二摸合アリ、國江戸共ニ諸叟勝手吉、地ニ禽獸柴薪多シ、海辺廿里外ニ有テ海魚ナシ、河魚アリ、土地中ノ下、居城國ノ西南、山中ニテ静ナリ、諸叟不自由也、民衰ルトイヘテ別ニ困窮セス、家老山田・矢嶋

長治、文武ヲ好、神道ヲ学、或ハ和哥ヲ好ム、其外諸藝ニ志ス、行跡悠然トシテ家民ニ憐ヲナシ才智明也、私欲ヲ離ル故ニ手前不如意也

愚評二曰、凡主タル人ハ其身ヲ治正シ國家ヲ治ルニ可也、今長治諸道ニ達シテ勤學ヲ專ニス、政叟順跡ニシテ下民ヲ憐ミ誠学ノ法ニ叶ヘリ、漢書ニ曰、國之所以治者君明也、君子所以明者兼徳也、國ノ所以乱者君闇也、君所以闇者偏信也、國ノ能治ルハ君ノ智ナリ、君智明ラカナルハ衆人ノ所言ヲ兼聞テ、非ヲ捨テ利ニ随ヒ、理ノ中ニテモ勝ル方ニ從フカ智ノ明ナル也、舜之兩端ヲ執テ其中ヲ民ニ用カ如シ、國ノ乱叟ハ君ノ智闇キ故也、君ノ智クラキトハ一人ノ所言ヲ偏ニ信シテ理ナル故也、今長治無欲ニシテ不貪、義理ヲ正ニヨリテ世ニ譽ヲ得ル人ハ、其才智自徳ヲ以率ルニ得也、外物ノ徳ハ一度ハ得ルトモ、

ツイニ誹ト成ヘシ

一松平若狭守源康信

紋丸ニ利ノ字

内室酒井讚岐守女

本國三河、生國上総、紀伊守家信ノ子、居城丹波ノ笹山、本知五萬石、新地運上課役等外二壹万八千石余有、米売生中拂吉、年貢所納六ツ七ツ、家中へ四ツ又ハ三ツ五分、在江戸ノ年摸合扶持有、地ニ禽獸柴薪有、魚ルイハ不自由也、土所中ノ上、城本國ノ南、摂州京ニ近シ、然レテ諸叟不自由也、家老市川・坂部康信、武勇ヲ好、文道ヲ不学サレテ物毎淳路ヲ用、邪曲善奸ナシ

愚評二曰、凡武ヲ後ニシテ文ヲ前ニスルハ是法ナリ、文ヲ好マサルハアヤマリ也、武モ文ヨリ不学時ハ實ニ不至、謀計ヲ以テ用ハ皆人ヲ偽テ道ニ不有所也、古人ハ戰トイヘ共、非礼ノ戰ナシ、孔子衛ニカヘリシ時、靈公陳ノ叟ヲ尋ヌルニ、礼ヲ学テ又軍旅ノ叟ハ未学ト云テ衛ヲ去テ陳ニ行、孔子軍法ヲ不知ニ非ス、靈公無道ニシテ仁義之軍ヲ不知故ナリ、サレテ此人淳路ナル叟ハ曾テ道ヲ不知ト云ニモアラサル歟

一本多越前守藤原利長

紋夕チ葵

内室

本國三河、生國武州、伊勢守忠利ノ子、居城遠州ノ横須賀、本知五萬石、新地運上課役等外二貳万石余有、米売生中拂吉、年貢所納四ツヨリ七ツマテ杯五ツ三分、家中へ四ツ又三ツ半、在江戸ノ時百石三五五人扶持、外ニ雜用銀ヲ下ス、地ニ禽獸魚柴薪多、土所中ノ上、國ノ中ニテ能所也、家民ノ政道稠シ、目付多シ、然レ共民ヲ不貪シテ富リ、城本國ノ東海辺也、諸叟自由吉、家老同姓等也

利長、文武少々学ヒ利根発過タリ、諸法度稠クス、近年家来家ヲ去ル者多キ也、美女兒ヲ愛ス、下ニ酒ヲ好メリ

愚評二曰、前後ニ記ス、利發過テハ却テ利ニ闇ク自亡ス也、サレハ畢竟利ニクラキ故ニ今日出頭ノ者明日ヲ危クシ、只薄氷ヲ踏ニ似リ、本文ノ如クニテハ評スル不足愚主タリ

一秋田安房守安倍盛季

ヒ扇子内ニ紋鷹ノ羽

内室

本國出羽、生國常州、河内守俊秀ノ子、居城奥州三春、本知五萬石、新地運上課役等外二壹万九千石余有、米売 拂共二下、年貢所納四ツ五ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年軍役扶持并雜用金下ス、地ニ禽獸柴薪アリ、家民富リ、仕置宜クス、土所中ノ下、城本國ノ東南、諸叟不自由也、家老同姓等

盛季、文武共ニ学フ、義理ヲ正ス、鹿鷹狩ヲスク、美兒ヲ愛ス

愚評二曰、凡文武共ニ学ハ將トシテ譽可有、義理ヲ正スニ最可也、君子ハ義理ヲ以本ト

ス、鹿鷹狩ヲスク吏前ノ評ニ記スノ如シ、軍利ノ心得ナランニハ是最可ナリ、若自樂有  
ンニハ無益之業ナルヘシ

水野監物源忠善 紋水ニヲモタカ

内室井主計頭女

本國三河、生國武州、忠元ノ子、居城三州岡崎、本知五萬石余、新地運上等外二三萬石余  
有、米売生拂共ニ吉、右ノ高ノ内矢ハキ橋ノ料御預ケ領有之云也、年貢所納六ツ七ツ八  
ツ押六ツ七八分、家中へ四ツ藏米ニテ渡、在江戸ノ年人有扶持、外ニ雜用銀ヲ下ス、摸合  
ナシ、地ニ禽獸柴薪多、城下往還ノ津繁昌、家民ノ仕置稠クス、民困窮甚シ、家士行義正  
ク、然レテ奉公ノ勤ヲ奪取テ勤ムル吏他ニ疎ラシ、土所上、城本國ノ中、物毎自由叶、家  
老拜郷・中村・二本松

忠善、文有テ武勇甚好、恐クハクラフヘキ方ナシ、利根發明過タリ、禪法ヲ好、僧侶ヲ愛  
ス故ニ毛頭世間ヲカサル吏ナシ、人中ニテモ我心ニマカセテ過言有テ無礼也、領分物成甚  
ツヨクシテ民困窮ス、諸浪人家ヲ望ム

愚評ニ曰、武勇甚好吏武門ニ生テ第一ナレハ最可ナリ、文モ有レハ弥吉、發明過タルニ  
疵也、禪法ヲ好、僧ヲ愛スル吏善惡云カタシ、佛儒共ニ心實ノ道理ニ依テ善ニモ惡ニモ  
成モノナレハ也、亦人中ニテ我意ニマカセ言語有吏無礼也ト有吏眼ノ付ル所如何ン、本  
文ニ二向無礼ト計ハ評難成シ、佛心唯心ナルカモ不知、又民困窮スル吏イカンソヤ文有、  
武勇ノ人此 □ ナラ思慮可有吏ニヤ、アタラ將ノ疾疵也、諸浪人家ヲノソム吏武勇ヲ  
好ム將ナル故ナルヘシ

石川主殿頭源昌勝 紋笹リントウ

内室

本國河内、生國武州、彈正（少カ）勝兼ノ子、居城山城ノ淀、本知五萬五千石、新地運上課役  
等外二三萬八千石余有、米売生拂共ニ上々、年貢所納六ツヨリ九ツマテ、但シ水 □ 年  
有二依テ押七ツ余、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石三五人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸柴薪  
有、海魚大坂ヨリ来ル、土所上々也、城下往昔ノ往還ニテ繁昌ス、諸吏自由叶、城本國ノ  
南西、家老同姓等

昌勝、文武ヲ学、哥道ヲ專ニシ、手跡ヲタシナミ、氣質柔和ニシテ武勇ノ心カケ薄シ、家  
士多シ、民ノ憐ミウスシ

愚評ニ曰、文ヲ学ハ可也、武ヲ不好ハ不覺ナリ、武門ニ生テ法ヲ不知ハ人民ノ家職ヲ不  
知ニ同シ、哥ハサノミ不知テ恥有ヘカラス、サレ共、和國ノ風俗心ヲ和、哀樂相變トイ  
ヘリ、少ハ不知モ無道也歟、唐ニシテハ詩ヲ吟、道二人、是礼ナリ、名将良將ハ和哥ヲ  
詠ルタメシ多シ、民ヲ不惠吏禁ヘシ、前ニ記ス如ク將トシテ民ヲ不惠ンハ不可也、通鑑  
ニ、殷湯王東面而征西夷怨南面而征北狄怨、然曰奚為後我僕我后々来其ト此心ハ、殷

湯王ノ東ノ方へ陳立ヲセラル、トキハ西ノ國ヨリウラミ、又南方へ向ハルレハ北國ヨリ  
ウラミ云、夏ノ桀カ愚王タルニ依テ、湯王ハ大聖タレハ、早ク我國ニ入給ハ人民安全ト  
ナラントネカフハ仁道通シテ如此、此人、道ヲ学トテ民ヲ貪ル吏ハ如何ソヤ

一 小出修理亮藤原吉重 紋劔梅ハチ

内室

本國尾張、生國撰州、播磨（七ツ）守吉政ノ子、居城但馬ノ出石、本知五萬石余、米売生拂共ニ  
中、年貢所納押六ツ二三三分、家中へ大半地形ヲ渡ヌヘニ成毛不同也、在江戸ノ年軍役扶  
持、外ニ摸合有、江戸ツメ吉、地ニ禽獸魚柴薪有、家民ノ政道吉、土所中ナリ、城本國ノ  
東北海辺北ニ近シ、家老堀・同姓

吉重、文武ヲ学、礼ヲ專ニシテ行跡倏然タリ、民ヲ不貪不侈シテ無欲ナリ、士卒ニ情有リ、  
美兒ヲ愛ス

愚評ニ曰、厚学人ハ理ヲ明メテ行跡誤ナシ、曰狼心莫善於寡欲、仁義之心ヲ養フニハ欲  
スクナキヲ善トス、無欲ナルモ又是ト云ヘカラス、仁者ハ不富、不仁者ハ富リト云リ、  
然レテ理ヲ明ラカ（二脱）シテ施シ、惠ヘキヲ惠ミ、シマルヘキヲシマリ、身ニ費ナクシテ廣  
ク施惠テ、聊私欲ナクンハ是ト云ハン

一 青山因幡守菅原宗俊 紋九曜

内室

本國三河、生國武州、伯耆守忠俊ノ子、居城伊豫ノ小渚、本知五萬石余、新地運上課役  
等都合七萬二千石余、米売生中也、拂吉、年貢所納五ツヨリ七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ  
年諸色アテ行中抵ナリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所中也、民家ノ仕置ニ非ス、家老蜂須賀  
・同姓

宗俊、曾テ文道ヲ不知、不義ニシテ邪欲有、武勇ヲ勵ミ忠ヲ專ニ大切ニシテ油断ナシ、民  
ヲ不惠

愚評ニ曰、不学シテハ不義可有、学テサヘ非義アリ、イハンヤ道ヲ不学ヲヤ、邪欲ハ前  
ニ記ス如ク匹夫共ニ是可禁也、將タル人ハ國ノ命ナリ、國泰ナランモ、又危カラシモ、  
キドユウラクハ大将ノ心ニ有、謂所行ニ清静ニシテ法ヲ可正ス、清静平整ノ四ツ文字  
ハ將ノ第一可嗜義ナリ、心ニ實ヲ行トキハ邪欲非道ハ不可有、静ニ平整ト行トキハ行跡  
ニ一ツトシテ不可有誤、然レテ上ラ大切ニ油断ナシト云、是ヲ忠義トイハンヤ、案ニ忠  
義ニモ叶カタキカ、不義有テ考テハ唯上向ニ忠有テ内心ニ忠ナキニ似リ、マコトノ忠ナ  
ラハ一ツトシテ法ヲ背クニ如何、邪欲ナクシテ民ヲ不貪トキハ天下ヘタイシテ忠義ノ行  
跡イハンカ、自 □ 土民ニミニ非道ニシテハ實ノ忠ト云カタシ

一 内藤豊前守藤原信照 紋下り藤

内室

本國三河、生國伊豆、紀伊守ノ子、居城奥州ノ棚倉、本知五萬石

新地運上課役等外ニ貳万石余有、年貢所納三ツ五分ヨリ五ツマテ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外ニ雜用銀ヲ渡ス、家中役義ツヨクシテ手マへ不如意ニシテ困窮ス、地ニ禽獸柴薪アリ、家風俗宜シカラス、仕置法ノ如シ、土所下也、城本國ノ南東、諸吏不自由也、二本松ニ近シ、家老福山・鳥井

信照、文武ヲ少々学、義ヲ正ス、美女ヲ愛シ勝手不如意ナリ、於江戸ニ商人ニメイハクサスルト云々

愚評ニ曰、文武ヲ少学吏、前後ニ云如ク理ヲ明謂ト行トヲ兼タル人ヲ善トスル、此人義ヲ正トハ云カタシ、江戸ノ諸商人ニ難義ヲサスル吏ハ不如意故ナリ、然レテ自樂ヲ止テ相應ニシテ費ヲイトヒテ人ノ難義ヲヤメタキモノナリ、諸吏悪行多シ、評スルニ不足

一溝口出雲守源直直

紋カスリ菱

内室

本國若狭、生國阿波、伯耆守官勝子、居城越後ノ新発田、本知五萬石、新地運上課役等都合六萬九千石余、米売生拂ニ悪シ、年貢所納三ツ四ツ、家中へ三ツ半、在江戸ノ年人有扶持、摸合少有、國役五分、地ニ禽獸魚柴薪多シ、甚寒國也、諸吏不自由也、民家ノ政道ヨロシカラス、土所下也、城本國ノ中、海辺西ニ有リ、家老同姓等・江地  
宣直、文武アレ共、武道ヲ曾テ不知シテ發明ト云ニモ非ス、美兒ヲ愛ス、遊樂ヲ好テ人ニ施ス吏ヲ不知

愚評ニ曰、夫文ハ道ヲ知ルノ法最可也、武勇ニテロカナル吏大ニ不覚ナリ、才知發明ナラサルハ、是生得ヨリ静ニ柔和成ル者ハ必物毎ニツク見ユルモノナリ、是ヲ衛智トテ成ホトカクレテアラハレサル智也、若如此ノ人ヲ云ニヤ、但シ又愚ナルヤ不審ナリ、遊ラクヲ好ミ人ニホトコス道ヲシラサル吏、遊樂ハ上下ニ共ニ好ム吏ナレト其分量ニ過ルホトニナキヲサヘ可禁ニ、ナンソ世ニ嘲ルホトノ人ハカタク戒メスンハ不可有、又人ニ施ス計ヲ善ト云ニハ非ス、施スヘキニホトコシ、施スマシキニスルモ愚ト云ハン欵

一松平但馬守源直富

紋桐ノ堂

内室

本國三河、生國越前、三河守秀康ノ子也、居城越前ノ太野、本知五(萬石)石、新地運上課役等外ニ膏萬八千貳百石有、米売生下拂中、年貢所納三ツヨリ六ツマテ、家中へ四ツ、國役強シ、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合少有、地ニ禽獸柴薪有、魚不自由也、家ノ作法以下宜シカラス、民困窮ス、家ニヨキ侍少シ、土所下也、城本國ノ東、西河船入ル、家老丹羽・津田

直富、文武ヲ曾テ不知、浄土門ニ入テ佛法ヲ甚信ス、然レ共其行跡中々佛者ニハアラス、

民ヲ貪リ、美兒ヲ愛シ修(シ)甚シ、參勤ノ上下タリトイヘテ女ヲ召具シ、且女改ノ御關所モ此人赦免タリ、至極ノ奢モノ行跡、非義、政道、我俚ノ不作法等世ノ唱ヲイタマサル也  
愚評ニ曰、此人天命危シ、心有ラハ思慮スヘシ、非義ノ行跡不及評ニ

(表紙)

全廿一本

武家諫忍記 卷之十一

武家諫忍記第十一

岡部内膳正藤原官勝

浅野(末)女正源長友

有馬左(末)右衛門佐藤原康純

伊藤出雲守藤原祐久

稲葉能登守越智信通

松平周防守源康次

京極備中守源高豊

武家諫忍記卷第十一

一岡部内膳正藤原官勝 紋左巴

内室桑山伊賀守女

本國駿河、生國武州、内膳正長盛ノ子、居城泉州岸和田、本知六萬石、新地運上課役等都合八万七千石余、年貢所納七ツヨリ九ツマテ、扨八ツ、米売生拂共ニ吉、家中へ四ツ、在江戸ノ年軍役扶持、外ニ摸合有、江戸詰ヨシ、國役少シ、家土風俗ヒ、シク、諸藝ヲ専ハケム、乱舞ヲ好ミ富タル者多、外様侍多、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所上々、城本國ノ北西、南ニ海有、諸事自由吉、家老同姓等・久野・瀧川

宣勝文道少々志シ、禪法ヲ専好、行跡正シキニシテ不忿不慢、寛々トシテ位有、人民憐ミ、分限ニスキテ家士多シ、然レテ立身スル事遠シ、

愚評ニ曰、文ヲ少モ學事前後ニ委記明ナリ、武道ヲ不好事一ツノ禍トセン、兵法ニ曰、人主ハ治國安民ノ道ヲ可學、是則文武ノ二ツ也、又ハ治國ノ政事ヲ正シテ、家民ノ憐自安カラシメルヲ仁政ヲ行フト云ナリ、武ハ禮ヲ治シ法ヲ立テ、賞罰ヲ正スヘシ、故ニ古人モ此言葉ヲ所々ニ云リ、サレ共文概ハ文武ノ道理ヲ不明、文字ノサタノミニ惑テ終ニセス、宣勝武ヲ不學、禪法ヲ專トスル事、評義ニ云ハ、禪祿ノ道理ヲ明シメン

ヨリハ武学ニ達スルトキハ理<sup>三</sup>叶、法ヲ立ルニ具嘗有シカ、退テ考ルニ、曾テ道理ナキニモアラス、本心ノ道理不迷力故也。

浅野 宋<sup>(マ)</sup> 女正源長友 紋丸二鷹ノ羽

内室丹羽五郎左衛門女

本國尾張、生國武州、内匠頭長直ノ子、居城播州ノ赤穂、本知五萬三千石余、新地運上課役等都合七石余、米壳<sup>(米)</sup> 拂共二吉、年貢所納五ツヨリ七ツマテ、坪六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、摸合有、江戸詰ヨシ、家中不富、地ニ禽獸魚柴薪多、土所上、城本國ノ西、南二海辺、諸事ノ自由叶、家老 太石<sup>(マ)</sup>・矢嶋

長友武<sup>(マ)</sup>文共ニ専ラ志ス、勇剛有テ發明ナリ、然レテ病氣故世間ノ勤ウスシ、

愚評ニ曰、文武両道ヲ學、勇剛有テシカモ發明ナル事、一郡一城ヲ治人愚ニシテハ叶カタシ、今長友勇ヲ好テ剛有ニ付テモ、種々ノ品可有、所謂三略ニ將無慮則謀士不出、無勇則吏士恐將、妄動則軍不重將、遷怒則一軍懼、必大將之思慮ナケレハ、計畧ヲメクラス侍退テ去ル、將タル人勇ナク憶病ナレハ、吏士恐テモノ頭等我身ヲ大切ニオモヒテ恐ル、ナリ、又將ノ妄ニ動ヒテ輕々シケレハ、軍不重、怒ヘキニハ怒ヘシ、其怒ノ不正シテ別ニ遷シテ怒、又別人ニ怒氣ヲアラハス、如此ナレハ、一軍ノ士卒皆恐レ懼ル、ナリ、是鬪將ノ類如此、或曰、良將統軍ノ怒、已<sup>(マ)</sup>而治人、推惠施恩<sup>(マ)</sup>士力日新、是名將ノ行トコロ如此、是ヲ考ヘ可知、則柔ヲ不用則士卒不從、柔有テ剛ヲ不用則人アナトツテ不從、ニツヲ合テ其可用所ニテ剛ヲ用テ柔ヲ用ル事ナリ、和ナカラシメスニハ禍ト云ン歟、

有馬左衛門佐藤原康純 紋瓜

内室

本國肥前、生國日向、左衛門佐直純ノ子、居城日州縣、本知五萬三千石、内三千石ハ御預領也、新地運上課役等都合七萬千石、年貢所納四ツ五ツ、土所中ノ下、米壳<sup>(米)</sup> 拂共二惡シ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二四人扶持、外摸合アリ、家民ノ仕置吉、家中不富、風俗不富、地ニ禽獸魚柴薪多、城本國ノ東北、海辺ナリ、遠國アル故諸事不自由也、家老同姓等康純文武ヲ少々心カケ、行跡和有トイヘトモ、佞心有カ如シ、今時ノ風俗ニ似ス民ヲ貪ニ不有、

愚評ニ曰、夫主タル謂ニ徳内ニ有則ハ外ニアラネトモ、氣質モ亦和ニシテ長閑ナル大空ニタトヘタリ、又仁愛正キ人ハ威義自ソナハリ、小人近ツキカタシ、又不遠是恩愛有故小人奥意倭ト奸トヲ兼テ義ヲ不知、故ニ近テ去事早シ、又遠シテ近ツキ安シ、今康純元來行正シテ法ヲ重シ義ヲ守ト云ヘ共、其人相ユルヤカナラス、謂ニ剛有力故ニ諸士堪忍成カタシト世間ノ唱有、然レテ倭曲奸邪有ニ非ス、俗ニ云ネチケ人ト云成ヘシ、是ハ外ニ見ルノミナリ、内ニ徳有人可成、若平云口舌ニ禍害之門滅身之■也、

人一言故ニ禍有、身ヲ滅事耳也、此心ヲ以可知、

一伊藤出雲守藤原祐久 紋九曜

内室

本國日向、生國山城、修理大夫祐慶ノ子、居城日向ノ猷肥、本知五萬貳千石、新地運上課役等都合七萬六千石余、米壳<sup>(米)</sup> 生拂共三不富、年貢所納四ツ五ツ三分マテ、土所下、家中へ三ツ五分、又ハ三ツ七八分、在江戸ノ年二百石二五人扶持、外ニ摸合有、家士勝手富リ、風俗宜ニ非ス、地ニ禽獸魚柴薪有、城本國ノ南東、海辺近シ、家老同姓・松岡 祐久文ヲ不學、武ヲ少々心カケル、行跡忿有、強剛有、サレテ民ヲ不貪、辨舌<sup>(カ)</sup>ノ將ト云世ニ譽ノ唱ヘアリ、

愚評ニ曰、文ノ不好事不覺ナリ、前後ニ云コトク、時ヲ得テ高位ニ昇リ、時不來シテ其名埋レ、人或徳無徳、或心意ニ不徳達テ名ヲ得ル人、心意徳達スルトイヘテ無譽人多、何ソ其行跡ヲ悟得哉、タ、常ニシテ譽有人ハ誠ノ得達シテハ不違譽也、又不直ニシテ譽有、功ニ依テノ譽、權徳ノ譽ハ生徳ノ譽ニ非スシテ、時ヲ得テノ譽ト云ヘシ、才賢ニシテ常ノ譽ハ上人也、無才徳理ヲ不明人ノ譽、中ノ平人直ニ偏氣ナカラシメン、一方ニシテ世ノ為人ノ為ニ非ス、生徳ヨリノ徳有トイヘテ、理ヲ不學故中人物ト云リ、又才徳モ有、世ノタメ人ノタメ、最有ト云テ、剛ニ勝忿ニカツモノハ後ニ違有、時ノ我意ニマカスル故ニ徳ハ得トイヘテ、實ハ徳ニ非スシテ譽有トモ下人ノ類ナルヘシ、然レ共剛成テ心ノ生レツキハ至テ和ナリ、右ツヨキ至リテハヨハク成カハリテネレタル心ニテ、次第ニ勝利算リテ譽アリ、弱キハ逃テ惡名ナリ、強ノツヨキハ大身ハセマシキナリ、禍多キナリ、故ニ弱ナルハ浅キツヨミ、剛共徳深キツヨミ有、故祐久一向惡キニアラス、世ニ唱ル譽可也、譽嘲ノシナハ右ノ如シ、一偏ニ譽有ト云カタシ、辨舌ノ達シタルハ凡人ニ是外内ノ徳ヲウルニ近シ、最然ナリ、文ノ道理不明ヲ課<sup>(マ)</sup>リトセン、故ニ忿勝ト見ヘタリ、

一稲葉能登守越智信通 紋角折敷三三文字

内室織田周防守女

本國伊豫、生國豊州、民部<sup>(マ)</sup> 少一通ノ子也、居城豊後ノ臼杵、本知五萬六百石余、新地運上課役等都合六万石余、米壳<sup>(米)</sup> 生拂共三惡シ、年貢所納四ツ五ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二四人扶持、外ニ摸合有リ、家士風俗不富、專手跡ヲ嗜事ハヤル也、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所下、城本國ノ東、海辺自由叶、家老同姓・山田・村瀬 信通文武両道共ニカケタリ、然モ倭奸有、美小人ヲ愛シ、諸事セハシキ人也、故諸浪人家不富、

愚評ニ曰、過テ改ルハ人倫ノ得所ナリ、信通行跡ヲウツ事ハ一向心得カタシ、然レテ若年ノ昔ヲ曾テ不知、近年家法或信通行見聞スルニ、甚相違セリ、予カメ家ノ風俗ヲ

具ニシレリ、先文武ノ道カケタリト有、大ヒ成ルイツハリ歟、今時諸將ノ内ニハ此等ノ人ホト學ハアラシ、亦佞奸有ト也、何ソ民ヲ憐テ諸士ニ情ヲ下シ、舊事ノ法ヲ以國家ノ仕置スルホトノ人、イカソノ佞奸可有、但シ如是ノ將ハ皆惡人惡行ト云ハンヤ、但シ美兒ヲ愛ス事ハ最不可ナリ、文武ノ不明故ニ諸浪人家ヲ不望事、其道ヲ立ル浪人共コソ心床シクソ思ハユレ、若一向此言籍ヲ見タル計ニテハ、此行ヒ最無道也、

一松平周防守源康次 紋爲ノ葉

内室徳永法 仰女

本國三河、生國丹波、周防守康映ノ子、居城石州ノ濱田、本知五萬石余、新地運上課役等都合七萬貳千石余、米売生拂ヲ不宜、但シ國ナラヒニテハ上ナリ、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、家中へ四ツ二分、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合アリ、江戸ツメヨシ、家風靜ニシテ淳ナリ、家民ノ仕置等吉、民豊ナリ、地ニ禽獸魚柴新多、土所中、城本國ノ北海辺諸事自由叶、家老岡田・都築

康次文字ヲ好ミ武ヲ用、行跡柔和ニシテ不倭、民ヲ憐、病氣ニテ世間ノ勤ヲ止ル事ノミ多シ、

愚評ニ曰、凡人主タル本トスヘシ、文武ノ沙汰專ラトスル事嘗ト云ツヘシ、惣テ此人ハ外見ニ発明ト云ニハ非ス、心意ニ智慮アリト見ヘタリ、仁政ヲ民ニ及ホシ、内ニ慎ミ有テ、外ニ勤テ專トセラレサル故ナリ、案ニ云、誠ノ行トセン、國郡ノヨク治ル將ハ不動シテ國家ノ善惡ヲ悟ル、能獮ヲスル者ハ禽獸魚ノ集ルヲ知テ取之事ヤスシ、今康次如此、イカニ外見ニホマレテ挙タリテ、必是トハ云ヘカラス、内意ニ慎ミ有テ、國家ノ政道正キヲ以、誓ノ第一トスヘシ、三略曰、下者務耕、牢徭役、不使其勞、則國富テ家媮、此心ヲ以テ行故ナルヘシ、

一京極備中守源高豊 紋四ツ目結

内室

本國近江、生國播州、形部少高知ノ子、實ハ主馬高清ノ子、居城讚州ノ丸龜、本地六萬石、内壹万石ハ播州ニ有、新地運上課役等都合八萬石余、米売生拂共ニ吉、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合多シ、諸事家中へアテカイ吉、家風吉、諸藝ヲ專トス、手跡等專ナリ、奢リ多シ、地ニ禽獸魚柴新多シ、土所中ノ上也、城本國ノ西ヨリ、海辺諸事自由吉ナリ、家老佐々木・岡

高豊未若年タルニ依テ差別ナシ、家臣トシテ政道ヲ行、然モ高豊才智発明ナリト云々、後年可恐、

武家諫忍記 卷之十一

武家諫忍記卷第十一目錄

- 松平伊賀守源忠勝
- 金森長門守藤原頼直
- 永井日向守大江尚清
- 井伊兵部少輔藤原直之
- 内藤飛騨守藤原忠種
- 九鬼長門守藤原隆昌
- 太田備中守源資宗
- 島居士膳正平忠春
- 諏訪因幡守源忠春
- 松平市正源直次
- 牧野佐渡守源親成

武家諫忍記卷第十一

一松平伊賀守源忠勝

内室

紋丸二桐ノ堂

本國參河、生國下総、伊豆守信吉ノ子也、丹波龜山ニ居城ス、本知三萬八千石余、新地運上課役等外ニ壹万五千五百石有、米売生中拂吉、年貢所納五ツ六ツ控五ツ半、家中へ三ツ半、在江戸之年百石ニ五人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸魚柴新多シ、國家ノ仕置宜ク家中富リ、土地中ノ上、城本國ノ東、京都ニ近シ故ニ諸事自由叶、家老菅谷、大嶋

愚評ニ曰、如此ノ將ヲ譽レノ人ト云ヘシ、評義ニヲヨハス、文武ヲ不學ハ不覺ナレテ轉學ニテ不義有ハ大科ナルヘシ、然レ共不學ヲ善トニハ非ス、學而不思則思而不學則殆イカニ學ンテモ思慮ナクンハ何ノ詮カアラシヤ不學則必暗シテ諸事ニ不審アル者也

一金森長門守藤原頼直

内室

紋梅鉢

本國參河、生國飛州、出雲守重頼ノ子也、飛騨一國ヲ領ス、居所高山本知三萬八千八百石余、新地運上課役等ツヨシ、外ニ三万石余トイヘテ往昔ノ檢地故其分限不知、米売生共

二不直、年貢所納四ツ五ツ五分マテ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、ホカニ摸合少々渡ス、國ニ禽獸柴薪材木等多シ、海魚塩醬ヲナシ、能登越中ヨリ入、國民困窮之躰ナリ、國家ノ仕置悪カラス、土所下也、城本國ノ東南海ナシ、諸事不自由也、家老同姓等頼直、文武ヲ好ミ和哥ヲスキ、美女ヲアイス、民ヲ不貪ト云々、父重頼行跡ヨリ勝レタル事抜群ナリト云々

愚評二曰、此人道理ヲヨク道理ト知レル人也、故ニ父ノ過ヲ攻テ自善行トスル人者如是有タキ事也、然レテ己カ利根ニ迷ヒテ自過トナルナレハ善ニハイタリカタシ、父ノ行跡ヲ改テ道ヲ行ハル、時ハ孝トナルヘシ、又父ノコトク不義有ントキハ家ヲ亡ヒ身ヲ亡スノ本也、サレテ父命有トキハ少ハ諫サランハ過ナリ、孝経ニ曰、父有争子則身不□於不義、此心者父ノ過有ハ争ヒテ諫ル子有トキニハ其父不義ニテチイラスト諫ニ度ニ及ヘシニ度諫テ承引ナクハ我ヲ恨ミテ父ヲ恨ムル事ナクハ我ヲ恨ミテ父ヲ恨ムル事ナク實ヲ以テ行トキハイカホトノ惡有トテ少ハ止メシ諫ヲ不用ハ却テ父ヨリアタヲナス事有トテ自ラソレテ命ニ從テ其罪ニ落ル可也、頼直父ニ諫ヲナスシテ死テ我ト父ノ惡ヲ改メシハ不孝ト云ヘシ自ラヘツロウ心有ニヤ

永井日向守大江尚清 紋一文字二三ツ星 内室

本國參河、生國武州、右近大夫尚勝ノ次男ナリ、播州高槻ニ居城ス、本知三萬六千石、新地課役カ、リ物等都合五萬六千石余、運上少シ、米売生拂ニ吉、年貢所納七ツヨリ九ツマテ押八ツ家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸有、柴薪不自由也、海魚ナシトイヘテ川魚多シ民困窮ス家中富リ、土地上、城本國ノ東北大坂ニ近シ、萬事自由叶、家老大場、三嶋尚清、武勇ノ覺有、文道皆テシラサル故行跡宜シカラス慢心有テ邪欲恣ニシテ民ヲ貪リ美兒ヲ愛テ甚シ

愚評二曰、武勇之覺最剛ノ徳武門ニ生テ願處不過之文ヲシラサルトテ不義アラハ世ノ人イクハク文道ヲ不知者多シ、然レハ不義ニシテ世ハ乱シ不道ハカリナルヘシ、サレ共人ハ天性ヲウケテ有ユヘイカナルイヤシキ海土山□ナレテ心サシハ有ヘシ童子ノ井ニ落イラントスル時ハタトヒ敵ノ子ナリテ見ル時ハ□フヘカラス、是人倫生得ハ正シキ處有モノ也、学テ知ルヘキ事ニ不可限最一城一郡ノ主將タル人ハ理ニクラクナキヤウニ正キ道ヲ学ヒテ下ヲ憐心ヲ先ニシ過不及ノナキヤウニ可得心是等ノ行跡血氣ノ勇トスヘキ

井伊兵部少輔藤原直之 紋井ノ字楠 内室

本國參河、生國上州、兵部少輔直勝ノ子也、遠州掛川ニ居城ス、本知三萬五千石、新地運上課役等外ニ壹万石余、米売生中拂吉、年貢所納六ツ七ツ家中へ四ツ在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合有、國ニ禽獸柴薪有、國家ノ仕置宜シク家士ノ風俗共吉、土地中ノ上、

城本國ノ東南海辺近ク諸事自由叶、家老松下、和田直之、生得直ニシテ義ヲ專トス、哥道ヲスキ或ハ古筆或ハ古道具ヲ目利シテ好ミ物毎□柔和也

愚評二曰、凡貴□ニ專ラ正直ヲ可守道第一之行也、義ヲ正シクスルモノノ哥道之嗜前ニ云コトク文武ヲ学テ猶イトマアラハイタツラニ可有ヨリハマシ也、ヒタスラナス業ニハアラス、公家ノ業ナリ、但シ少ハ武士ニモユルスヘキカ、古筆古道具ヲ好ム事はト云ヘカラスイマシメテ云高代ノ寄物ヲ求ル事有ヘカラス百貫ノ太刀ヲ一腰持タレハトテ國家ノ用ニハ立マシ百貫ニテ百腰コシラヘテ百人ノ用ニ可立、然レハ一方ノ防トモナランヤ、是理ノ前也、名劍ナリテ如是ナシクヤ、古筆古道具ヲ好ムヘキヤ、大ヒニ費ノ本也、サレテ富餘シ人ハ可求、世ノ為人ノ為ナリ、一ツハ古人ノ手跡モテハヤサレタル道具ハ其徳義ヲシレハ亦昔ヲ思出シ心ノ学ヲ成ランカサモナクシテ利欲ニシ、或ハ國家ノ不足トナラン必無益ナリト云

一内藤飛騨守藤原忠種 紋藤ノ丸 内室板倉周防守女

本國參河、生國武劔、志摩守忠重ノ子ナリ、居城勢州戸波領知志テ、本知三萬五千貳百石、新地運上課役等外ニ貳万石余、米売生所々其タカイ多シ、居所ノ拂方上、年貢所納四ツ五ツ半マテ、家中へ三ツ七分、在江戸ノ年百石ニ四人フチ、外ニ摸合少々有、地ニ禽獸魚柴薪多シテ土ニシテ静也、土所上、城本國ノ東南方海辺廻船ノ津ナリ、家老加藤、鈴木忠種、文武ヲ少々学フ且誹諧ヲ好、仁ノ道少シ、民ヲ貪リ財ヲ集メ事ヲ願ヒシ、ワキヲ一錢三指ヲカヘント思ヘリ、文ノ志ニ似タリ

愚評二曰、此人貪リ第一ノ事評ニ不及、楚書ニ曰、楚國無以為寶惟善以為寶ト何ソ民ヲ貪リ財ヲ求ントスルヤ禁メスンハ不可有

一丸鬼長門守藤原隆昌 紋七ツ星 内室

本國志摩、生國撰津、大和守久隆ノ子ナリ、居所撰州ノ内三田丹波ニモ少領有、本知參萬六千石、新地運上少有、課役等外ニ八千石余有、米売生拂ニ吉、年貢所納五ツヨリ六ツ半マテ家中へ三ツ半、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸魚柴薪有、國家ノ政道宜ク家中富リ、士民困窮ス、土地中ノ上、城本國ノ南西有馬湯本ノ近所物事自由叶、海辺近シ、家老同姓等

隆昌、イマタ若年タルニ依テ何ノ差別ナシ生得ハ利根發明ニシテ器量スケレテ武学ノ心懸有

愚評二曰、凡人ノ生ニヨツテ千歳之翁トナラン、亦百歳ノ童子トテ十歳ニテモ人ニスクレタル有、老シテモ愚ニ拙キ人世ニ多シ、司馬溫公イトケナキ時朋友ノタワムレニ伴ノ

童子アヤマツテ大キ成水口ニ落入テステニ危シ余ノ童子ハ驚キテ其所ヲ去去温公一人留テ石口ヲ以水口ヲ打破リテ無滞ニタスクル是其理ヲ兼テ學ヒ知ルニハアラス智彗明ナル故也、八歳ヨリ十五歳マテハ溜掃應對進退ノ節礼楽射御書數ノ理ヲ教テ武ヲ後ニスルハ本也、武ヲ前ニ心懸ニヨリ同ハ如此ノ次第ヲ學ハサランヤ血氣ヲ盛ニシテ柔和ヲ捨シン事アヤウシ

太田備中守源資宗  
内室板倉周防守女

紋桔梗

本國生國共ニ武州、新六郎重政之子ナリ、遠江濱松ニ居城ス、本知三萬六千石、新地運上課役等都合四万四千石余、米売生拂五二吉、年貢所納六ツ七ツ拵六ツ半、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合アリ、國ニ禽獸魚柴薪アリ、國家之仕置宜シ、土地上、城本國ノ西南也、海辺近ク往還繁昌ノ地萬事自由吉シ、家老河野、菅井、齊田  
資宗、文道ヲ不學、武道ヲ好ミ佛道ヲ信仰ス、生得直ニシテ禮義ヲ正シ、民ヲ不貪故ニ家民不ニ豊ナリ

愚評ニ曰、此人本文ニタカイナクハ良將ト云ヘシ、文道ヲ不學シテ武勇佛道ヲ好ム事善キニ云計ニアラス前ニ記スコトク武ハ文理ヲ明テ後天下國家ヲ治ル法ヲ學テ戰場ノ可得勝利武ハ後ナリ、亦佛ハ内ハ納悟ヲ以佛者トス出家沙門ハカリ佛ヲ念スルニアラサレハ其念願惡キ時ハ出家智識ニテモ佛者ニ非ス、佛道ヲ學テ惡キニモアラス柔和ニシテ聖智見ノ讀誦シ萬法一心之所生ヲシリ或ハ迷ノ前ニハ淨土モ十萬億悟之前ニハ婆娑即寂光淨土ナリ、是更ニ他ヲ求テ學トコロニ非ス然ハ世ニ佛者ト唱ヘラル、ヲコマカシ、サレテ私欲ヲ去リ國民ノ富シト願テ全我慢邪智ヲ戒ルトキハ是佛心ナリ菩提之道ヲヒタスラニ求ントテ有為ノ樂ヲステス只名利ニカ、ハツテ理ニ聞クンハ佛者ト云カタシ後世ヲ念スル人ハ行住坐臥ニシテ一心ヲ改テ佛生ト成ナンハ外ヘモレサルヤウニタシナミ可有カ

鳥井土膳正平忠春  
内室三浦志摩守女

紋鳥井二小笹

本國參河、生國武州、左京大夫孫兵部少輔之子ナリ、信州高遠ニ居城ス、本知三萬貳千石、新地運上課役等都合四万三千石余有、米売生中拂惠シ、年貢所納五ツ六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年二百石二四人扶持、外ニ摸合少アリ、國ニ禽獸柴薪多シ海魚皆テナシ、國家ノ仕置宜シカラス土民困窮ス、土地中、城本ハ國ノ東甲州ニ近シ山中タルニ依テ諸シ不自由也、家老長坂、同姓

忠春、文武ヲ學トイヘテ仁義ノ道正シカラスシテ民ヲメクマス行跡惡シ利根不發明美女ヲ愛ス故ニ進退不成賣人商物カケス

愚評ニ曰、文武ヲ學トイヘテ仁道正シカラサル事、是何ノ文學ヲ見ルヤ一文字ニ心カケ

テモ常ノ人ニハアラス云心ハ一字ノ理ヲ以テ千万ノ理明カ成道有學テ仁道ヲ不正トキハ不學ニヲトレリ如此ノ人前ニモ多キ故ニ三不記民ヲメクマス利根不發明成事民ハ左右手足ノコトシ我左右ト有ハハナレタモノナリ、我左右トスルトコロノ者ヲ惠マスンハ自亡ニ似タリ民ハ天下ノ民也、我民ニアラス惠スンハ不可有生得善惡ノ分明ヲ不知ユヘナリ

一諏訪因幡守源忠清  
内室內藤帶刀女

紋カチノ葉

本國信濃、生國武州、出雲守忠恒之子也、信州諏訪ニ居城ス、本知三萬貳千石内貳千石兵部并右衛門ニ分配ス、新地運上課役等外ニ八千五百石余有、米売生拂五二中、年貢所納六ツ七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二五人扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸柴薪多シ土地中ナリ、城本國ノ東高遠ノ並少比也、萬事不自由、家老同姓、茅野等  
忠清、文武ヲ學ヒ醫學ヲスク亦手跡ヲタシナム生得悠々トシテ不怒貪ラスホマレモナク誹モナシ、國家ノ仕置中ナリ家ノ子多ク渡リ侍少シ

愚評ニ曰、几道ヲ學國家ヲ治則文武両道ヲ學事シカリ醫ヲ好ム事是非論シカタシ、若此道ヲ知テ養生有カ亦醫療ヲ好シテ醫療ノ妙ヲ見シタメカ是醫師ノ役ヲシテ甲斐ナシ醫道モ本ヨリ理ヲ考テ五常ニヒトシキモノナレテ醫師ノ役義ヲ用ル事無益人之患病ハ唯心意之惡行ナリ此醫療ヲメクラサンコト可計知也、此等ノ人嘗モソシリモナクンハヨキ人ト云ヘシ

一松平市正源直次  
内室

紋三カイ菱

本國三河、生國羽州、本氏小笠原丹波守重直ノ子也、豊後木槻ニ居住ス、本知三萬貳千石、新地運上課役等外ニ貳万石石余有、米売生不宜拂中、年貢所納五ツ六ツ拵五ツ半、家中へ三ツ七分、在江戸ノ年百石二五人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸魚柴薪有、國家ノ政道穢シ、土地中、家老田中、津田、中根、浅井

直次、文武ヲ學ヒ仁義ヲ正シ世間ノソトメヲ專トス民ヲアワレミ豊ナリ、美少人ヲ好

ト云繋ハハカリタクラフ矩ハノリナリ方圓ヲタ、ス大工ノスミカネノタクヒ四方上下ハ等分ニハカルヲ云也、直次此道ニカナヒタリ

一牧野佐渡守源親成  
内室

紋三ツ栴

本國遠江、生國武州、内匠頭信成ノ子也、京都所司代一条ニ居ス、領地撰州・山州・河州、本知三万三千六百石、年貢所納六ツヨリ八ツ九ツ或ハ十マテ依所ニタカヒアリ拵七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二三人扶持、家民ノ仕置吉、家老浅野、古川、梶田

親成、文武少々マラス、行跡悠々トシテ生得發明叡知ト云ニハ非ス、然レテ慈悲ヲ  
專トシテ人ヲ不損淳ニシテ不義ナシ不貪不奢只シツカナリ、近年為帝都守護補執事故ニ威  
勢カカラス、然ニ訴ヲキクニ其擻速ニサタセス疊層依怙有リト唱レテ私曲ナシ家臣ニ仰  
テ自己ノツトメ少キ故貪欲有テ道理ヲ巫スサルニ依テ理明ノコ決談ウスシト見ヘタリ且ハ  
主人ノ名聞ヲケカスト云々

愚評ニ曰、此人ノ行道理有テ又道理ナシ叡智ナキトテ慈悲ヲ有マシキニ非ス、亦智者ニ  
無慈悲有殊ニ京都之執事等トノ人ニハタラサル行跡ナリ生得慈悲柔和ナレハトテヨシト  
スヘカラス、出家沙門ハ各別國家ヲ治、或ハ奉行或ハ頭人等ハ心得有ヘキ事ナリ、罪ノ  
輕重ヲ糺シ死罪流罪ニ可行、其輕重ヲ知ラント欲セハ文武兩道ヲ學テ聖賢ノ教ヲ以可  
外ハナシ、然ハ殺ヘキハタチ殺シ、タスクヘキハ延ル役義ナリ、大明津ニ罪ヲ定ル時ハ  
議ノ品ヲ論スルニ、一ニ曰議親、是ハ其君之親類ニテ忠義有人ナリ、二云議故、是ハ君  
位ナキ時ヨリノ友或ハ家久キ人ヲ云、三曰議賢、是ハ賢人言行ハ天下國家ノ鑑トナル人  
四曰議能、是ハ才藝アル人ノ用ニ立ラ云、五曰議功、君父ニ忠功ヲ盡シタル人ナリ、  
六曰議貴、音位官ニノホル云、七曰議(資カ)、是君敬容ナリ、八曰議勤、朝夕トモニ  
奉公ヲ專ニスルヲ云ナリ、右八義ノ人モ十惡罪ヲ犯ス時ハ法ニ行事ナリ、是等ノ罪ニハ  
疊層ナラスト少思慮有ヘシ、或ハ死罪ヲ流罪ヲ或ハ出任ヲヤメ所、帶ヲ没収シソレ  
ノ輕重ヲ考テ其内ヲ輕クスヘシ、是物ノ刑ヲ用ヘキ心也、凡法度ヲ立テ其旨輕チウ  
ヲ分テ掟ヲ出シ其如行ヲ改テ道トス惣テ法度之品多過タルハ不宜、漢高祖秦ノ代ヲ亡  
テ後ニケ条ノ法度ヲ立テヨリ天下ヲ治タリ、今ノ法式天下ニ一統シテサラニ非道トハ云カ  
タシ慈悲ヲ改テ行ハ善ナルヘシ過タル時ハ罪人タヘスト云心ナリ、然ニ疊層ノ沙汰是私  
欲ニヲホレテ其マイナイニカタムク實ノ慈悲ナキ故ニ刑ニ行ハン者ヲユルシ、亦訴モソ  
コノ二納不聞事ハ内證ヲ濟マスカ理ツヨキモノハ非トイハンモ可有實ヨリ慈悲計ナラ  
ハ早ク役義ヲ改ムヘシ諸人ノウツタヘモトヲラサル時ハ慈悲却テアタト可成、親成行跡  
ヲ思慮スルニ第一慈悲ヲムネトシテ心意ニ倭モナク曲モナケレ共、思慮ウスキヤウニ見  
ユル、其故ハ自己ノツトメ怠リ臣トシテトリ行、或ハ臣私欲有リ、或ハ無才ニテ禍有、  
是主ノ禍ト云也、如此太事ノ役義ヲ疎畧ニシテハ難成一言ノ不義有リテ世ノ唱カナシ、  
諸司奉行頭人ハ行跡大切ナルヘシ少シ智ノハタラキヲ改テ是ト云カタシ常人ニクラヘテ  
云ハ譽ノ人云云ヘシカ

(表紙)

全廿一本

武家諫忍記 卷之十三

武家諫忍記卷第十三目錄

松平美作守源定房

真田伊賀守滋野氏信

松平備後守源恒元

秋月佐渡守大藏種信

堀丹後守藤原直吉

酒井日向守源忠能

朽木伊豫守源種綱

織田山城守平信尚

諫忍記卷第十三

一松平美作守源定房

紋梅鉢

内室内藤左馬女

本國三河、生國遠江、本氏久松、讚岐守定勝ノ男也、伊豫今治ニ居城ス、本知四万石余、  
新地開キ諸運上課役掛リ物有、都合五万石余有、米売生中拂吉、年貢所納五ツ半ヨリ七ツ  
マテ、家中ヘ三ツ七八分又四ツ、在江戸ノ年百石ニ付三人扶持、外ニ摸合有、國ニ禽獸魚  
柴薪有、土所上也、民困窮ス、城本國ノ西北海辺自由吐家老山田、大塚  
定房、文武ノ心掛ケウスシ血氣ノ勇將也、邪佞ニシテ貪民物毎セコヲ入テセハシキ也、諷  
鞭好、家ノ仕置宜カラス惡將ナリ

愚評曰、文武ノ學薄シ血氣有テ邪佞ナル事如此、人ヲ勇ノ口モノトテ勇譽ヲ偽リ語其心  
ノ與義ニハ上部之勇タニモナシ、其イハレハ文武ヲ曾テ知ラヌト云ニハ非ス、然ハカホ  
トノ差別シルヘキニ邪佞有ハタシカ成、勇トハ云カタシ、又血氣ノ勇ト云カタシ血氣ノ  
勇ハ己拙フシテ理非ヲ不明故ニ前後ヲワキマヘス謂行跡ニ無道ノ事ノミ多カラシ、定房  
文武ヲ心カケル事曾テ無シハ血氣ノ勇ニシテ今行トコロノ勇ヨリハマシナランカ、民ヲ  
食物毎セハシキハ生得ヨリ不義多キ人ナラン、尤惡將ト云ヘシ

一真田伊賀守滋野氏信

紋六文錢

内室松平土佐守女

本國信州、生國武州也、河内守信吉ノ次男ナリ、居城上野沼田、本知三万石余、新地ヲヒ  
ラキ諸運上莫大ナリ、課役掛リ物等有テ材木多シテ都合拾三方四千石余、古田タルニ依テ  
其數ハカリ難シ、米売生私惡、年貢所納五ツヨリ七ツマテ、家中エ三ツ半物成、在江戸ノ  
年百石ニ付四人扶持、外ニ摸合有、家中ヘ百石ニ付テ金子拾兩宛タイカヒ渡ス、國ニ禽獸  
柴薪有、土地中ナリ、民困窮ス、城本國ノ東北萬ツ不自由也、家老柵津  
氏信、文武ヲシラス生得邪曲ニシテ人ヲ嘲リ且家民ニアワレミナク私欲有、謠亂舞ヲスキ

美児ヲ愛セリ、國家ノ政道綱クス、侍ノ行義皆テ不知血氣ノ主諸浪人家ヲ不望マ

愚評曰、文武ヲシラス生得邪曲ニシテ人ヲ嘲ル事、武士ノ本意ニツモナシ、武士タル人ノ本意ハ正直ヲ以テ行義ヲ專ニ人民憐人ヲ嘲不誹ヲヨシトスヘシ、是品ナキ人ハタトヘハ匹夫ニカキラス人倫ノ法カケタリ、人ヲ嘲誹トキハ却己力悪ト可成人タルヘキ者ノナスワサハ人ノ惡事ヲ有ラ見聞シテハ是ヲウレヘ人ノ善ヲ聞シテハ是ヲウレヘ人ノ善ヲ聞テハ共ニ喜フヘシ、此心ヲ暴行録ニモ云、為子孫作富貴斗者十敗其九為人行善方使者終受惠與人方便自己方便日々行方便時々發善心力到處行方便千經万曲孝義為先天上人間方便第一此次第ヲ以テ可知此將也、惡人ト云ヘシ

松平備後守源恒元 紋上ヶ羽蝶

内室

本国摂州、生国備前、本氏池田、武藏守忠隆ノ次男也、居城播州完栗、本知三万石新地ヲヒラキ運上課役懸リ物等都合三万九千石余有之、米売生中弘吉シ、年貢所納五ツヨリ七ツマテ押シ六ツ、家中へ四ツ成、在江戸ノ年人有扶持摸合共ニ、国食、獸魚柴薪有、土地中ノ上、家中ノ風俗不直、在所海辺遠ク不自由也、家老宮津、洲山  
恒元、文武ノ道ヲ学フ生得邪曲有テ短慮ナリ、人ヲ召仕事ハケシク、家民ノ政道綱シク情スクナシ、家中カン忍難成

愚評曰、文武ノ道ヲ学邪曲短慮ニ人ヲ仕事ハケシキ事、案ニ文武ハイカ成事ヲ道トスルヤ、文武ノ教ハ邪道非道ノ惡心ヲ撰ハン為也、此人道ヲ知ルトモ實ノ道ニ不有大学心不在正与規聽而不聞食而不知其味此理ヲ似シリ給ヘ士卒ヲ召仕事ナトハケシク事不可有、昔ノ名将良將ノ士卒ヲ用タモツ事ヲ知り玉ヘ、楠正成軍中ニ晝三度夜三度自城中役所々々廻ル處ニ夜フルニ順テハ役所ノ番モイタクネフル者有時更ニヲトロカス事ナクサシ足ラシテ通、然ハ正成供ノ士卒問テ曰、夜廻ハケシクタモツ事役所ノ番々無怠様ニ守ラセシ為ナラスヤ如何ネムルヲ、コシ給ハサラシヤト云、楠最ナレ共敵モヨセヘキニ非ス如何其ヒマニ寝ムル事然ナリ人ノ陰陽ヲ請ケテ晝夜ノ内ニ三時四時ハ寝ルニ様タリサレト此合戦トリムスフ事誠ニ忠有故每度無怠一スイノ夢ヲモムスハスクタヒレン事然也、若敵夜打モセントキハコサン為也、又寝ル事モナク勤番ヲナス者々苦勞ヲサツゼン為ニコソ我如此廻ナントテ寝ルヲモイカリナク、又ネムラス番正シ役所ヘハソレタノ様ヲ毎度ラクルト也、始ネムル者モ此言葉ニ恥テ寝ラサルト也、將タル人如此有タキ者也、大力強剛成事主將タル人ニハ宜キト云ヘカラサレ共、是ハ生得ヨリ有ソナル事ナレハ是非ナシ、其力量ニ心ヲマトハシ諸事行跡スクレサルト見ヘタリ

秋月佐渡守大藏種信 紋菊

内室松浦肥前守女

本国筑前、生國日向也、長門守種春之子也、居所財部、本知三万石、新地ヲ開キ山海運上

課役カ、リ物等外ニ壹万石余有、米売生拂共ニ中ノ下也、年貢所納六ツ七ツ、家中へ三ツ半、在江戸ノ年百石ニ付四人扶持、外ニ摸合有リ、国ニ禽獸魚柴薪多シ、國家ノ政道ヨロシカラスシテ民困窮ス、在所國ノ東方海辺、家老秋月等  
種信、才智發明也サレトモ行跡ヲ不知民ヲ貪、慢心利欲ニフケリ且士卒ニ加増等ヲ下ス事ナシ、美児女ヲ愛ス

愚評曰、才智發明ナレ共仁道ヲ不知民ヲ貪ル事ハ將トシテハ云不及下民ニ至マテ心得有ル事也、仁ノ道ナキ人之才智ハ却而惡事ノ基也、仁者人之愚ハ却テ仁理善事成ト古人モ云ラカレシ、今種信ノ行跡如是此一ツ理ヲ求テハ九ノ禍ト成、是小人ノナス所也、慢心利欲アレ右ノ謂ヨリ生スル士卒ニ加増等ヲ与ヘサル事忠ヲ尽ス者譽有侍ナキ故力、畢竟祿ヲ得者ナキ故賢臣家ヲ去ト見ヘタリ、愚將ト云モ理也

一堀丹後守藤原直吉

内室

紋釘貫

本国尾州、生国武州、丹後守直政ノ男ナリ、居城越後ノ内村松、本知三万石、新地ヒラキ運上課役等都合四万石余有之、米売生拂共ニ下、年貢所納五ツ六ツマテ、家中エ三ツ五分、在江戸ノ年百石ニ付五人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸魚柴薪多シ、甚寒風ニ痛ム、地中ノ下也、城下國ノ東方不自由千万也、家老堀、久保  
直吉、文道ヲ不志、武道ヲ專トス、生得才智發明ナリ、若年タレハ不詳記

愚評曰、文道ヲ不好、武道ヲ專トス、案曰是前後是ヨシト云カタシ、智者ハマトハス勇者ハ不懼、是文理ノ道ヲ知ル故ナリ文ヲ以テ武ヲ考ユル人ハ少モタカヒナシ、若軍門ニ出テモヨク、勝利ヲ知ル、又乱タルモ早治ムル事也、殷ノ紂王惡迷無道ニシテ萬民クルシム故ニ周ノ武王軍ヲ起シテ是ヲ亡テ鉅橋ト云所、又鹿臺ト云所ノ粟財寶ヲ散シ民ニアタユル、天下大ヒニヨロコフ皆仁ヲ以テナス道ナレハイヨクノ國家ヲ治ムル、紂王モ武門達人トシ軍斗ニ名ヲ得タル人ナレトモ文道ノ寶得利セス終ニ亡タリ、武王ハ第一文道ヲ知テ五道ヲ行故其敵國トモニ能隨フ故不戦シテ勝理有、孟子ノ惠王ニ宜事如此多道ナラ又武ハヨロシカラスト云也、才智發明ナル最下ナリ二十及テハ若年トハ云カタシ

一酒井日向守源忠能

内室稻葉美濃守女

紋劔カタハミ

本国參河、生国武州、阿波守忠行之子也、居城信州小室、本知三万石余、新地ヒラキ運上課役懸リ物等外ニ壹万石余、米売生惡シ拵中、年貢所納五ツ六ツ、家中へ三ツ半又ハ三ツ七分在江戸ノ年扶持、摸合、軍役共ニ相應、国ニ禽獸魚柴薪有、土所中也、城下市ヲ立繁昌ス、家中風俗宜カラス、城本国ノ東北諸事國ニ應シテハ自由ナリ、家老成瀬  
忠能、寛々トシテ才智發明也トイヘトモ民ヲ貪國家ノ仕置綱クス

愚評曰、寛々シテ才智發明成事、案曰学ナキ人ノ行跡寛ナル事ハ生得器量ノ勝レタルヲ

以云へシ然ハ寛々ト云カタシ、民ヲ貪ホトノ人如何故ニ寛々トイハンヤ、君子ノ法ニ用ル所也、又才智發明成モ皆如此学ヒ知人ハカクソメノ謂行ニモ少ハ其正シキ所ハ有ナレハ實ノ方ト云ヘシ、カリノ才ハ用ニ立カタシ故ニ国家ノ仕置稠クスト云々

朽木伊豫守源種綱 紋四ツ目結

内室安藤右京内方ノ妹

本國近江、生國武州、種高ノ子也、領地丹波ノ福地山、本知三萬五千石、新地運上多、課役カ、リ物等有テ外二八千石余、米売生拂中、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人扶持、外ニ摸合有、國ニ禽獸柴薪有山分多シ、在所國ノ東南、物ニ不自由、家老飯田、朽木

種綱、文武両道共ニ少ツ、心ニカクル生得才智發明ニシテ家ノ子民憐愍アリ、物毎細カニセコヲ入費ヲ嫌フ財ヲ求メン事ヲ計ル

愚評曰、文武少々学生得才智有テ人民憐有ル事案曰、誠ニ理ニ當リタリサレトモ財ヲ求ントハカル事不審考而見ニ財ヲ求ルニアラシ諸事貴ヲイトヒセコヲ入ル、トナレハヤフサカニシテ財ヲ求ント云ナルヘシ費ヲイトフ事尤可也、ツイヘヨナスハ侈リナス者也、イハレサル費ヲナサンヨリハ諸々ニ心ヲツケ無益ノ財ヲ散スル事ナカレ、是不貪ノ本也益ナキ事ニ財ヲ散シ時ハ終ニ衰テハ民ノ難義トナル者ソ心得可有

織田山城守平信尚 紋瓜

内室金森出雲守女

本國尾張、生國大和、信雄孫、出雲守信友ノ子也、居所和州宇多本知三萬二千二百石、内舍弟式部配分也、新地運上課役懸物有テ、外ニ老万石余、米売生拂トモニ上々、年貢所納八ツ九ツ又ハ拾ヲ七ツ余押シ、家中へ四ツ成、在江戸ノ年人在扶持外ニ摸合アリ、國ニ禽獸柴薪アリ、土地上ナリ、國家ノ仕置吉シ、在所南都之南地邊ニ海ナシトイヘ共万事自由モ叶也、

信尚、文道少々好ム武道ヲ專ニスル行跡寬博ニシテ奢事ナク家臣并民ヲアワレミ仁勇ニシテ佞曲ナシ嘗ノ主ト唱舞樂ヲ好ムナリ

愚評曰、本文ノ面最ヨシ案曰、嘗將ト云ニツキ見聞ナス人心得可有事ナリ、人ノ嘲諷ヲ見聞シテハ自ラ慎ヘシ人也之譽ヲ見聞シテハ是我タシナミト可成、前車ノクツカヘサルヲ見テ後車ノ戒ト成ト云心ナルヘシ、人ノ嘲ヲ人ノコトニ思入ノ譽ハ人ノコトノヤウニ思ハル、コソ拙ナケレ、世ヲ考テ見トキハ一國一郡ノ主タレ共愚ニ拙ナキ多シソレヲ諫サラン臣モ有リ、又臣諫ムレトモ不用人多、是信尚之譽世有ニ依テ他ノ鑑トナラン

終

(表紙)

全廿一本

武家諫忍記 卷之十四

武家諫忍記卷第十四目錄

大村因幡守源純長

新庄隱岐守藤原直時

小出伊勢守藤原吉親

土岐山城守源頼行

西尾隱岐守源忠成

木下淡路守豊臣利貞

木下右衛門大夫豊臣俊長

遠藤備前守藤原常季

小笠原土佐守源貞信

戸川土佐守藤原正安

松平將監源忠照

相良遠江守藤原長武

土屋民部少輔源利直

植村右衛門佐源家貞

武家諫忍記卷第十四

一 太<sup>(マ)</sup>村因幡守源純長 紋瓜

内室有馬左衛門佐女

本國肥前、生國武州、丹後守養子、實ハ伊丹播磨<sup>(マ)</sup>守男也、居所肥州ノ太<sup>(マ)</sup>村、本知貳萬七千九百石、新地ヒラキ運上課役懸物等都合三萬四千石余有、米売生中、拂惡シ、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、家中へ三ツ五分、在江戸ノ年百石二五人扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚材木菓類多シ、國民多シ、居所國ノ中西ノ方、海辺、家老同姓・富川純長文武ヲ不好サレ共、禮法ヲ不背、義理ヲ正クス、氣質短慮也、

愚評曰、文武ヲ不好サレ共、禮法ヲ不背事、不學ノ學者也、禮義違事ナクンハ、學フニ不及、然レ共短慮ナル事生得ノ事ト云ナカラ、不學故ナルヘシ、高キ匹共ニ思慮ヲ廻ラシテ、物毎堪忍ヲ肝要トスルトキハ名ヲ得ヘシ、

一新庄隱岐守藤原直時 紋藤巴

内室同姓越前守女

本國近江、生國武州、越前守直好ノ養子、實ハ舍弟美作守ノ次男、甥也、居所常陸之麻生、本知貳萬七千三百石余、新地開キ運上課役掛物等都合三万五千石、米売生拂共二中、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、家中へ其年俸大形四ツ成ノ余二當ル、在江戸ノ年人有扶持、摸合ナシ、地ニ禽獸魚柴薪多シ、物毎不自由也、海辺近シ、家老同姓・村上

直時文武兩道ニ志ス、生得利根ヲ發明ナリ、然レテ家民ノ仕置宜ニ非ス、公義ヲ專ニ勤メ、怠ルニナシ、馬ヲスク、

愚評云、才智發明ニシテ文武ノ道ニ志ス事可ナリ、サレテ家民ノ仕置ヨロシカラサルハ不審、凡文ハ貫道ノ器タリ、道ニアタツテ賞罰ヲ正ストキンハ不宣ト云フナシ、且公義ヲ勤ラル、ニ惡義ノ余勢ナルヘシ、但シ是モ品アルヘシ、如是ノ分委ク前後又教法之卷ニ記之故ニ畧ス、馬ヲスクレテ武ノ要義ナレハ、最シカルヘシ、

小出伊勢守藤原吉親 紋丸ニ櫻字ノ字

内室

本國生國共ニ尾張也、播摩<sup>(マ)</sup>守吉次ノ次男、居所丹波ノ蘭部、本知貳萬五千石、新地運上課役等都合三萬七千石余有、米売生不宣、拂大形吉也、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、家中へ四ツ成、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸魚柴薪有、國家ノ政道不宣、家民共ニ困窮ス、土所中ノ上、居所國ノ西、東ハ京ニ近シ、家老長瀬・黒田  
吉親武道ヲ嗜ム、然レテ血氣之勇知也、佞奸ニシテ、曾テ仁禮ヲ不知、民ヲ貪リ美女ヲ愛ス、

愚評云、武道ヲ嗜ムト云フ、行跡血氣之勇ナラハ、一ツトシテ實道ニ非ス、畢竟正義ニモ及カクシ、莊子ノ曰、若人作不善、得顯名ヲハ、人ニ不<sup>(不)</sup>客、天必誅之、種瓜得<sup>(得)</sup>豆、種豆得豆、天網恢恢、跡<sup>(跡)</sup>而<sup>(而)</sup>漏、深耕淺種、尚有天災、利己損人、豈無果報、

土岐山城守源頼行 紋丸ニ桔梗

内室

本國美濃、生國下総、山城守定吉之男也、居所出羽ノ上山、本知貳萬五千石、新地運上課役掛物等外ニ壹万石余有、米売生中、拂惡シ、年貢所納五ツ六ツマテ、家中へ四ツ成、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合有、地ニ禽獸魚柴薪有、土地下、諸事不自由也、居城國ノ西南、海辺西ニ有レテ遠シ、家老原・今泉

頼行才知<sup>(才知)</sup>在リテ、行跡寛々トシ、家臣民ヲ憐レミ、不著不忿、進退不如意也、

愚評云、才智有テ行跡寛々トシテ憐ミ有事、慈孝愛敬ノ徳ヲクラク、私欲貪リノ人モ本精明ナリ、故ニ愚痴拙人トテ必嘲事不可有、聖賢ノ常ノ教也、今頼行文武之学ハ不詳、サレテ行跡常理ニシテ、ニクム所ニ非ス、但シ文武之道理ヲ正學哉、進退不如意ナルモ前ニモ記ス如ク、仁者不富多シ、必慈悲甚アル故ニ、前後ノ構ヒナク人ヲ

救フナレハ、不富衰者ナラン、

一 西尾院岐守源忠成 紋千本松

内室丹羽左京大夫女

本國三河、生國武州、丹後守忠照之男也、居所駿州ノ田中、本知貳万五千石、内五千石ハ伯父主水へ配分ス、新地運上課役掛物等都合三万四千石余、米売<sup>(米売)</sup>拂共ニ吉、年貢所納六ツ七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合少有、地ニ禽獸魚柴薪有、土地上、城本國ノ南西、海辺、物毎自由叶フ、家老八代・近藤

忠成未若年ナレハ何ノ唱モナシ、臣トシテ家民ヲ治ル、最吉、

愚評云、若年ナレハ何ノ差別ナシ、臣トシテ國家ノ仕置、スルトイヘテ、違フ事ナシ、然レハ忠義之臣ト見ヘタリ、私欲忿邪曲奢ヲハナレテヨク慎ミ、實ヲツクシ、憐ミヲ專トシテ、柔剛之ニツヲサシ、サミテ、思慮ヲ以テ治ルトキハ、緞ハ君ノ善惡ノ内善行スクナクテ、臣下ノ勤メ働キニテ君善行ト可成事世ニ多シ、臣ハ水、君ハ船ト世話ノ理ヲ以テシル也、或人曰、伯父主水天性正路順直ニシテ不奢、常ニ後へ二居シテ、臣ト同ク諫メヲナス、臣モ慎テ事々主水へ窺テ政道ヲスルト也、

一 木下淡路守豊臣利貞 紋桐ノ堂

内室同姓右衛門佐女

本國尾張、生國武州、居所備中ノ内足<sup>(内足)</sup>附、本知貳萬五千石、新地運上課役懸物等都合三萬二千石余、米売生拂中、年貢所納五ツ六ツ、家中へ三ツ五分、在江戸ノ年軍役扶持、外ニ摸合アリ、在所禽獸魚柴薪多ク、土地中ナリ、民困窮ス、家老近藤・杉原  
利貞文武兩道共ニ心カケ、才智發明也、就中鍵ノ上手也、然トイヘテ、行跡ヨロシカラス、美兒ヲ愛シテ民ヲ貪ル、

愚評云、文武兩道ヲ心カケ、發明也トイヘテ、美兒ヲ愛シ民ヲ貪リテ行跡不宣ニシテハ何ノ詮ナシ、鍵ヲツカフニ上手ナリトイヘテ、是非論シカクシ、武門ニ生レテ兵法ニ志シ、嘗有時ハ是ナリ、サレテ大將ト成テハ小善トス、唯才智發明ニ軍理之實道ヲ能心懸、謀ヲ以吉トスヘシ、鍵ハ平生人ノ事業ニハ最吉、如何祿鍵ノ上手ナリテ、諸卒働ス思慮ナクテハ危シ、如是云ヘハトテ鍵ヲツカフニ惡キト云ニハ非ス、畢竟語論ヨミノ論語讀マスト云成ヘシ、曰、理<sup>(理)</sup>ウスキ人ハ文學業ニ已心ヲ尽ス故、却テ禍ト成ルモオナリ、智人ハ文學ヲ不求シテ理ヲ本トスル故、徳弥高シテ嘗ヲ得ルト云ヘリ、

一 木下右衛門太夫豊臣俊長 紋コマ桐ノ堂

内室

本國尾州、生國武州、伊賀守俊治之男也、居城豊後ノ内日出、本知三萬石、内五千石同姓内匠へ配分ス、但シ縫殿助ノ子也、新地運上課ヤク懸物等外ニ壹万石余有、米売生拂共ニ

中、年貢所納四ツヨリ六ツ五六分ナリ、扨四ツ七八分、家中へ三ツ五分、在江戸ノ年四ツ成、外ニ扶持摸合<sup>イ</sup>有、在江戸・在國共ニ心安シ、國役アレハワツカ也、地ニ禽獸魚柴薪有、家風古風也、土地中ノ上、城本國ノ東北、海辺也、自由吉、家老常川・山田  
俊長文武<sup>五</sup>少々學ヲ行跡靜也、サノミ發明ト云ニハ非ス、家民ノ仕置諸事將監ニ任故民衰タリ、

愚評曰、文武ヲ少學ヒ行跡シツカナリト云テ、是身ヲ治ルノ根本也、サノミ不發明トモ、心形ヲ正ク治ルト云トキ、視聽言動ト云テ、目見ツ、耳聞、口言身ノ動キ心ヨリ出テ形アラワル、物也、然ルニ俊長行ト謂トノ靜ニ有ニ此心ナルヘシ、是可也、發明ト云ニハ非ス、心ニ思慮有人ハ外ニ誠ハアレ共、謂行シツカ也、靜ナル時ハ發シテハ見ヘサル者ナレハ、其志思慮ヲ可考、家ノ仕置將監ニ任スル事、前ニモ記ス如クニ、其臣之行跡不<sup>②</sup>奪憐<sup>②</sup>有トキハ可也、私欲多時ハ畢竟禰止コトナカルヘシ、如此ノ差別ヲ辨知テ任スヘシ、

遠藤備前守藤原常季 紋三ツ龜甲

内室

本國美濃、生國武州、但馬守慶利之男也、居所濃州ノ八幡、本知貳万三千石、新地運上課役等都合三萬石余、米売生拂共二吉、年貢所納五ツヨリ七ツマテ、家中へ四ツ成、在江戸ノ年軍役扶持、外ニ扶持摸合<sup>イ</sup>有、地ニ禽獸魚柴薪多シ、土地中ノ上、居所國ノ南、諸事自由也、家老同姓等

常季生得愚<sup>ニ</sup>シテ義ヲ不知、サレテ奸曲ナルニハ非ス、行跡又寛博也、善惡ノ差別ナシ、愚評曰、生得愚ニシテ義理ヲ不知、サレテ奸曲ニ非スト云テ、是非ノ評義難成ト云共、行跡奸曲ナクシテ寛博成トキハ、一向愚者云云難シ、善惡ヲ不知トハ不審、凡人ノ善惡ヲシルトキハ、我心ヲ誠ニシテ人之心ヲ合見ヘシ、己カ心非道ナルトキハ又人モ不善也、我道理ニ叶時ハ、人モ亦如其、若愚ト云ハ、何ノ慎モナク、修ニ長シ、身ノ亡<sup>シ</sup>ンテモ前後ヲ不考忿、我慢ナル人ヲ以愚トモ拙シテ可<sup>シ</sup>云、道經云、用誠似愚、用黠似訥、用柔似拙、タトヒ誠有人却テ愚ニ拙見ユル者也、一向ノ愚者トハ云難シ、義ヲ不知大ヒニ可禁、武トシテハ義ヲ先ニシテ礼ヲ後ニスルニ如何、義ナクンハ勇モナカラシメント、故人之語也、

小笠原土佐守源貞信 紋三階菱

内室

本國信濃、生國美濃、左衛門佐政信ノ養子、實ハ高木半左衛門男也、居城美濃ノ高洲、本知貳万七千石、新地運上課役等外ニ七千石余、米売生中、拂合ニ同シ、年貢所納六ツ七ツ、家中へ三ツ七八分、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合<sup>イ</sup>有、地ニ禽獸魚柴薪有、土地中、國家ノ仕置禰シキ故、民困窮ス、居所國ノ北、物毎自由ナラス、家老常盤

貞信文武ノ道ヲ不好、平生遊樂ニシテ、只衣食之美ヲ好ミ、美女ヲ愛シ、邪曲ニシテ、民ヲ貪ル、

愚評曰、此人之行跡前後ヲ考ヘシルトキハ、評義ニアタハス、誠可禁事ナリ、凡人之上ニ有ン者ハ、其身ヲ先正、政道順ナルヲ以法ヲ立ルヲ吉ト云、今貞信ハ元來道ヲ不達故ニ行跡私ニシテ人民ノ憐ヲシラス、利欲ノタメニ貪ル事最アサマシ、

〔安仁義〕ヲ專ト行故、身心<sup>五</sup>ニ法ニ叶ヒ、民ヲ惠仁之本也、

一松平將監源忠照 紋釘貫

内室小笠原石近將監安

本國參河、生國武州、左近將監成重之男也、居所豊後ノ府内、本知貳万石、新地運上課役等外ニ壹萬石余アリ、米売生中、拂吉、年貢所納五ツヨリ六ツ七八分、家中へ四ツ、在江戸ノ年軍役扶持、摸合<sup>イ</sup>アリ、地ニ禽獸魚柴

一戸川土佐守藤原正安 紋梅鉢

内室

本國備前、生國備中、肥後守達安ノ男也、備中ノ内居所庭瀬、本知貳万二千五百石、新地運上課役掛物等都合三萬六千石余有、米売生拂共二中、年貢所納六ツ七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合<sup>イ</sup>渡ス、地ニ禽獸魚類柴薪有、家中ノ風俗吉、國家ノ仕置中、諸事自由吉、家老太森

正安生得淳ニシテ不奢、仁義ヲ專トシテ、寛々ト靜也、且民ヲ憐ム、

愚評曰、生得淳ニシテ不侈、仁義ヲ專トスルニ人ノ嗜道也、論語子張問、泰<sup>マ</sup>寛信敏惠ト云ヘリ、正

薪多、土地中、諸事自由ニハ非ス、家老太田・岡本

忠照文學ヲ好トイヘテ、武道ヲサノミ心カケス、馬ヲ少スク、哥道ヲ學、物教奇ノ風流ヲ專トスルニ如何、文道ヲ學トテモ武道ノ心カケサル事非也、前ニ委ク記カ如シ、文ハ是表、愚評曰、文ヲ好ミテ武法ヲ心カケス、少馬ヲスケリ、哥學ヲシテ物教奇ノ風流ヲ專トスルニ如何、文道ヲ學トテモ武道ノ心カケサル事非也、前ニ委ク記カ如シ、文ハ是表、武ハコレ裏ト云ナレハ、一方ニテハ叶ヒ難シ、馬ヲスケルニセメテノ嗜、是常法也、歌

學ヲ好ム、是ト云ニモ非ス、物スキ風流專トスルニ本意ニハ非ス、主將タル人ハ如此物ノ風流ヲスクレ古キ良將達モ戒メ置レタリ、是ヲ好人ハ必國衰フトナリ、其將ノ好<sup>コ</sup>ヲ諸士士民ニ至ルマテ學ブナレハ、無益ノ風流曾テナスヘキ義ニ非ス、サレテ不侈國民ヲ憐ト云ナレハ、サノミ不可禁、本ヲ慎ト云也、大將ハ先ヨリ民ヲ憐、後ニ自之樂ト

スル事也、如何程身ノ慎有共、民ノ憐ナクンハアヤシキト也、

相良遠江守藤原長武 紋劔梅鉢

内室

本國遠江、生國武州、壹岐守頼寛之男也、居所肥後ノ求麻、本知貳万千石、新地山海ノ運上課役等外、貳萬石有トイヘテ、往昔ノ檢地故其分限ヲ不知、米売生拂共ニ惡シ、年貢所納四ツヨリ六ツマテ、扨五ツ、家中ヘ四ツ、在江戸ノ年百石、五人扶持、外、摸合アリ、地、禽獸魚柴薪等多、家民ニ富リ、土地下、城本國ノ東南、海辺近シ、家老菱川・丸目長文武ヲ好、才智發明ニシテ、國民ヲ憐ミ、情深シ、馬ヲスキ、鷹狩ヲ好ム、

愚評曰、本文ノコトク疑ナクンハ、前後惡義ナシ、善將ト云ヘシ、畢竟評義スヘキロナシ、

土屋民部少輔利直 紋丸四目結

内室松平右衛門太夫女

本國甲斐、生國武州、民部少忠直之男也、居所上総ノ内久留里、本知貳万千石、新地運上課役等外、壹萬石余、米売生中、拂中、年貢所納五ツヨリ六ツ五六分マテ、扨五ツ、家中ヘ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、摸合ナシ、馬ノ飼料ヲ宜ク渡ス、地、禽獸魚柴薪多、土地中ノ上、城本國ノ西ノ方、海辺、万自由叶、家老春日・岡野

利直文武ヲ學ヒ、佛僧敬、行跡悠ニシテ不著、法義ヲ守リ、國家ノ仕置宜シク、民豊也、愚評曰、文武兩道ヲ學、佛僧ヲ敬テ惡行ニ非ス、人ハ根本一鉢ニシテ差別ナシ、一心ニシテ他念ナシ、心之ウツル所ニ其謂行有モノナリ、謂行ヲ常ニタシナマントスルハ、又一心也、然ニ此人文武之兩道ヲ學テ義ヲ明ラムレテ、去禪宗ノ僧ニ近付テ佛法ヲ學ハシムトナリ、佛法僧ヲ敬モ惡ト云ニ非ス、志ノ違有ヲ以テ云ナルヘシ、善ニ近キトキハ善ニナル、惡ニ近キ時ハ惡ト成ヘシ、明帝儒ヲ能學トイヘテ、終ニ佛法ヲ國中ニ入敬時、佛法ヨリ明帝ハ實ノ道ニ入ラシメタリト云テ、今ニ佛法ヨリハ天下悉ク治テ、萬民マテ安全ト云、儒ヨリハ天下治トイヘテ、實之道ニアラス、終ニ國亡タリト云、是ヲ愚者ニ慮トキハ、何ノ道モ一心ヨリ生テ万理ニ通ルナランニ、况非ト云ンヤ、其行誠ヲ以不義ナラスシテ、道正クンハ、儒佛ニ同スヘシ、此人道正ケレハ、善ハ儒佛ノ二ツヨリ出ル、右ノ二ツヨリ出ル善ナレハ、惡ヲナス者ヲ見テ善ト成モノナルヘシ、善ヨリ善ニ至ルニ然リ、道理一ツニシテ、善行ナルヲ出也、具ニ前ニ記ス故畧之、

植村右衛門佐源家貞 紋丸二一文字下三三ツ頭ノ劔

内室

本國參河、生國武州、出羽守家政ノ男也、居所大和ノ内高取、本知貳萬貳千石、新地運上課役等外、千石余、米売、拂共、吉、年貢所納六ツヨリ九ツマテ、扨七ツ五六分、家中ヘ四

ツ、在江戸之年百石、五人扶持、外、摸合有、地、禽獸シハ薪有、國家ノ仕置稠ク民困窮ス、土地上々、城本國ノ西、諸事自由叶、家老谷林

家員武道ヲ好テ文道ヲ不知、行跡不義多シ、殺生ヲスキ、民ヲ貪リ、美兒ヲ愛ス、愚評曰、武道ヲ好シテ文ヲ不知ト善トハ云難シ、兩道ニ志ナキ人ニハクラヘ難シ、行跡不義ナル事如何、文ノ道ヲ好ハ是非義非禮ヲ政、智慧才覚ヲ明ラメン為ナランヤ、世、善人ハ少ク、愚者ハ多ク、君子ハマレニシテ、小人ハ多シ、サレテヨク學ヒ習時ハ、氣質ノ惡ヲ改テ、善ニナルヘシ、學テ道ヲ不明事不覺ナリ、民ヲウハイ、實之道ヲ不知故也、

(表紙)

全廿一本

武家諫忍記 卷之十五

武家諫忍記卷第十五目錄

- 稲垣信濃守源重祥
- 織田内記平信久
- 堀 美作守菅原親昌
- 九鬼式部少輔藤原隆季
- 酒井太學頭源忠朝
- 土方河内守源雄次
- 岩城伊豫守平重隆
- 三浦志摩守平安次
- 分部伊賀守藤原喜高
- 宗 對馬守平義貞
- 松平備前守源隆綱
- 石川若狭守源總良
- 増山兵部少輔藤原利順
- 六郷伊賀守藤原政勝

武家諫忍記卷第十五

稲垣信濃守源重祥

内室

紋若荷丸

本國三河、生國武州、榎津守ノ子也、居城三州苜屋、本知貳萬石、新地、運上、課役等外二六千石余アリ、米売生拂共二吉、年貢所納五ツ半、家中へ參ツ半、在江戸年人有扶持、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪多シ、土所中也、民不豊、城本國ノ西北海辺也、諸事自由吉、家老同姓

重祥、文武ヲ不学、然レテ短慮シテ民ヲ貪リ、美女ヲ愛シ、國家ノ仕置不且

愚評二曰、文ヲ不学、武ヲ好事、此等ノ評前ニ有故畧之、才智發明ナレテ短慮ニシテ然モ民ヲ貪ルト、是評スルニ不足、第一民ヲ貪リ家民ノ仕置等不且シテ然モ短慮ニ家民ヲ困窮サセシムルハ才智發明ト云ニハ非ス、凡人ト云ハ當座ニサシアタル処、發明ナルニ見ヘテモ行跡ニ愚ナル人ハ是則愚トシテ云モノ也、且又短慮ナル人ニハ才智上ハカリニ有テソコ心ノ根ニハ薄、くさかんむりナシキト云リ、サシアタツテ愚ナルヤウニ見ヘテモ家民ノ仕置宜クシテ家民ニ憐ミフカク困窮不成シテ行跡ニ邪曲私ナキトキハ是發明トモ才智アリ云云ハン坎、色ヲ好ム事甚ハ是以愚ナルヘシ

織田内記平信久

紋瓜

内室

本國尾張、生國大和、兵部少信昌ノ養子實ハ出雲守信友ノ子也、居所上州ノ尾畑、本知貳萬石、新地、運上、課役等外二七千五百石、米売生拂五ツ中也、年貢所納六ツマテ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二四人扶持、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪多シ、土所中、家民ニ二富リ、諸事自由吉、家老杉原

信久、武道ヲ專トシテ文ヲ不好行跡寛々トシテ行儀吉、佞奸成氣少々有坎

愚評二曰、凡主タルタシナニ奸佞ヲ禁事ツヨシ、法義正シト云云佞奸アラハ善ハ可シ、隱、前ノ評二具ニ記スニ依テ畧之

堀美作守菅原親昌

紋梅花

内室

本國越後、生國山形、美作守親良ノ子也、居所下野、<sup>(鳥)</sup>山、本知貳萬石、新地、運上、課役等外二壹萬石アリ、米売生拂五ツ吉、年貢所納六ツ七ツ、家中へ三ツ半、在江戸ノ年百石二四人扶持、外二摸合有、地ニ禽獸川魚柴薪アリ、土所吉、民□ヲ漉事ヲ業トス、民豊ナリ、本國ノ東也、家老同姓、小嶋

愚評二曰、文ヲ不好非也、前ノ評ニ委也、武ヲ專トスル最ナレハ、<sup>(ハ)</sup>文ナクシテハ多クハ皆血氣ノ勇タラン、家武ノ業ヲイトナミ知ルト云マテ也、又禪法ヲ好少ハ可也、乱舞一向ニ捨ヘキニモアラス、何ノ道ニシテモ家民ヲ勞セシメハ、タトヒ佛意ヲ覺ト云云却テ邪害トナリナント

九鬼式部太輔藤原隆季

紋三巴

内室

本國、生國ニ志摩、長門守久隆次男也、居所丹波綾部、本知貳萬石、新地、運上、課役等外二貳千石余、米売生拂五ツ中、年貢所納五ツ六ツ、家中へ三ツ、在江戸ノ年百石二三人扶持、外二アリ、地ニ禽シウ柴薪多、土所中也、家民ノ仕置不且ト、給人少シ、在所國ノ北自由叶テ静也、家老同姓、小野原

隆季、文武ヲ不学慢心有テ邪曲ナリト云々、家民ヲ毛食ト云

愚評二曰、凡人主タル身ノ道ヲ不好不学シテハ危キ事ナルニ、マシテ慢心有テ然モ家民ヲ貪ル心ハ國家ヲ失フノモトヒタリ、一人ノ身ニテモ邪曲慢氣有トキハ必身命ヲ亡スナリ、況ヤ人主トシテ諸人ヲ困窮セシメ苦シメハ天命イカ直シカラシヤ、愚ト云テハ評ニ不足

一酒井太學頭源忠朝

紋丸ニカタハミ

内室

本國三河、生國出羽、宮内少子、居所羽州ノ澤、本知貳萬石、新地、運上、課役等都合貳萬七千石余、米売生中拂下、年貢所納五ツ六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二五人扶持、外二摸合アリ、國ニ禽獸柴薪アリ、土所中、家民ノ仕置宜シカラス民困窮ス、家風悪ク士ノ行義ミタリナリ、在所國ノ西、不自由也、家老□志、西田

忠朝、文武ヲ不好血氣ノ勇アリ、法義ヲ不守、未若主タル故力行、跡ニ失多シテ民ヲ貪ル云々

愚評二曰、正道ヲ不学故血氣多シ、若主タリテユルシカタシ、四、五歳ノ人ナランニコソ豈廿歳ニ及且又人主タリ、若主タル人ノ上ニ居ル人ハ平人ノ嗜慎ヨリ大ヒニ越スンハ難立能々思慮アルヘキ事ナリト云々

一土方河内守源雄次

紋三ツ巴

内室内藤左馬助女

本國山城、生國武州河内守雄重ノ子、居所羽州ノ窪田、本知貳萬石、新地、運上、課役等外二五千石余アリ、米売生拂五ツ中、年貢所納四ツヨリ六ツ抑シ四ツ七八分、家中へ三ツ半、在江戸ノ年百石二五人フチ、外二摸合アリ、國ニ禽獸柴薪アリ、土所中、城本東北遠シ、諸事不自由也、家老河合、大脇

雄次、生得正直ニシテ奢リナク柔和ニシテ寛タリ、病氣タルニ依テツトメナシ、家民ノ仕置宜シト云々

愚評二曰、凡主トシテ行ヘキハ道ナリ、正道ヲ学ヒタキト云ルモ畢竟家ノ仕置等能治ンタメナリ、然レトモ生得正クシテ家民ノ政道法ニ叶フ時ハ不学シテモ学士タリ、前ノ評ニ委シ

岩城伊豫守平重隆

紋丸二立二ツ引

内室

本國、生國<sub>ニ</sub>出羽也、但馬守官隆養子也、實ハ佐竹常陸介義重ノ子也、居所羽州ノ龜田、本知貳萬石、新地、運上、課役等外ニ五千石余アリ、米売生拂<sub>ニ</sub>ヨキニアラス、年貢所納<sub>テ</sub>五ツ半、家中<sub>ヘ</sub>三ツ半又ハ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸柴薪アリ、土所中、家民ノ仕置且カラスシテ、民困窮ス、給人曾<sub>テ</sub>少シ、在所諸事不自由也、家老大平

重隆、生得不發明ニシテ物每差別ナシ、邪曲成ニハ非ス、又奢<sub>テ</sub>食ルニモアラス、如是人々前ニモ多シ故ニ評ニ不能

三浦志摩守平安次

紋丸三三ツ引

内室

本國三河、生國武州、志摩守正次ノ子、居所下野ノ壬生、本知貳萬石、新地、運上、課役等外ニ七千石余アリ、米売生拂<sub>ニ</sub>中、年貢所納<sub>テ</sub>六ツ半、家中<sub>ヘ</sub>三ツ半又七八分、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合少アリ、地ニ禽獸柴薪有、土所中也、家士給人少シ、在所國ノ西南、自由悪キト云ニモ非ス、家老戸村、竹村

平安次、文武ヲ不学<sub>レ</sub>智發明ニシテ行跡ニ不義有リ、諸事悠ナル事ナシ、美女ヲ愛シ、古筆道具ヲ好ミ、家民ノ仕置等不直

愚評ニ曰、凡道理ヲ知ル人ト云ハタトヒ不学<sub>ニ</sub>其行理ニ當ルヲ善トス、今平安次不学<sub>ニ</sub>發明也トイヘ云行跡ニ不義有ルトキハ愚ト云ヘシ、知テ不行ハ弥悪人タリ美女ヲ愛ス<sub>ニ</sub>前

ニ評ス、古筆古道具ヲ好ムト有事人主タル人ノスル所ニ非ス、此類前ニ多シ故ニ畧之、畢竟ハ貪トスル所也ト云々

分部伊賀守藤原喜高

紋丸三三階菱

内室池田出雲守

本國伊勢、生國武州、左京亮光信子也、居所江州ノ太溝、本知貳萬石、新地、運上、クハヤク等外ニ壹萬石ホトアリ、年貢所納<sub>テ</sub>五ツ半、家中<sub>ヘ</sub>四ツ、在江戸ノ年百石二五人扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸川魚柴薪有、土所上、民不豊、諸事自由吉、大津、坂本、京都<sub>ヘ</sub>近シ、家老同姓、沢

喜高、文武ヲ学ヒ義理ヲ正シ家民ノ仕置等モ善ナリ本文ニタカハス<sub>ニ</sub>ハ善士ト云ヘシ

宗對馬守平義真

紋蛇目

内室

本國對州、生國武州、義成ノ子、本知貳萬石、對馬ノ府中ニ居城ス、國ニ米少シ壹岐、肥前ヨリ来ル、朝鮮ヨリノ諸運上莫<sub>レ</sub>太ナリ、四ツ押ニ拾萬石ニ及フ、家中<sub>ヘ</sub>米ヲ不渡、朝鮮

ヘ百石ニ付一ヶ年ニ何度遣スト云事アリ、最内証ニ分アリ在江戸ノ年百石二五人扶持、外ニ摸合アリ、國ニ禽獸魚柴薪多シ、土所下也、國家ノ仕置且カラス、民困窮ス、家ニワタリ土ナシ、城本國ノ南海辺ナリ、山アリ、諸事不自由成、家老杉村、平田

愚評ニ曰、道ヲ知人ハ自己カ奢ヲシリンケテ人ヲ示スニ依テ國家並ナリ、他ノ嘲リヲカヘリ見サル人奢ニ長シ自亡ス也ト

一松平備前守源隆綱

紋開扇ノ丸

内室

本氏大河内、本國三河、生國武州、右衛門大夫正綱ノ子、居所相州玉繩、本知貳萬石、新地、運上、課役等外ニ六千石余、米売生拂<sub>ニ</sub>所々タカヒ有、年貢所納<sub>テ</sub>五ツ七八分、家中<sub>ヘ</sub>三ツ五分、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸柴薪有、土所吉、諸事自由叶、家老山本、白崎

隆綱、生得不發明ニシテ武勇ヲ好、佛道ヲ信仰シ憐愍有

自是後諸々評義ニ不及、前ノ心ヲ以テ悟スヘシ、又心サシ有人々評義思リヨ可有者也

一石川若狭守源総良

紋丸三三笹花

内室

本國三河、生國武州、播<sub>(マ)</sub>摩守次男、居所勢州神戸、本知貳萬石、新地、運上、課役等外ニ八千石余、米売生拂<sub>ニ</sub>吉、年貢所納<sub>テ</sub>七ツ八ツ押<sub>テ</sub>六ツ五分、家中<sub>ヘ</sub>三ツ半、在江戸ノ年人有扶持、外ニ何モナシ、國ニ禽獸魚柴薪アリ、給人少シ、在所國ノ西南、諸事自由叶、家老牧野

総良、文武<sub>ニ</sub>少好ミ、別テ馬ヲスク、民ニ憐有、少智過タリ、美兒ヲ好

一増山兵部少輔藤原利順

紋古文字山

内室

生國彈正少養子、實ハ那須遠江守子也、居所三州西尾、本知貳萬石、新地、運上、課役等外ニ四千石余、米売生拂<sub>ニ</sub>吉、年貢所納<sub>テ</sub>五ツ六ツ、家中<sub>ヘ</sub>四ツ、在江戸ノ年百石二三人フチ、外ニ摸合金アリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、在所國ノ西海辺ナリ、土所上也、家民ノ仕置不直、作法以下悪シ、家老中嶋

一六郷伊賀守藤原政勝

紋六角二七星

内室

本國、生國<sub>ニ</sub>常陸、兵庫頭政宗ノ子也、居所羽州ノ本庄、本知本知貳萬石、新地、運上、課役等都合五萬石ニ及、年貢所納<sub>テ</sub>四ツヨリ六ツ、家中<sub>ヘ</sub>四ツ、在江戸ノ年百石二四人フチ、外ニ摸合少アリ、地ニ禽獸魚柴薪多シ、家民ノ仕置且シ、土所中ノ上國ノ西北海辺ナリ、

家老吉田

政勝、文武ヲニ少々用、行跡直ニシテ悠然タリ、思慮モ有、民ヲ憐、然シ家士ニ賞ヲ下事マレ也、在所へ御暇ノ後在所へ不行ト

(表紙)

全廿一本

武家諫忍記 卷之十六

武家諫忍記卷第十六目錄

丹羽式部少輔源氏純

大関土佐守源増親

秋元但馬守藤原貴朝

保科越前守源正景

市橋下総守藤原政信

桑山修理亮藤原一玄

細川豊前守源興隆

五嶋淡路守平盛勝

内田出羽守藤原正衆

松平出雲守源重治

堀田備中守紀正俊

京極主膳正源高俱

片桐石見守源貞昌

久留嶋信濃守源通清

武家諫忍記卷第十六

丹羽式部少輔源氏純

内室水野日向守女

紋開扇

本國三河、生國武州、氏信ノ子、居所三州ノ岩崎、本知壹萬九千石余、新地運上課役等外二四千石余アリ、米売生拂五二中、近年新地多ク開クト云々、年貢所納五ツヨリ七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ五人扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪有、家民ノ仕置宜シ、家中ノ風俗不宜、民不豊、海近シ、自由モ大抵ナリ、家老同姓・鈴木、氏純文武ヲ學、別テ馬ヲ好、鷹カリヲスク、美女ヲ愛ス、生得勇有、然シ民ヲ恵心ウスシ、

サノミ貪ルニモ非ス、

一 大関土佐守源増親

紋面高

本國下野、生國武州、高増ノ子、居所下野ノ黒羽根、本知壹萬八千石、新地運上課役等外二三千石余アリ、米売生拂五二惡シ、年貢所納四ツ五ツ、家中へ三ツ半、在江戸ノ年二百石ニ五人扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所中ノ下、家民不豊、家士又給人五二少シ、諸事不自由也、家老稻沢、

増親勇強也、生得邪曲ニシテ大酒ヲ好、美女ヲ愛シ、家民ノ仕置稠クシテ、民ヲ貪ル事甚シ、

一 秋元但馬守藤原貴朝

紋瓜

本國三河、生國武州、越中守富朝ノ養子、實ハ伊賀守ノ子、居所甲州ノ郡内、本知壹萬八千石、新地運上課役等外壹萬石余有、米売生拂五二中、但シ國中ニテハ上也、年貢所納五ツヨリ七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪多、土所中、國民緒綿布等ヲ業トス、豊ナリ、不自由也、家老高山、

一 保科越前守源正景

紋九ツ星

内室松平山城守女  
本國信濃、生國武州、彈正忠正貞ノ子、領地撰州・総州・房州所々ニ有之、定江戸ニテ未居所不定、本知壹萬七千石、内貳千石ハ永主ヘ配分ス、新地運上課役等外二五千石余アリ、米売生拂五三所々タカヒ有ト云々中抵二當ル、家中へ四ツ、外ニ摸合アリ、家民仕置中、家士給人少シ、家老同姓・細谷、

一 市橋下総守藤原政信

紋三ツ菱

内室  
本國美濃、生國武州、長政ノ子、居所近江ノ仁正寺、本知壹萬八千石、新地運上課役等都合貳萬三千石余アリ、米売生拂五二吉、年貢所納六ツ七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、家民ノ仕置宜シ、民豊ナリ、諸事自由叶、土所上、家老村岡、

政信生得直ニシテ寛クナリ、奸曲ナシ、才智發明ト云ニモ非ス、馬ヲスキ美女ヲ愛シ遊樂見物ヲ好メリ、

一桑山修理亮藤原一玄

紋桔梗

内室仙石越前守姉

本國尾張、生國駿州、左衛門佐一直ノ子、四男也、居所和州ノ新庄、本知壹萬六千石余、新地運上課役等外二七千石余アリ、米売生拂五二吉、年貢所納七ツ八ツ、ナラ余ナリ、家中へ三ツ五分、在江戸ノ年百石二四人扶持、舛世間ヨリ細シ、在國ノ者斗摸合ヲ出ス、在江戸ノ年八四ツ成二三下ス、家中上下五二困窮シテ勝手不富、在所國ノ西、自由叶、家老足立・大岩、

一玄武ヲ少々學ト云ヘテ、家民ヲ食リテ仕置稠ク、困窮ス、土物ノ目利ヲスク、鷹狩ヲスキ美女ヲ愛ス、

一細川豊前守源興隆

紋九曜

内室

本國山城、生國武州、玄番頭興昌ノ子、居所常陸ノ茂木、本知壹萬六千石、新地運上課役等外二四石余アリ、米売生拂五二中、年貢所納五ツ六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有フチ、外二摸合アリ、地ニ禽獸柴薪アリ、家風吉、家老分部・沼田、  
興隆文武五二少學、生得寛口ニシテ不奢、然シ短慮ニシテ仕置等稠ク、課役強クシテ民ヲ食リ、且又殺生ヲスク、家民困窮ス、

一五嶋淡路守平盛勝

紋花菱

内室奥平美作守女

本國生國五二肥前、孫次郎盛次ノ子、居所肥前ノ五嶋深江、本知壹萬五千石、新地運上課役等外二壹万石余アリ、米売生ハ吉、拂悪シ、年貢所納押テ五ツ半、家中へ大方地形ヲ渡ス、在江戸ノ年百石二五人扶持、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚材木多シ、土所中ノ下、在所國ノ西、平戸ヨリ廿四里、諸事不自由也、家老松尾、  
盛勝生得發明也ト、家民ノ仕置未若年タレハ家士三任ス、仕置宜ク民豊ナリ、

一内田出羽守藤原正衆

紋クルス

内室久世大和守女

本國三河、生國武州、信濃守ノ子、居所鹿沼、本知壹萬五千石余、新地運上課役等都合貳萬石余、米売生拂五二不富、年貢所納四ツヨリ六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有フチ、外二摸合アリ、地ニ禽獸柴薪アリ、自由モ大タイ、家老久留宮・小保、  
正衆生得發明ナリ、未若年タルニ依テクハシク行跡不知、

一松平出雲守源重治

紋笹二ハツレ雪

内室

本國三河、生國武州、勝隆ノ子、居所総州佐貫、本知壹萬五千石、新地運上課役等都合貳萬石余アリ、米売生拂五二所々タカヒ有テ不詳、土所善悪アリ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外二摸合有、地ニ禽獸魚柴薪アリ、家士給人少シ、在所海辺ナリ、諸事自由叶、家老淺井、

重治勇智アリ、鷹狩ヲ好、殺生ヲスケリ、

一堀田備中守紀正俊

紋角二立木瓜

内室稻葉美濃守女

本國尾張、生國武州、加賀守正成ノ三男、居所上野安中、本知壹萬石、新地運上課役等外二四石余アリ、米売生拂五二中、年貢所納四ツヨリ六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二四人フチ、外二摸合アリ、地ニ禽シウ柴薪アリ、土所中、民富リ、家風吉、在所諸事自由叶、家老同姓、

正俊文武ヲ学才智發明ニシテ礼法義ヲ正シ家民仕置吉、

一京極主膳正源高俱

紋違四目結

内室松平下總守妹

本國近江、生國武州、高通ノ子、居所丹後ノ嶺山、本知壹萬三千石、新地運上課役等外二六千石余、米売生拂吉、年貢所納押テ四ツ三分、家中へ三ツ五分、在江戸ノ年人有フチ、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所中、家士少シ、仕置等稠シ、家老辻・安藤、  
高俱生得發明ニシテ直ナリ、然シ美兒ヲ愛ス、

一片桐石見守源貞昌

紋矢ノ片羽

内室大久保加賀守女

本國遠江、生國撰州、主膳正貞隆ノ子、居所和州ノ小泉、本知壹萬三千五百石、新地運上課役等外二四石余アリ、年貢所納押テ八ツ余、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二五人フチ、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪少シ、仕置宜シ、家富リ、家士給人少、家老藤村・小嶋、  
貞昌生得發明ニシテ寛口ナレテ、佞曲ナル所有リト云々、然レテ法ヲ不背、

一久留嶋信濃守源通清

紋丸三三文字

内室松平對馬守女

本國伊豫、生國武州、丹波守通春ノ子、居所豊後ノ森村、本知壹萬貳千石、新地運上課役等外二七千石余アリ、米売生拂五二中、年貢所納五ツ六ツ、家中へ三ツ半、在江戸ノ年人有扶持、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所中、仕置等宜シ、在所諸事不自由也、  
家老中村・二神、

通清文道ヲ不学、武勇ヲ好ム、別テ馬ヲスケリ、行跡悠也、

(表紙)

全廿一本

一 武家諫忍記 卷之十七

武家諫忍記卷第十七目錄

太田原備前守藤原正清

堀市正藤原包周

小堀備中守源政之

井上筑後守源政清

遠山信濃守藤原友貞

伊東信濃守藤原長貞

堀肥前守藤原直輝

立花泉和泉守源種長

溝口土佐守源政勝

谷出羽守藤原衛廣

加藤内蔵助藤原明友

一 柳山城守源直好

佐久間備中守平勝義

牧野遠江守源武成

織田信濃守平長成

武家諫忍記卷第十七

一 太田原備前守藤原正清

内室織田左衛門佐女

紋丸釘貫

本國生國ニ下野也、備前守晴清ノ子、居所下野ノ太田原、本知壹萬四千貳百石余アリ、米売生中拂吉、年貢所納五ツ六ツ、家中ヘ三ツ、在江戸ノ年百石ニ四人扶持、外摸合アリ、地ニ禽獸柴薪有、諸事自由叶、土所中也、家老同姓、大谷正清、勇強アリテ心慮ニ表裏有故ニ親疎不定シテ家民ノ仕置宜シカラス

一 堀市正藤原包周

紋釘貫

内室

本國三河、生國武州、越中守政治ノ養子也、實ハ天方主馬□(にんべん十具)通ノ子、居所常州ノ玉取、本知壹萬貳千石、新地運上課役等外ニ七千石余アリ、米売生不詳、家中ヘ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸柴薪アリ、諸事自由叶也、家老番□、杉村包周、生得寛博ニシテ器量有リ文武ニ学、家民憐愍有リテ宜シト云々

一 小堀備中守源政之

紋花ワチガヒ

内室

本國近江、生國山城、遠江守政一ノ子、居所江州内小玉、本知壹萬貳千四百石余、新地運上課役等外ニ四千石余アリ、米売生拂共ニ吉、年貢所納俵テ六ツ七八分、家中ヘ四ツ在、江戸ノ年人有フチ、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸柴薪多シ、土所上々也、無レテ民不豊諸事自由吉、家老勝田政之、生得悠々トシテ不奢ヲ邪曲有テ家民ヲ食リ仕置稠クス、和哥ヲスケリ

一 井上筑後守源政清

紋矢車

内室

本國三河、生國武州、筑後守政重ノ子、居所未定、領地下総・上総、本知壹萬千五百石、新地運上課役等外ニ三千五百石余アリ、米売生拂ニ所タカヒアリ、年貢所納五ツヨリ六ツ五分、家中ヘ四ツ、百石ニ五人フチ、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸柴薪有、土所中、家民ノ仕置順過ナリ、家老岡部政清、文武ニ心サス且礼法ヲ正ス然レテ利根過タリ

一 遠山信濃守藤原友貞

紋桔梗

内室木下淡路守女

本國美濃、生國武州、形部少秀友ノ子也、居所濃州ノ苗木、本知壹萬五百石余、新地運上課役等外ニ五千石余アリ、米売生拂ニ吉、年貢所納四ツヨリ六ツ、家中ヘ四ツ、在江戸ノ年人アリフチ、外ニ摸合少アリ、地ニ禽獸柴薪アリ、土所ノ上、諸事不自由也、家老小倉、□友貞、勇有テ行跡剛ニシテ青侍ノ風ソクニヒトシ發明ナリ、仕置等宜ニアラス美女ヲ甚愛ス

一 伊東信濃守藤原長貞

紋稻妻菱

内室

本國尾張、生國武州、甚太郎長治ノ子居所備中ノ川邊、本知壹萬三千石、新地運上課役等

外二千石余アリ、米売生拂<sub>二</sub>三所々タカヒ有、年貢所納不詳、家中へ四ツ、在江戸ノ年人アリフチ、外ニ摸合少有、地ニ禽獸魚柴薪アリ、諸事自由也、家老下河、藤長貞、生得發明ニシテ行跡慎アリテ家民ノ仕置順道ナリ、家士勤安シト云々

堀肥前守藤原直輝 紋マン字  
内室

本國美濃、生國武州、淡路守直口ノ子、居所信州濱坂、本知壹萬石、新地運上課役等外二千石余有、米売生拂<sub>二</sub>ニ惡シ、年貢所納四ツヨリ六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人アリフチ、外ニ摸合アリ、地ニキンシウ柴薪アリ、土所下、諸事不自由也、家老太田、南部直輝、文武ヲ好ミ行跡ヲ公ヤケニシテ怒ナク不奢靜ニシテ發明ナリ

立花泉和泉守源種長 紋桔梗  
内室

本國筑後、生國武州、主膳正ノ子、居所筑後今山、本知壹萬石、新地運上課役等外二千石余アリ、米売生拂<sub>二</sub>ニ惡シ、年貢所納四ツ五ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人アリフチ、外ニ摸合少アリ、地ニ禽獸魚柴薪有、諸事不自由也、家老岡種長、文武<sub>二</sub>ニ好テ行跡寛々トシテ家民<sub>二</sub>ニ憐ム

溝口土佐守源政勝 紋カスリ菱  
内室

本國尾張、生國武州、伊豆守美政ノ子、居所越後ノ塩澤、本知壹萬石、新地運上課ヤク等外二千石余アリ、米売生拂<sub>二</sub>ニ惡シ、年貢所納四ツヨリ六ツ、家中へ三ツ半、在江戸ノ年百石ニ四人フチ、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所下也、家老政勝、生得邪心有テ侈アリ諸事細ニセコヲ入民ヲ食リ仕置不善家 民困窮ス

谷出羽守藤原衛廣 紋ツタ  
内室

本國美濃、生國山城、出羽守子、居所丹波ノ山家、本知壹萬石、新地運上課役等外二千石余アリ、米売生惡シ拂吉、年貢所納四ツ五ツ、家中へ三ツ半、在江戸ノ年百石ニ四人フチ、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸柴タキ、多シ、家民ノ仕置吉、民不豊家士少シ在所諸事不自由也、家老冠井、江井衛廣、武勇ヲ好テ生得發明ナリ行跡悠ニシテ仁憐アリ

加藤内蔵助藤原明友 紋藤  
内室

本國三河、生國摂津、左馬助喜明ノ孫式部少明成ノ子、居所石見ノ太田、本知壹萬石、新地運上課役等外二千石余アリ、米売生拂<sub>二</sub>ニ中、年貢所納五ツヨリ六ツ五分、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ有フチ、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴タキ、アリ、土所中、家民ノ仕置宜シ、家風吉、在所諸事不自由也、家老毛利、松下明友、文道ヲ好、武モ少學ヒ礼義ヲ正テ行跡寛々タリ家民ニ憐有

一一柳山城守源直好 紋釘貫  
内室

本國伊豫、生國武州、宇衛門直次ノ子、居所播磨ノ小野、本知壹萬石、新地運上課ヤク等外二千石余アリ、米売生拂<sub>二</sub>ニ中、年貢所納六ツ七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石ニ三人フチ、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所中、仕置稠ク民不豊、家風惡シ、在所諸事自由也、家老加藤直好、未若年生得強剛ニシテ青侍ニ似タリ行跡ニ邪曲アリ家士<sub>二</sub>ニ食リ利ヨクヲ本トス

一佐久間備中守平勝義 紋丸三ツ引  
内室

本國伊豫、生國武州、勝高ノ子、居所信州ノ長沼、本知壹萬石、新地運上課役等外二千石余アリ、米売生拂中ノ下也、年貢所納五ツヨリ七ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人アリフチ、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪アリ、土所中也、家老山口勝義、文武ヲ不好發明ニシテ仕置等ヨロシク家民ヲ憐ム

一牧野遠江守源武成 紋丸三ツ柏  
内室

本國上野、生國越後、内膳正子也、居所越後ノ坂與、本知壹万石、新地運上課役等外二千石余アリ、米売生拂下也、地ニ禽獸少シ魚ルイ柴タキ、多、土所下、諸事自由也、家中へ三ツ半ニ下ス、家老森武成、文武ヲ好トイヘ才智スキテ我慢心有然レテ邪佞ナシ憐愍アリ

一織田信濃守平長成 紋下り藤  
内室

本國尾張、生國武州、修理亮長久ノ子、居所和州柳本、本知壹万石余、新地運上課役等外二千石余アリ、米売生拂<sub>二</sub>ニ吉、年貢所納七ツヨリ九ツ余押八ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有フチ、外ニ摸合アリ、地ニ禽獸柴タキ、有、諸事自由也、家老溝口長成、才智發明ニシテ行跡正シ家民ノ仕置等宜シ

武家諫忍記 卷之十八

武家諫忍記卷第十八目録

戸田伊賀守藤原忠治

織田豊前守平長盛

西郷若狭守源延貞

松平佐渡守源良尚

北條伊勢守平氏崇

前田右近太夫菅原利豊

高木主水正源正盛

山口修理亮多良弘隆

小出大隅守藤原有宗

伊丹大隅守藤原勝政

森川出羽守源重信

土方備中守源雄豊

武家諫忍記卷第十八

戸田伊賀守藤原忠治

紋六ツ星

内室

本國生國<sub>ニ</sub>三河、因幡守子也、居所肥前ノ天草、本知壹萬石、新地運上課役等外二七千石余アリ、米売生拂<sub>ニ</sub>二中、年貢所納四ツヨリ六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二四人扶持、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚類柴薪多シ、土所中、自由吉、家老向井・安藤忠治、文ヲ不知、武勇ヲ好、行跡不直シテ慢心アリ、然レモ家民ノ仕置大方宜ト

織田豊前守平長定

紋瓜

内室

本國尾張、生國武州、左衛門佐長政ノ子、居<sup>(所)</sup>口和州ノ戒全、本知壹萬石、新地運上課役等外二三千貳百石余アリ、米売生拂<sub>ニ</sub>上々、年貢所納七ツヨリ九ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二四人フチ、外二摸合アリ、地ニキンシウ柴薪アリ、自由吉、家風宜シ、家老上路

長定、生得發明ニシテ行跡寛々トシテ家民<sub>ニ</sub>憐愍アリ、勇ヲ好メリ、然シ少短慮ナリ云々

一西郷若狭守源延貞

紋矢ハツ

内室

本國生國<sub>ニ</sub>下野、若狭守延勝ノ子、居所安房ノ東修、本知壹萬石、新地運上課役等外二三千六百石余アリ、米売生拂<sub>ニ</sub>二中、年貢所納俵テ五ツ五分、家中へ三ツ五分、在江戸ノ年人アリフチ、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚ルイ柴薪アリ、土所中、自由吉、家土給人少シ、家老同姓・鈴木

延貞、文武<sub>ニ</sub>好テ和哥ヲスク、行跡ニ悠有テ不奢、家民ノ仕置順ニシテ目ト云々

一松平佐渡守源良尚

紋梅鉢

内室

本國尾張、生國美濃、本名久松甲斐守忠良ノ子也、居所勢州長嶋、本知壹萬石、新地運上課役等都合壹万五千石余、米売生拂<sub>ニ</sub>二吉、年貢所納六ツヨリ七ツ余俵六ツ七八分、家中へ四ツ、在江戸ノ年人アリフチ、外二摸合少アリ、地ニ禽獸魚ルイ柴薪有、諸叟自由吉、家土給人少シ、家老金田

良尚、行跡寛博ニシテ不奢、家民ノ仕置順道ニシテ民豊ナリ、美兒ヲ愛ス

一北條伊勢守平氏崇

紋鱗形

内室

本國相摸、生國武州、美濃守子、居所河州池尻、本知壹萬石余、新地運上課役等外二五千石アリ、米売生拂<sub>ニ</sub>二吉、年貢所納六ツ七ツ余、家中へ三ツ五分、在江戸ノ年人アリフチ、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚ルイ柴薪アリ、土所上、諸叟自由吉、家老松越

氏崇、文ヲ不知、武ヲタシナム、別テ馬ヲスク、家民ノ仕置中抵也、少短慮ナリト

一前田右近太夫菅原利豊

紋梅鉢

内室

本國尾張、生國武州、大和守利孝ノ子、居所上州七日市、本知壹萬石、新地運上課役等外二三千石、米売生中拂<sub>ニ</sub>シ、年貢所納五ツ六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年百石二五人フチ、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚柴薪等アリ、土所中、不自出也、家風宜シ、家老山田・加藤利豊、文武<sub>ニ</sub>好テ發明ニシテ寛博タリ、家民<sub>ニ</sub>憐愍アリテ民豊ニ仕置等宜也

一高木主水正源正盛

紋タカノ羽

内室

本國三河、生國武州、主水正弘ノ子、居所河州丹南、本知壹萬石、新地課役等外二四  
三百石余アリ、米売生拂五二吉、年貢所納六ツヨリ七ツ八ツ、家中へ三ツ五分、在江戸ノ  
年人アリフチ、外摸合少アリ、地ニキンシウアリ、柴薪少シ、土所上、自由也、家老木村  
・坂井  
正盛、文ヲ不好、武ヲ少好、行跡悪キニモ非ス、挙テ美ト云ニアラス、家民ノ仕置大抵也、  
民不豊

山口修理亮多良弘隆

紋菱

内室

本國尾張、生國武州、修理亮ノ子、居所常州ノ内、本知壹萬石、新地課役等外二三千石余、  
米売生拂五二吉、年貢所納六ツ余、家中へ三ツ半、百石二五人フチ、外二摸合少アリ、  
地ニキンシウ柴薪アリ、自由叶、家老同姓・計藤  
弘隆、文武ヲ少学好スト云ヘテ行跡不頁、家民ノ仕置等不善シテ家土困窮ス

小出大隅守藤原有宗

紋サクラ

内室

本國尾張、生國撰津、大隅守子、居所和泉ノ陶(所カ)□、本知壹萬石余、新地課役等外二三  
千石余アリ、米売生拂五二吉、年貢所納七ツ拵テ七ツ七八分、在江戸ノ年百石二四人フチ、  
外二摸合アリ、地ニキンシウ魚柴薪アリ、諸叟自由吉、家老三宅・葉村  
有宗、短慮ニシテ行跡不義ナリ、美女ヲ愛ス、家民ノ仕置稠クス

伊丹大隅守藤原勝政

紋藤ニ加ノ字

内室

本國撰津(所カ)、生國武州、播摩(所カ)守勝長ノ子、居所上総ノ内、本知壹萬石、新地運上課役  
等外二四千五百石余アリ、米売生拂五二□(所カ)所タカヒアレテ中、年貢所納拵テ五ツ五  
分、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外二摸合アリ、地ニ禽獸柴薪アリ、土所中也、家  
老小山田・岡部

勝政、武勇ヲ好テ發明スキタリ、邪曲佞アリト云、家民ノ仕置常抵ナリ、馬ヲ甚スケル

森川出羽守源重信

紋丸ニカタハミ

内室

本國尾張、生國武州、伊賀守重政ノ子、居所下総ノ小弓、本知壹萬石、新地課役等外二三  
千石余アリ、米売生拂五二中、年貢所納五ツ六ツ、家中へ四ツ、在江戸ノ年人有扶持、外  
二摸合少アリ、地ニ鳥獸魚柴タキ、アリ、自由吉、家老青木・成瀬  
重信、文武ヲ不知、未若年ニシ行跡不詳、生得發明ト云ニモアラス、家民ノ仕置等常抵也

一 土方備中守源雄豊

紋巴

内室

本國尾張、生國山城、李之助雄高ノ養子、實ハ立圓ノ子也、居所勢州ノコモノ、本知壹萬  
千石余、米売生拂五二吉、年貢所納五ツヨリ八ツ拵五ツ七八分、家中へ四ツ、在江戸ノ年  
百石二三人フチ、外二摸合アリ、地ニ禽獸魚ルイ柴薪アリ、土所上也、諸叟自由吉、物靜  
也、家老山中

雄豊、文武五二好、發明ニシテ法ヲ正シ、民ヲ憐ム、美女ヲ愛シ好メリ

第1表 対馬本記載大名一覧

巻	目録		巻頭目録		本文		居所	大名名	居所	
	尾張	大納言	源	義直卿	尾張	大納言				源
1	尾張	大納言	源	義直卿	尾張	大納言	源	義直卿	尾州名護屋	尾張名古屋
1	同	中納言	源	光義卿	同	中納言	源	光義卿	紀州和歌山	紀伊和歌山
1	紀伊	宰相	源	賴宣卿	紀伊	宰相	源	賴宣卿	常陸ノ内水戸	常陸水戸
1	水戸	中納言	源	賴房卿	水戸	中納言	源	賴房卿	徳川賴房	徳川賴房
1	同	中将	源	光國卿	同	中将	源	光國卿	徳川光圀	徳川光圀
1	甲府	宰相	源	綱重卿	甲府	宰相	源	綱重卿	徳川綱重	甲斐甲府
1	留林	宰相	源	綱吉卿	留林	宰相	源	綱吉卿	徳川綱吉	陸奥會津
2	保科	筑後守	源	正之	保科	越後守	源	正之	奥州ノ高田	越後高田
2	松平	越前守	源	光長	松平	越前守	源	光長	越前福井	越前福井
2	松平	出羽守	源	光通	松平	出羽守	源	光通	雲州ノ松江	出雲松江
2	松平	出羽守	源	直政	松平	出羽守	源	直政	讃岐ノ高松	讃岐高松
2	松平	讃岐守	源	頼重	松平	讃岐守	源	頼重	加賀ノ金澤	加賀金沢
2	松平	加賀守	源	綱利	松平	加賀守	源	綱利	奥州ノ仙臺	陸奥仙臺
2	松平	陸奥守	源	忠宗	松平	陸奥守	源	忠宗	陸奥鹿嶋	陸奥鹿嶋
2	松平	陸奥守	源	光久	松平	陸奥守	源	光久	肥後ノ熊本	肥後熊本
2	細川	越中守	源	綱利	細川	越中守	源	綱利	肥後ノ熊本	肥後熊本
3	松平	右衛門佐	源	光之	松平	右衛門佐	源	光之	筑前ノ福岡	筑前福岡
3	松平	安藝守	源	光晟	松平	安藝守	源	光晟	長州ノ萩	長門萩
3	松平	大膳大夫	源	綱廣	松平	大膳大夫	源	綱廣	肥前ノ佐賀	肥前佐賀
3	松平	丹後守	源	光茂	松平	丹後守	源	光茂	江州ノ彦根	近江彦根
3	井伊	掃部頭	源	直隆	井伊	掃部頭	源	直隆	備前ノ岡山	備前岡山
3	松平	新太郎	源	光政	松平	新太郎	源	光政	因幡ノ取島	因幡鳥取
3	松平	相摸守	源	光仲	松平	相摸守	源	光仲	伊勢ノ阿波津	伊勢津
3	藤堂	大學頭	源	高次	藤堂	大學頭	源	高次	阿波ノ讃津	阿波徳島
3	松平	阿波守	源	綱勝	松平	阿波守	源	綱勝	奥州ノ米澤	出羽米沢
3	上杉	播磨守	源	忠義	上杉	播磨守	源	忠義	土佐ノ内高知	土佐高知
3	松平	土佐守	源	義隆	松平	土佐守	源	義隆	羽州ノ内秋田	出羽秋田
4	佐竹	修理太輔	源	頼利	佐竹	修理大夫	源	頼利	筑後ノ内久留米	筑後久留米
4	有馬	中務太輔	源	長継	有馬	松千代	源	長継	作州ノ内津山	美作津山
4	森	内記	源	忠次	森	内記	源	忠次	播州ノ内姫路	播磨姫路
4	柳原	熊之助	源	直矩	松平	式部大輔	源	直矩	越後村上	越後村上
4	松平	大和守	源	政勝	松平	大和守	源	政勝	大和之内郡山	大和郡山
4	本多	内記	源	清良	本多	内記	源	清良	出羽之内山形	出羽山形
4	松平	下総守	源	定長	松平	下総守	源	定長	伊与之内松山	伊子松山
4	松平	隱岐守	源	忠直	松平	隱岐守	源	忠直	豊前ノ内小倉	豊前小倉
4	小笠原	右近大夫	源	忠清	小笠原	右近將監	源	忠清	上州ノ前橋	上野前橋
5	酒井	左衛門尉	源	忠直	酒井	雅楽頭	源	忠直	若狹ノ小浜	若狹小浜
5	酒井	雅楽頭	源	忠直	酒井	修理大夫	源	忠直	出羽ノ庄内	出羽庄内
5	酒井	修理大夫	源	忠盛	酒井	左衛門尉	源	忠盛	武州ノ岩付	武蔵岩付
5	阿部	伊豫守	源	忠茂	阿部	對馬守	源	忠茂	筑後ノ柳川	筑後柳川
5	立花	飛騨守	源	忠平	立花	左近將監	源	忠平	奥州ノ白川	陸奥白河
5	本多	下野守	源	忠昌	本多	下野守	源	忠昌	奥州ノ山形	陸奥山形
5	奥平	美作守	源	定重	奥平	美作守	源	定重	勢州ノ桑名	伊勢桑名
6	戸田	采女	源	氏信	丹羽	左京大夫	源	氏信	奥州ノ二本松	陸奥二本松
6	丹羽	左京大夫	源	重信	南部	大膳亮	源	重信	奥州ノ長岡	陸奥盛岡
6	南部	山城守	源	重直	戸田	左門	源	重直	濃州ノ大垣	美濃大垣
6	水井	大炊頭	源	利重	土井	大炊頭	源	利重	下総ノ古河	下総古河
6	水野	日向守	源	勝貞	水野	日向守	源	勝貞	備後ノ福山	備後福山

6	松平	淡路守	菅原 利次	51	松平	淡路守	菅原 利次	越中/富山	前田利次	越中富山
6	永井	右近大夫	大江 尚政	52	永井	右近大夫	大江 尚征	丹後/宮津	永井尚征	丹後宮津
6	真田	伊豆守	滋野 氏後	53	真田	伊豆守	滋野 信房	信州/松城	真田信房	信濃松代
7	稲葉	美濃守	越知 正則	①						
7	小笠原	信濃守	源 長次	②						
7	太入保	出羽守	藤原 敦(傳カ)	③						
7	阿部	豊後守	安倍 忠秋	④						
7	中川	佐渡守	源 久恒	⑤						
7	松平	伊豆守	源 忠茂	⑥						
7	投野	飛騨守	源 忠茂	⑦						
8	本多	兵部少輔	藤原 康將	54	本多	下総守	藤原 利次	江州膳所	本多康將	近江膳所
8	伊達	大膳大夫	藤原 宗利	55	伊達	遠江守	藤原 宗利	伊豫/宇和嶋	伊達宗利	伊予宇和島
8	水野	出羽守	忠胤(職カ)	56	水野	出羽守	忠胤	信州/松本	水野忠胤	信濃松本
8	松平	丹波守	源 光重	57	松平	丹波守	源 光重	濃州/加納	戸田光重	美濃加納
8	内藤	帶刀	源 忠興	58	内藤	帶刀	源 忠興	奥州/岩城	内藤忠興	陸奥磐城
8	松平	飛騨守	菅原 利明	59	松平	飛騨守	菅原 利明	加州/太聖寺	前田利明	加賀太聖寺
9	戸澤	能登守	忠義	60	戸澤	能登守	忠義	羽州/新庄	戸次忠茂	出羽新庄
9	松平	山城守	源 康次	61	松平	山城守	源 忠國	播州之明石	松平信之	播磨明石
9	松平	周防守	源 康次	62	松平	周防守	源 康次	肥前/平戸	松浦鎮信	肥前平戸
9	松浦	肥前守	鎮信	63	松浦	肥前守	鎮信	上州高崎	安藤重貞	上野高崎
9	安藤	對馬守	重貞	64	安藤	對馬守	重貞	奥州中村	相馬勝胤	陸奥中村
9	相馬	長門守	平 泰胤	65	相馬	長門守	平 泰胤	伊豫/大洲	加藤泰胤	伊予大洲
9	加藤	出羽守	源 泰胤	66	加藤	出羽守	源 泰胤	常州空閑	井上正任	常陸空閑
10	井上	相摸守	源 正任	67	井上	相摸守	源 正任	備後/三吹	井上正任	備後三次
10	淺野	因幡守	長治	68	淺野	因幡守	長治	丹波/笹山	淺野長治	備後藤山
10	本多	若狹守	源 康信	69	本多	若狹守	源 康信	遠州/横須賀	松平康信	遠江横須賀
10	秋田	越前守	藤原 利長	70	秋田	越前守	藤原 利長	奥州/三春	本多利長	遠江横須賀
10	水野	安房守	源 盛李	71	水野	安房守	源 盛李	三州岡崎	秋田盛李	陸奥三春
10	石川	主殿頭	昌勝	72	石川	主殿頭	昌勝	山城/淀石	水野忠善	三河岡崎
10	小山	修理亮	菅原 吉重	73	小山	修理亮	菅原 吉重	但馬/出石	石川昌勝	山城淀石
10	内藤	因幡守	菅原 宗俊	74	内藤	因幡守	菅原 宗俊	伊豫/小渚	青山宗俊	但馬出石
10	内藤	豊前守	源 信照	75	内藤	豊前守	源 信照	奥州/棚倉	内藤信照	陸奥棚倉
10	溝口	出雲守	源 宣直	76	溝口	出雲守	源 宣直	越後/新発田	溝口宣直	越後新発田
10	松平	但馬守	源 直富	77	松平	但馬守	源 直富	越前/大野	松平直富	越前大野
11	阿部	内膳正	藤原 宣勝	78	阿部	内膳正	藤原 宣勝	泉州岸和田	阿部宣勝	和泉岸和田
11	仙石	越前守	源 政俊	79	仙石	越前守	源 政俊	播州/赤穂	淺野長友	播磨赤穂
11	淺野	采女正	長友	⑨	淺野	采女正	長友			
11	越前	左衛門佐	藤原 康純	80	有馬	左衛門佐	藤原 康純	日州縣	有馬康純	日向延岡
11	有馬	出雲守	源 祐久	81	伊藤	出雲守	藤原 祐久	日向/鉄肥	伊藤祐美	日向鉄肥
11	伊東	能登守	越智 信通	82	稲葉	能登守	越智 信通	豊後/臼杵	稲葉信通	豊後臼杵
11	稲葉	能登守	源 康次	83	松平	周防守	源 康次	石州/白濱	松平康次	石見浜田
11	京極	備中守	源 高豊	84	京極	備中守	源 高豊	讃州/丸龜	京極高豊	讃岐丸龜
12	松平	伊賀守	源 忠勝	85	松平	伊賀守	源 忠勝	丹波/龜山	松平忠勝	丹波龜山
12	金森	萬助	藤原 直清	86	金森	長門守	藤原 直清	高山	金森頼直	飛騨高山
12	永井	日向守	大江 尚清	87	永井	日向守	大江 尚清	摂州高槻	永井直清	摂津高槻
12	内藤	兵部少輔	藤原 直之	88	内藤	兵部少輔	藤原 直之	遠州掛川	内藤直之	遠江掛川
12	内藤	飛騨守	藤原 忠種	89	内藤	飛騨守	藤原 忠種	勢州戸波	内藤忠種	志摩鳥羽
12	九鬼	和泉守	藤原 隆昌	90	九鬼	長門守	藤原 隆昌	摂州/内三田	九鬼隆昌	摂津三田
12	太田	摂津守	源 資宗	91	太田	備中守	源 資宗	遠江濱松	太田資宗	遠江浜松
12	鳥井	兵部少輔	源 忠春	92	鳥井	主膳正	源 忠春	信州高遠	鳥居忠春	信濃高遠

12	諏訪	因幡守	源	忠清	93	諏訪	因幡守	源	忠清	諏訪	因幡守	源	忠清	信州諏訪	諏訪忠清
12	松平	市正	源	直次	94	松平	市正	源	直次	松平	市正	源	直次	豊後木槻	松平直次
12	牧野	佐渡守	源	親成	95	牧野	佐渡守	源	親成	牧野	佐渡守	源	親成	京都所司代二条三居又	牧野親成
13	松平	美作守	源	定房	96	松平	美作守	源	定房	松平	美作守	源	定房	伊豫今治	松平定房
13	真田	伊賀守	源	氏信	97	真田	伊賀守	源	氏信	真田	伊賀守	源	氏信	上野沼田	真田氏信
13	松平	備後守	源	恒元	98	松平	備後守	源	恒元	松平	備後守	源	恒元	播州穴栗	池田恒元
13	秋月	佐後守	大藏	種信	99	秋月	佐後守	大藏	種信	秋月	佐後守	大藏	種信	財部	秋月種信
13	堀	丹波守	藤原	直吉	100	堀	丹波守	藤原	直吉	堀	丹波守	藤原	直吉	越後ノ内村松	堀直吉
13	酒井	日向守	源	忠能	101	酒井	日向守	源	忠能	酒井	日向守	源	忠能	信州小室	酒井忠能
13	朽木	伊豫守	源	種綱	102	朽木	伊豫守	源	種綱	朽木	伊豫守	源	種綱	丹波ノ福地山	朽木種綱
13	織田	山城守	平	信高	103	織田	山城守	平	信高	織田	山城守	平	信高	和州宇多	織田長頼
14	大村	因幡守	源	純長	104	大村	因幡守	源	純長	大村	因幡守	源	純長	肥州ノ大村	大村純長
14	新庄	隱岐守	藤原	直時	105	新庄	隱岐守	藤原	直時	新庄	隱岐守	藤原	直時	常陸ノ麻生	新庄直時
14	小出	伊勢守	藤原	吉親	106	小出	伊勢守	藤原	吉親	小出	伊勢守	藤原	吉親	丹波ノ蘭部	小出吉親
14	土岐	山城守	源	頼行	107	土岐	山城守	源	頼行	土岐	山城守	源	頼行	出羽ノ上山	土岐頼行
14	西尾	淡路守	源	忠能	108	西尾	淡路守	源	忠能	西尾	淡路守	源	忠能	駿成ノ内足附	西尾忠成
14	木下	淡路守	源	俊長	109	木下	淡路守	源	俊長	木下	淡路守	源	俊長	備中ノ内日出	木下俊長
14	同	右衛門太輔	豊臣	常季	110	同	右衛門太輔	豊臣	常季	同	右衛門太輔	豊臣	常季	豊後ノ内八幡	木下利長
14	遠藤	備前守	藤原	常友	111	遠藤	備前守	藤原	常友	遠藤	備前守	藤原	常友	美濃ノ内八幡	遠藤常友
14	小笠原	土佐守	源	貞信	112	小笠原	土佐守	源	貞信	小笠原	土佐守	源	貞信	備中ノ内庭瀬	小笠原貞信
14	戸川	土佐守	藤原	正安	113	戸川	土佐守	藤原	正安	戸川	土佐守	藤原	正安	豊後ノ府内	戸川正安
14	相良	遠江守	藤原	長武	114	相良	遠江守	藤原	長武	相良	遠江守	藤原	長武	肥後ノ求麻	相良長武
14	松平	將監	源	忠照	115	松平	將監	源	忠照	松平	將監	源	忠照	上総ノ内久留里	松平忠照
14	土屋	民部少輔	源	利直	116	土屋	民部少輔	源	利直	土屋	民部少輔	源	利直	大和ノ内高取	土屋利直
14	植村	右衛門佐	源	家貞	117	植村	右衛門佐	源	家貞	植村	右衛門佐	源	家貞	三州刈屋畑	植村家貞
15	織田	信濃守	源	重洋	118	織田	信濃守	源	重洋	織田	信濃守	源	重洋	上州ノ尾畑	織田重洋
15	堀田	内記	平	信久	119	堀田	内記	平	信久	堀田	内記	平	信久	下野黒山	堀田信久
15	堀	美作守	菅原	親昌	120	堀	美作守	菅原	親昌	堀	美作守	菅原	親昌	丹波徳部	堀親昌
15	九鬼	式部少輔	藤原	隆季	121	九鬼	式部少輔	藤原	隆季	九鬼	式部少輔	藤原	隆季	羽州ノ澤田	九鬼隆季
15	酒井	大學頭	源	忠朝	122	酒井	大學頭	源	忠朝	酒井	大學頭	源	忠朝	羽州ノ窪田	酒井忠朝
15	土方	河内守	源	雄次	123	土方	河内守	源	雄次	土方	河内守	源	雄次	羽州ノ龜田	土方雄次
15	岩城	伊豫守	平	重隆	124	岩城	伊豫守	平	重隆	岩城	伊豫守	平	重隆	下野ノ壬生	岩城重隆
15	三浦	志摩守	平	安次	125	三浦	志摩守	平	安次	三浦	志摩守	平	安次	江州ノ太溝	三浦安次
15	分部	伊賀守	藤原	喜高	126	分部	伊賀守	藤原	喜高	分部	伊賀守	藤原	喜高	對馬ノ府中	分部喜高
15	宗	對馬守	平	義真	127	宗	對馬守	平	義真	宗	對馬守	平	義真	相模甘繩(玉繩)	宗義真
15	松平	備前守	源	綱良	128	松平	備前守	源	綱良	松平	備前守	源	綱良	勢劔神戸	松平綱良
15	石川	若狹守	源	利順	129	石川	若狹守	源	利順	石川	若狹守	源	利順	三州西尾	石川利順
15	増山	兵部少輔	藤原	和順	130	増山	兵部少輔	藤原	和順	増山	兵部少輔	藤原	和順	三河西尾	増山和順
15	六郷	伊賀守	平	高信	131	六郷	伊賀守	平	高信	六郷	伊賀守	平	高信	羽州ノ本庄	六郷高信
16	丹羽	式部少輔	源	氏純	132	丹羽	式部少輔	源	氏純	丹羽	式部少輔	源	氏純	三州ノ岩崎	丹羽氏純
16	大関	土佐守	源	増親	133	大関	土佐守	源	増親	大関	土佐守	源	増親	下野ノ黒羽根	大関増親
16	秋元	撰津守	藤原	喬朝	134	秋元	撰津守	藤原	喬朝	秋元	撰津守	藤原	喬朝	甲州ノ郡内	秋元喬朝
16	保科	越前守	源	正景	135	保科	越前守	源	正景	保科	越前守	源	正景	定江ノ仁正寺	保科正景
16	市橋	下総守	藤原	政信	136	市橋	下総守	藤原	政信	市橋	下総守	藤原	政信	近江ノ仁正寺	市橋政信
16	桑山	修理亮	藤原	一玄	137	桑山	修理亮	藤原	一玄	桑山	修理亮	藤原	一玄	和州ノ新庄	桑山一玄
16	細川	豊前守	源	興隆	138	細川	豊前守	源	興隆	細川	豊前守	源	興隆	常陸ノ茂木	細川興隆
16	五嶋	淡路守	平	盛勝	139	五嶋	淡路守	平	盛勝	五嶋	淡路守	平	盛勝	肥前ノ五嶋	五嶋盛勝
16	内田	出羽守	藤原	正衆	140	内田	出羽守	藤原	正衆	内田	出羽守	藤原	正衆	鹿沼	内田正衆
16	堀田	備前守	紀	正俊	141	堀田	備前守	紀	正俊	堀田	備前守	紀	正俊	総劔佐貴	堀田正俊
16	松平	出雲守	源	重治	142	松平	出雲守	源	重治	松平	出雲守	源	重治	上野安中	松平重治
16	京極	主膳正	源	高俱	143	京極	主膳正	源	高俱	京極	主膳正	源	高俱	丹後ノ嶺山	京極高俱
16	片桐	石見守	源	貞昌	144	片桐	石見守	源	貞昌	片桐	石見守	源	貞昌	和州ノ小泉	片桐貞昌

16	久留嶋	信濃守	源	通清	145	久留嶋	信濃守	源	通清	久留嶋	信濃守	源	通清	豊後ノ森村	久留嶋通清	豊後森
17	太田原	備前守	藤原	正清	146	太田原	備前守	藤原	正清	下野ノ太田原	備前守	藤原	正清	下野ノ太田原	太田原正清	下野太田原
17	堀	市正	藤原	包周	147	堀	市正	藤原	包周	常州ノ玉取	市正	藤原	包周	常州ノ玉取	堀包周	常陸玉取
17	小堀	備中守	源	政之	148	小堀	備中守	源	政之	江州内小玉	備中守	源	政之	江州内小玉	小堀正之	近江小室
17	井上	筑後守	源	政清	149	井上	筑後守	源	政清	未定	筑後守	源	政清	未定	井上政清	美濃木田
17	遠山	信濃守	藤原	友貞	150	遠山	信濃守	藤原	友貞	備中ノ河邊	信濃守	藤原	友貞	備中ノ河邊	遠山友貞	備中岡田
17	伊東	信濃守	藤原	長貞	151	伊東	信濃守	藤原	長貞	信州濱坂	信濃守	藤原	長貞	信州濱坂	堀直輝	信濃須坂
17	堀	肥前守	藤原	直輝	152	堀	肥前守	藤原	直輝	筑後ノ今山	肥前守	藤原	直輝	筑後ノ今山	堀直輝	筑後三池
17	立花	和泉守	源	種長	153	立花	和泉守	源	種長	越後ノ塩澤	和泉守	源	種長	越後ノ塩澤	立花種長	越後沢海
17	溝口	土佐守	藤原	政勝	154	溝口	土佐守	藤原	政勝	丹波ノ山家	土佐守	藤原	政勝	丹波ノ山家	溝口政勝	越後沢海
17	谷	出羽守	藤原	衛友	155	谷	出羽守	藤原	衛友	石見ノ太田	出羽守	藤原	衛友	石見ノ太田	谷衛友	丹波山家
17	加藤	内蔵助	藤原	明友	156	加藤	内蔵助	藤原	明友	播磨ノ小野	内蔵助	藤原	明友	播磨ノ小野	加藤明友	石見吉永
17	一柳	山城守	源	直好	157	一柳	山城守	源	直好	信濃ノ長沼	山城守	源	直好	信濃ノ長沼	一柳直好	播磨小野
17	佐久間	備中守	平	勝義	158	佐久間	備中守	平	勝義	越後ノ坂與	備中守	平	勝義	越後ノ坂與	佐久間勝義	信濃長沼
17	牧野	遠江守	平	武成	159	牧野	遠江守	平	武成	肥前ノ天草	遠江守	平	武成	肥前ノ天草	牧野武成	越後ノ板本
17	織田	信濃守	藤原	忠治	160	織田	信濃守	藤原	忠治	和州ノ柳本	信濃守	藤原	忠治	和州ノ柳本	織田忠治	大和富岡
18	戸田	伊賀守	平	長盛	161	戸田	伊賀守	平	長盛	和州ノ戒全	伊賀守	平	長盛	和州ノ戒全	織田長定	大和戒重
18	織田	豊前守	源	延貞	162	織田	豊前守	源	延貞	安房ノ東修	豊前守	源	延貞	安房ノ東修	織田延貞	安房東修
18	西郷	若狭守	源	良尚	163	西郷	若狭守	源	良尚	勢州長嶋	若狭守	源	良尚	勢州長嶋	松平良尚	伊勢長嶋
18	松平	伊勢守	平	氏崇	164	松平	伊勢守	平	氏崇	河州池尻	伊勢守	平	氏崇	河州池尻	北條氏崇	河内茨山
18	北條	右近大夫	菅原	利盛	165	北條	右近大夫	菅原	利盛	上州七日市	右近大夫	菅原	利盛	上州七日市	前田利盛	河内茨山
18	前田	主水正	源	正盛	166	前田	主水正	源	正盛	河州丹南	主水正	源	正盛	河州丹南	高木正盛	河内丹南
18	高木	修理亮	多良	弘隆	167	高木	修理亮	多良	弘隆	常州ノ内	修理亮	多良	弘隆	常州ノ内	山口弘隆	河内丹南
18	山口	大隅守	藤原	有宗	168	山口	大隅守	藤原	有宗	和泉ノ陶器	大隅守	藤原	有宗	和泉ノ陶器	小出有宗	常陸牛久
18	小出	大隅守	藤原	勝政	169	小出	大隅守	藤原	勝政	下総ノ小弓ノ	大隅守	藤原	勝政	下総ノ小弓ノ	伊丹勝政	和泉陶器
18	伊丹	出羽守	源	重信	170	伊丹	出羽守	源	重信	下総ノコモノ	出羽守	源	重信	下総ノコモノ	森川重信	和泉陶器
18	森川	備中守	源	雄豊	171	森川	備中守	源	雄豊		備中守	源	雄豊		伊勢生実	伊勢生実
18	土方				172	土方									土方雄豊	伊勢生実

注 二重線より右側の項目について、大名名は寛文4～11年時(1664～71)に、居所は本文の時点における通称を補った。

第2表 対馬本と諸本の比較①（記載がない大名）

No.	通番	巻	大名名	居所	譜代	備考
1	52	6	堀田正信	下総国佐倉	譜代	万治3年(1660) 改易
2	54	6	京極高国	丹後国宮津	外様	寛文6年(1666) 改易
3	76	9	仙石政俊	信濃国上田	外様	寛文9年(1669) 代替り(政俊→政明)、宝永3年(1703) 但馬国出石へ移封
4	78	9	脇坂安吉(元)	信濃国飯田	外様	寛文12年(1672) 播磨国龍野へ移封、天和3年(1683) 願譜代となる
5	123	13	柳直興	伊予国西条	外様	寛文5年(1665) 所領没収
6	152	15	水野元綱	上野国安中	譜代	寛文7年(1667) 刃傷沙汰、所領没収
7	187	18	酒井忠輝	出羽国大山	譜代	寛文9年(1669) 無嗣、所領収公
8	188	18	青木重兼	摂津国麻田	外様	
9	191	18	徳部政長	播磨国林田	外様	
10	195	18	池田薫時	播磨国新宮		
11	200	18	板倉重矩	三河国中島	譜代	寛文12年(1672) 下野国島山へ移封
12	56	7	稲葉正則	相模国小田原	譜代	貞享2年(1685) 越後国高田へ移封
13	57	7	小笠原長次	豊前国中津	譜代	享保元年(1716) 改易
14	58	7	大久保季任(忠職)	肥前国唐津	譜代	延宝6年(1678) 下総国佐倉へ移封、貞享3年(1686) 相模国小田原へ移封
15	59	7	阿部忠秋	武蔵国忍	譜代	
16	60	7	中川久清	豊後国岡	外様	
17	61	7	松平信綱(大河内)	武蔵国川越	譜代	
18	62	7	牧野忠成	越後国長岡	譜代	
19	96	11	松平兼久(大給)	下総国佐倉	譜代	寛文元年(1661) 上野国館林から移封
20	97	11	板倉重郷	上総国関宿	譜代	寛文9年(1669) 伊勢国龜山へ移封
21	98	11	青山幸利	摂津国尼崎	譜代	正徳元年(1711) 信濃国飯田へ移封
22	99	11	松平忠房(深溝)	丹波国福知山	譜代	寛文9年(1669) 肥前国島原へ移封
23	100	11	津軽信政	陸奥国弘前	外様	
24	101	11	亀井茲政	石見国津和野	外様	
25	102	11	本多玄昭(重昭)	越前国丸岡	譜代	元禄8年(1695) 除封
26	103	11	高力隆信	肥前国島原	譜代	寛文8年(1668) 改易
27	104	11	松平忠樹(奥)(桜井)	信濃国飯田	譜代	宝永3年(1706) 遠江国掛川へ移封
28	105	11	水谷勝隆	備中国松山	譜代	元禄6年(1693) 御家断絶
29	106	11	小笠原忠知	三河国吉田	譜代	元禄10年(1697) 武蔵国岩槻へ移封

注 通番、巻数、大名名は刈谷本目録によった(全201家、18巻)。対馬本において、他本の巻7、11はすべて掲載されていない。居所は寛文期のもの、それ以前に改易の場合は改易時のもの。備考は大石字編『近世藩制藩校大事典』(吉川弘文館、2006年)によって補った。

第3表 対馬本と諸本の比較②(大人名・居所の異なる大名)

No.	姓	大聖寺本			刈谷本			対馬本			備考			
		通番	巻	名	居所	通番	巻	名	居所	通番		巻	名	居所
1	阿部	41	5	利重	武州ノ内岩付	41	5	利重	武州内岩付	41	5	正盛	武州ノ岩付	寛文11年(1671) 代替わり、正邦から正盛と改める
2	立花	42	5	直茂	筑後ノ内柳川	42	5	忠茂	筑後ノ柳川	42	5	忠平	忠茂	寛文2年(1662) 忠義から忠平へ代替わり
3	本多	43	5	忠義	奥州ノ内白川	43	5	重直	奥州ノ白川	43	5	重信	奥州ノ長岡	寛文4年(1664) 重直から重信へ代替わり
4	南部	47	6	重直	奥州ノ内長岡	47	6	重直	奥州ノ内長岡	47	6	重信	奥州ノ長岡	寛文4年(1664) 重直から重信へ代替わり
5	戸田	48	6	氏信	濃州ノ内大垣	48	6	氏西	濃州ノ内大垣	48	6	氏西	濃州ノ内大垣	寛文11年(1671) 氏信から氏西へ代替わり
6	永井	53	6	尚政	山城之内淀	53	6	尚政	山城之内淀	52	6	尚征	丹後ノ宮津	万治元年(1658) 尚政から尚征へ代替わり
7	戸沢	69	9	兼盛	羽州ノ内新庄	69	9	兼盛	羽州ノ内新庄	60	9	忠茂	忠茂	寛文9年(1669) 正利から正任へ代替わり
8	井上	84	10	吉英	常州笠間	84	10	吉英	常州笠間	66	10	吉任	常州笠間	寛文6年(1666) 吉英から吉重へ代替わり
9	小出	91	10	吉英	但馬ノ内出石	91	10	吉英	但馬ノ内出石	73	10	吉重	但馬ノ出石	寛文11年(1671) 長直から長友へ代替わり
10	浅野	77	9	長直	播州ノ内赤穂	77	9	長直	播州ノ内赤穂	79	11	長友	長直	承応3年(1654) 忠照から忠成へ代替わり
11	西尾	131	14	忠照	駿河ノ内田中	131	14	忠成	駿河ノ内田中	108	14	忠成	駿州ノ田中	寛文5年(1665) 高直から高供へ代替わり
12	京極	167	16	高直	丹州嶺山	167	16	高直	丹州嶺山	143	16	高俱	丹後ノ嶺山	寛文元年(1661) 甲府入封
①	徳川	7	1	綱重	未定	7	1	綱重	未定	7	1	綱重	甲府	寛文8年(1668) 下野宇都宮から出羽山形へ移封
②	奥平	44	5	忠昌	下野ノ内宇都宮	44	5	忠昌	下野之内宇都宮	44	5	忠昌	丹後ノ山形	寛文9年(1669) 山城淀から丹後宮津へ移封
③	永井	53	6	尚政	山城之内淀	53	6	尚政	山城之内淀	52	6	尚征	丹後ノ宮津	寛文9年(1669) 伊勢亀山から山城淀へ移封
④	石川	90	10	昌勝	伊勢ノ内龜山	90	10	昌勝	伊勢ノ内龜山	72	10	昌勝	山城ノ淀	寛文9年(1669) 常陸土浦から丹波福知山へ移封
⑤	朽木	125	13	重綱	常陸ノ内土浦	125	13	重綱	常陸土浦	102	13	重綱	丹波ノ福地山	寛文9年(1669) 常陸土浦から丹波福知山へ移封

注 通番、巻数、大人名は各本巻頭目録によった(全201家、18巻)。大聖寺本巻頭目録では、巻15において六卿政勝が抜けているため(本文もなし)、それを補い通番とした。刈谷本巻頭目録では、巻2において松平光長が抜けているため(本文あり)、それを補い通番とした。

第4表 対馬本内での比較①(目録が巻頭目録・本文より代替わりを正しく記載している大名家)

No.	通番	巻	目録			巻頭目録			本文			備考
			保科	筑前守	源	保科	肥後守	源	保科	肥後守	源	
1	9	2	保科	筑前守	源	保科	肥後守	源	保科	肥後守	源	寛文8年(1668) 正之から正経へ代替わり
2	15	2	松平	陸奥守	藤原	松平	陸奥守	藤原	松平	陸奥守	藤原	万治元年(1658) 忠宗から綱宗へ代替わり、同3年綱宗から綱村へ代替わり
3	28	3	松平	土佐守	藤原	松平	土佐守	藤原	松平	土佐守	藤原	明暦2年(1656) 忠義から忠豊へ代替わり、寛文9年(1669) 忠豊から豊昌へ代替わり
4	29	4	佐竹	修理大夫	源	佐竹	修理大夫	源	佐竹	修理大夫	源	寛文11年(1671) 義隆から義処へ代替わり
5	30	4	有馬	中務太輔	源	有馬	松千代	源	有馬	松千代	源	寛文8年(1668) 頼利から頼元へ代替わり
6	32	4	榎原	熊之助	源	松平	式部大輔	源	松平	式部大輔	源	寛文5年(1665) 忠次から政房へ代替わり、同7年政房から熊之助(政倫)へ代替わり
7	54	8	本多	兵部少輔	藤原	本多	下総守	藤原	本多	下総守	藤原	寛文4年(1664) 利次から康将へ代替わり
8	81	11	伊東	出雲守	藤原	伊藤	出雲守	藤原	伊藤	出雲守	藤原	明暦3年(1657) 祐久から祐由へ代替わり、寛文元年(1661) 祐田から祐美へ代替わり
9	86	12	金森	萬助	藤原	金森	長門守	藤原	金森	長門守	藤原	寛文5年(1665) 頼直から萬助(頼業)へ代替わり

第5表 対馬本内での比較②(寛文3年以前に代替わり、転封したが記載が変更されていない大名家)

No.	通番	巻	目録			巻頭目録			本文			備考
			水戸	中納言	源	水戸	中納言	源	水戸	中納言	源	
1	5	1	水戸	中納言	源	水戸	中納言	源	水戸	中納言	源	寛文元年(1661) 頼房から光国へ代替わり
2	50	6	水野	日向守	源	水野	日向守	源	水野	日向守	源	寛文2年(1662) 勝貞から勝種へ代替わり
3	61	9	松平	山城守	忠國	松平	山城守	源	松平	山城守	源	万治2年(1659) 忠国から信之へ代替わり
4	92	12	島井	兵部少輔	平	島井	主膳正	平	島井	主膳正	平	寛文3年(1663) 忠春から忠則へ代替わり
5	102	13	朽木	伊豫守	源	朽木	伊豫守	源	朽木	伊豫守	源	万治3年(1660) 種綱から種昌へ代替わり
6	103	13	織田	山城守	平	織田	山城守	平	織田	山城守	平	万治3年(1660) 信尚(高長)から長頼へ代替わり
7	133	16	大関	土佐守	源	大関	土佐守	源	大関	土佐守	源	寛文2年(1662) 増親から増栄へ代替わり
①	74	10	青山	因幡守	菅原	青山	因幡守	菅原	青山	因幡守	菅原	寛文2年(1662) 信濃小諸から大坂城代へ
②	130	15	増山	兵部少輔	藤原	増山	兵部少輔	藤原	増山	兵部少輔	藤原	寛文3年(1663) 三河西尾から下総下館へ